



RIETI Policy Discussion Paper Series 26-P-006

台湾の気候変動政策の変遷
—国際レジームのアウトサイダーによる国際規範の受容の観点から—

服部 崇
経済産業研究所

毛 品喬
京都大学



Research Institute of Economy, Trade & Industry, IAA

独立行政法人経済産業研究所

<https://www.rieti.go.jp/jp/>

台湾の気候変動政策の変遷 ——国際レジームのアウトサイダーによる国際規範の受容の観点から——¹

服部崇（京都大学経済研究所／経済産業研究所）

毛品喬（京都大学経済学研究科）

要 旨

本稿では、国際レジームのアウトサイダーである台湾が、1980年代後半から2020年代前半までの間、どのように国際的な気候変動規範を受容してきたかを分析する。主要な政府文書に基づき、国連気候変動枠組条約・京都議定書・コペンハーゲン合意・パリ協定という国際的な節目ごとに台湾の気候変動政策の発展過程を跡付ける。台湾は国連非加盟のため気候変動関連条約・協定の締約国となれないにもかかわらず、組織体制の整備、法律の制定・改正、綱領の策定を積み重ね、NAMAs・INDC・NDCの独自策定・公表など、国際規範との整合を意識した政策形成を一貫して行ってきた。こうした政策の展開は、李登輝・陳水扁・馬英九・蔡英文・頼清徳と政権が交代する中でも基本的な方向性を維持しており、締約国とはなれない制約のもとで国際規範を受容するという台湾固有の政策形成パターンを示している。本稿の知見は、規範受容の動因としてインサイダーとアウトサイダーとは異なる論理が働くことを示しており、アウトサイダーにとっては社会化による内面化に代わり「戦略的正当化（strategic legitimation）」が規範受容の主要な経路となりうるという命題を提示することで、規範ライフサイクル論の射程を拡張するものとして位置づけられる。

キーワード：台湾、気候変動政策、国際レジーム、アウトサイダー、国際規範

JEL classification: F53, F55, Q54, Q58

RIETI ポリシー・ディスカッション・ペーパーは、RIETI の研究に関連して作成され、政策をめぐる議論にタイムリーに貢献することを目的としています。論文に述べられている見解は執筆者個人の責任で発表するものであり、所属する組織及び（独）経済産業研究所としての見解を示すものではありません。

¹本稿は、独立行政法人経済産業研究所（RIETI）におけるプロジェクト「東アジアにおける国際協調メカニズムに関する研究」の成果の一部である。本稿の原案は、経済産業研究所（RIETI）のポリシー・ディスカッション・ペーパー検討会で発表を行ったものである。検討会参加者からの有益なコメントに感謝したい。

目次

1. はじめに.....	3
2. 先行研究・方法論.....	4
3. 気候変動政策及び関連政策の変遷.....	7
国連気候変動枠組条約が作られた期間 1985年～1994年.....	9
京都議定書が作られた期間 1995年～2001年.....	13
コペンハーゲン合意が作られた期間 2002年～2010年.....	20
パリ協定が作られた期間（グラスゴー気候合意以前） 2011年～2020年.....	29
パリ協定が作られた期間（グラスゴー気候合意以降） 2021年～現在.....	36
4. 国際レジームのアウトサイダーによる国際規範の受容に関する考察.....	40
5. 結論.....	44
参考文献.....	47
図 1. 台湾の二酸化炭素排出量.....	57
図 2. 台湾の一人当たり二酸化炭素排出量.....	57
表 1. 関連年表.....	58
表 2. 地球環境変動政策指導グループ（1994年8月）の主な任務.....	67
表 3. 国家持続発展委員会（1999年5月時点）の主な任務.....	68
表 4. 国家持続発展委員会（1999年5月時点）の作業グループ一覧表.....	69
表 5. 第1回全国エネルギー会議（1998年5月）における主要な結論.....	70
表 6. 国家持続発展委員会の主な任務（2002年時点）.....	72
表 7. 持続発展行動計画（2002年12月）における作業グループの任務.....	73
表 8. 第2回全国エネルギー会議（2005年）の議題.....	74
表 9. 持続発展政策綱領（2009年9月）の構成.....	75
表 10. 持続発展政策綱領（2009年9月）における10の原則.....	76
表 11. 持続発展政策綱領（2009年9月）「実施体制」（国際協力）.....	77
表 12. 国家気候変動対応行動綱領（2017年2月）における基本原則.....	79
表 13. 国家気候変動対応行動綱領（2017年2月）に盛り込まれた政策.....	80
表 14. 台湾持続発展目標（2019年7月）の中核目標.....	81
表 15. エネルギー転換白書（2020年11月）の構成.....	82

1. はじめに

気候変動問題が 1980 年代後半に国際的な政治課題として認識されて以降、国連気候変動枠組条約（1992 年）、京都議定書（1997 年）、コペンハーゲン合意（2009 年）、パリ協定（2015 年）、グラスゴー気候合意（2021 年）と国際合意を積み重ねるなかで、気候変動問題への対処は国際的な規範として広く浸透してきた。同時に、国連気候変動枠組条約（UNFCCC）およびその関連協定は、締約国に具体的な義務を課す国際レジームとして発展してきた。こうした国際規範の普及は、条約の締約国だけでなく、非加盟の国・地域の政策にも影響を及ぼしうる点において、国際関係論上の重要な研究課題を提起する。

気候変動に関する国際レジームが広範な国々を包含する中で、世界を見渡せば、このレジームの外に置かれた国・地域も存在している。その最も重要な事例の一つが台湾である。台湾（中華民国）は、1971 年の国連総会決議 2758 号（いわゆるアルバニア決議）により国連の代表権を喪失した。以来、台湾は国連システムのアウトサイダーであることを余儀なくされており、1990 年代以降に形成された UNFCCC および関連協定にも締約国として参加できていない。台湾は、国際レジームへの参加から台湾を排除しようとする中国による外交的圧力に継続的にさらされている。台湾の国際レジームへの不参加はその国際政治上の特殊な地位に起因するものである。

他方、台湾では気候変動政策が随時拡充されてきている。近年だけを見ても、2021 年には蔡英文総統（当時）が「2050 年ネットゼロ宣言」を行い、2022 年には「2050 年ネットゼロ排出ロードマップ」が策定された。2023 年には「気候変動対応法」が制定され、炭素料金制度が導入された。2024 年からは頼清徳総統の下で「気候変動対策委員会」が開催されるなど、組織・法・施策の三層にわたる整備が続いている。これらの動きは、国際レジームの発展および世界の気候変動規範の浸透に沿ったものとみなすことができる。より長い時間軸で見ても、1990 年代の「地球環境変動政策指導グループ」の設置に始まり、国家永續発展委員会の発足、環境基本法の成立、全国エネルギー会議を通じた削減目標の議論、温室効果ガス削減及び管理法の制定、INDC・NDC の独自策定・公表と、台湾の気候変動政策は政権交代を越えて一貫した発展の軌跡を示している。

2023 年の台湾のエネルギー起源の二酸化炭素排出量は世界全体の 0.75% を占めている（IEA, 2026）。排出量の規模としては無視できない水準にあるが、台湾は国際レジームへの参加資格を持たない。にもかかわらず、台湾はこれほどまでに積極的に気候変動規範に沿った政策を推進してきた。この事実は一見したところ不可解であり、重要な問いを提起する。すなわち、国際レジームのアウトサイダーであるにもかかわらず、台湾はなぜ気候変動規範を受け入れ、それをどのような論理に基づいて政策として推進してきたのか。

この問いに答えるため、本稿では、国際レジームのアウトサイダーである台湾における気候変動規範の受容の観点から、台湾の気候変動政策の変遷を検証する。具体的には、国際動向、台湾動向、環境・気候変動、エネルギー、持続可能な開発の五項目に関し、1985 年から 2020 年代前半に至る期間を対象に時系列的な整理を行う。その上で、台湾がどの程度国際規範を受け入れてきたのか、またその際にいかなる論理が機能してきたのかを分析する。本稿の構成は以下のとおりである。第 2 節では先行研究を概観し、分析の方法論および作業仮説を提示する。第 3 節では各時期における主要な政府文書を中心に気候変動政策の変遷を整理する。第 4 節では仮説の検証と理論的考察を行い、第 5 節で結論を述べる。

2. 先行研究・方法論

服部 (2021) は、1980 年代後半から 2020 年までの期間を対象に、国際エネルギー機関の役割と日本・中国・ASEAN のエネルギー政策の変遷を分析し、気候変動規範の形成と変容に国際機関および各国・地域のエネルギー政策が密接に関わってきたことを明らかにした。同書は本稿の直接の出発点をなすが、台湾は分析対象に含まれていない。本稿はこの空白を埋める試みとして位置づけられる。以下では、本稿に密接に関連する先行研究を整理しておく。

日本台湾交流協会 (2025) は、1990 年代から 2020 年代前半にかけての台湾の気候変動政策の変遷を包括的に整理した報告書となっており、本稿と問題関心を共有する。同報告書は、組織体制・法制化・政策展開の三側面から台湾の気候変動対策の変遷を整理している。組織体制の面では、UNFCCC の採択を受けて設立された気候変動担当組織が 1997 年に「国家永續發展委員会」へと昇格し、中核を担ってきたとされている。法制化の面では、2002 年の環境基本法による政府責務の規定から 2015 年の「温室効果ガス削減及び管理法」による削減目標の法定化に至る過程が整理されている。ただし、カーボンプライミング施策については「その実効性には課題が残るものとなった」(p.4) とされている。2020 年代以降については、2021 年の「2050 ネットゼロ宣言」を起点に、2022 年のロードマップ策定、2023 年の気候変動対応法の制定と行政院環境保護署の環境部への昇格、2024 年の国家気候変動対策委員会の設置へと、矢継ぎ早に整備が進んだことが記されている。本稿は、同報告書の整理を踏まえつつ、気候変動に関する国際レジームの動向との関係により注意を払いながら、台湾当局の政策意図をより深く明らかにしていくことを目指す。

台湾の気候変動政策における規範受容の問題に正面から取り組んだ研究としては、Cheng (2017) と Chen (2020) が本稿の問題意識に最も近い。Cheng (2017) は、台湾が自主的に国際規範を遵守する理由として、第一に台湾経済の国際貿易依存という構造的条件（「国際規範に従う以外に選択肢がない」、p.32）、第二に国際社会に対する「意味ある参加」を実現するための手段（「台湾が責任ある国であることを示す」、p.32）の二点を挙げている。また、1990 年代初頭のサイの角の使用問題をめぐる貿易制限措置への懸念が、台湾が国際規範に自主的に準拠しようとする動機の一つとなったことも指摘している (pp.24-27)。Cheng (2017) によるこうした分析は本稿の出発点として有益であるが、その射程は 2010 年代前半までにとどまり、パリ協定採択以降の台湾の対応は対象外となっている。

Chen (2020) は、気候レジームから排除されている台湾が自主的に気候変動対策を進めてきた理由として、第一に国際的な活動スペースの拡大戦略、第二に輸出主導型経済の地位維持戦略の二点を挙げている。Chen (2020) は、台湾の国際規範への戦略的なバンドワゴン行動が陳水扁政権下の 2007 年に確立したとし (p.25)、それが中国による孤立化政策への対抗手段であったと指摘している。馬英九政権期 (2008 年～2016 年) には兩岸関係の改善の下で初めて UNFCCC への「意味のある参加」がなされ、2015 年の「温室効果ガス削減及び管理法」が成立した。蔡英文政権下では気候変動への「意味のある参加」から「意味のある貢献」へとシフトしたとされている (p.28)。また、温室効果ガス削減の「基準」を持たない場合の貿易制限措置への懸念と、規制導入に際した台湾企業の国際競争力維持への配慮が、産業界の規制導入支持を得た背景にあったことも指摘されている (pp.25-26)。ただし、Chen (2020) の分析は 2020 年までを対象としており、グラスゴー気候合意以降の台湾の政策対応は含まれていない。

Liu and Chao (2023) は台湾の気候変動政治をグローバル・ナショナル・ローカルの三層でレビューしている。グローバルレベルでは台湾の特異な国際的地位が気候変動への対応を「ジェスチャー的政策」にとどめてきた一方、近年はサプライチェーンからの圧力を受け企業による気候アクションが急速に拡大しているとする。ナショナルレベルでは「開発主義国家」の歴史的遺産が台湾を「高炭素レジーム」に固定してきたと指摘している。Yang and Chien (2010) は、台湾が NGO として工業技術院 (ITRI) の名義で UNFCCC のイベントに参加してきたことを確認している (pp.318-320)。

以上の先行研究を踏まえると、台湾の気候変動政策をめぐる研究には少なくとも三つの空白が存在する。

第一に、分析対象期間の限界である。Cheng (2017) は 2010 年代前半まで、Chen (2020) は 2020 年までを対象としており、グラスゴー気候合意 (2021 年) 以降の台湾の政策対応—2023 年の

気候変動対応法の制定、NDC2.0・NDC3.0 の公表と削減目標の段階的強化——は先行研究の射程に含まれていない。この時期は台湾が国際規範との整合をより明示的に追求し始めた重要な局面であり、分析の欠落は大きい。

第二に、一次資料の体系的整理の不足である。行政院の各委員会の任務規定、永續發展年報、全国エネルギー会議の結論文書、国家気候変動対応行動綱領など、台湾当局の主要な一次政府文書を体系的に参照した研究は少ない。とりわけ、各時期の政府文書に記された国際規範を参照する言説を丹念に追跡することは政策意図の解明に不可欠であるが、これまで十分に行われてこなかった。

第三に、分析視角の問題である。先行研究は台湾の規範受容を主として輸出経済の構造的制約や国際参加戦略の観点から説明してきた。しかし、台湾がなぜ義務のない非締約国でありながら自らに削減目標を課し、政権交代を越えてその基本方向性を維持し続けてきたのかという問いに対し、本稿において主張することとなる国内政策の正当化と対外的信頼の構築という二重の機能という観点から体系的に論じた研究は存在しない。

これらの空白を埋めるべく、本稿は 1985 年から 2020 年代前半に至る期間を対象に、主要な台湾政府文書の体系的分析を主軸とし、補完的に関係者へのインタビューも参照しながら、気候変動に関する国際レジームの展開と台湾の政策形成との照応関係を時系列的に解明する。

本稿では、なぜ国際レジームに参加していない台湾が国際規範を受け入れてきたのかについて、2 つの作業仮説を設定する。以下では作業仮説は台湾のケースに限定せずより一般化した形で提示することとする。

作業仮説 1. 国内政策の正当化機能: 国際規範に沿った対応を行うことを国内に明示することによって、政府は関連する国内政策の立案・実施に対する正当性を確保し、政策推進を容易にすることができる。

作業仮説 2. 対外的信頼の構築機能: 国際規範に沿った対応を行うことを対外的に示すことによって、政府は正式の外交関係の有無にかかわらず、気候変動規範を共有する国・地域との間に実質的な信頼関係を構築・強化することができる。

作業仮説 1 は規範受容の国内的作用に着目し、作業仮説 2 はその対外的作用に着目する。両仮説は相互排他的ではなく、同一の規範受容行動が国内・対外の双方に同時に機能するという前提に立っている。この二重の機能を一つの論理として統合するのが、後述する「戦略的正当化 (strategic legitimation)」という分析概念である。

仮説の検証に際しては、支持の有無だけでなく、各仮説が機能する条件と機能しない条件の両面を同等に重視する。作業仮説 1 については、「国際規範への準拠」が政府文書に明示的根拠として記載されているか、また民意・議会・産業界との摩擦が生じた局面においてその正当化機能が有効に作用したか否かが判断基準となる。作業仮説 2 については、政府が気候変動規範への関与を外交的シグナルとして対外的に発信しているか、またその発信が相手方との実質的関係の維持・強化に結びつくと推定できるかが判断基準となる。証拠が整合的でない事例は、各仮説の限界として積極的に論じる。

本稿では、政府文書の分析を主軸としつつ、補完的にインタビュー調査を実施した。一次政府文書としては、行政院および各部会 (省庁) が公表した気候変動関連組織の任務規定・永續發展年報・全国エネルギー会議の結論文書・国家気候変動対応行動綱領・INDC/NDC 文書などを体系的に参照し、各時期の政策意図を示す文言を抽出・分析した。政策の策定・実施においては組織の設置・改編、綱領・計画の策定・実施、法令の整備・実施という三つの制度的側面を追跡する。

インタビュー調査については、2026 年 3 月 3 日から 6 日にかけて台北を訪問し、長年にわたり台湾の気候変動政策の立案・実施に携わってきた実務経験を有する関係者および台湾の気候変動政策を専門的に研究してきた研究者、合計 5 名に対してインタビューを行った。インタビューはセミ構造化形式で実施し、本稿の時期区分に沿って各時期の UNFCCC プロセスおよび締約国会議 (COP) プロセスへの台湾の参画に関する関心事項をあらかじめ提示した上で、各インタビューイが自由に発言できる形式を採用した。インタビューイのプライバシー保護および証言の率直さを確保するため、個人の特定につながる情報の公表を差し控え、証言は匿名の脚注形式で引用する。インタビューから

得られた知見は、政府文書からは確認しにくい COP への参加経緯や対外的な政策意図に関する情報の補完として位置づけており、本稿の主たる論拠は一次政府文書に置いている。

時期区分については、服部（2021）を参考に、気候変動レジームの進展における主要な節目を基準とする以下の区分を採用する。台湾の政権交代サイクル（民進党・国民党の八年交代）を基軸とする区分も考えられるが（Chen, 2020）、本稿は台湾の政策変遷を国際レジームの展開との対照において位置づけることを目的とするため、国際レジームの節目を基準とする時期区分を選択した。

UNFCCC が作られた期間	1985 年～1994 年
京都議定書が作られた期間	1995 年～2001 年
コペンハーゲン合意が作られた期間	2002 年～2010 年
パリ協定が作られた期間（グラスゴー気候合意以前）	2011 年～2020 年
パリ協定が作られた期間（グラスゴー気候合意以降）	2021 年～現在

本稿の分析視角に関連する理論的枠組みとして、Finnemore & Sikkink (1998) が提示した「規範ライフサイクル論」を参照したい。同論は、国際規範の伝播が「規範起業家による提唱→多数の国家による採択→社会化による内面化」という三段階の経路を経て進むと論じており、国家が規範を受容する主要な動因として社会的適合性への欲求を挙げている。なぜ強制力のない国際規範が広範な国家に受容されるのかを説明する上で、国際関係論において最も広く参照される理論の一つである。

ただし、同論が想定する規範受容の主体は、あくまで国際社会の正規メンバーとしての国家である。同論に基づけば、第三段階の「内面化」は、締約国会議・条約実施審査・ピアレビューといった制度的回路を通じた繰り返しの社会的相互作用によって規範が自明視される過程（社会化）として説明することができる。しかし、条約への加盟資格を持たず国際機関への参加が構造的に制約されているアウトサイダーは、この社会化の回路に接続することができない。台湾の事例はまさにこの空白に位置する。

本稿の分析が示すように、台湾は社会化という経路によらず、国際的正当性の獲得を戦略的に追求するという異なる論理によって規範を受容してきた。本稿ではこの代替経路を「戦略的正当化（strategic legitimation）」と呼ぶ。「legitimation（正当化）」という概念は国際関係論において国家や国際機関が自らの権威の正統性を示そうとする行為を指す確立された用語であり（Hurd, 1999; Tallberg and Zürn, 2019）、本稿における「戦略的正当化」はその応用として、アウトサイダーが規範への準拠を正当性獲得の手段として能動的に選択するメカニズムを指す分析概念として用いる。台湾の気候変動政策の変遷を分析することは、この代替経路の実証的根拠を提示するとともに、規範ライフサイクル論がインサイダーを暗黙の前提としているという理論的限界を明示する試みでもある。

本稿が提示する「戦略的正当化」のメカニズムは、ゲーム理論および制度の経済学の観点からも一定の整合性を見出すことができる。青木昌彦（2001）が示したように、制度とは「ゲームのルール」ではなく「ゲームの均衡としての共有信念」であり、制度への準拠は外部からの強制ではなく参加者の戦略的な期待の収束として説明される。この視点に立てば、台湾が国際規範に自発的に準拠してきた行動は、国際社会における「信頼できるコミットメント（credible commitment）」を形成することで、正式な外交関係を持たない諸国・地域との実質的な協力関係を安定させるための戦略的選択として理解できる。すなわち、条約という強制的な枠組みがない中でも、規範への準拠という行動パターンを繰り返すことによって、台湾は「責任ある行為者」としての評判（reputation）を積み重ね、これが対外的信頼の構築に寄与してきたと解釈できる。

ゲーム理論を用いた気候変動の国際協力研究においても、国内政治過程が国際交渉の帰結に及ぼす影響が重要な論点として扱われてきた。Hagen, Altamirano-Cabrera and Weikard (2021) は、国内ロビー団体の存在が国際環境協定の安定性に影響することを示した。同研究では、政府は社会厚生を最大化ではなく「政治的収益」の最大化を追求する主体として定式化され、企業ロビーと環境ロビーの双方からの圧力が国際環境協定の参加・脱退インセンティブを左右することが示されている。また、国際環境協定研究における古典的な論点として、「ただ乗り問題（free-rider problem）」と参加インセンティブの関係がある。非締約国は条約上の義務を負わない一方で、他国の削減努力による気

候安定化というグローバル公共財の恩恵を享受できるため、合理的な行為者であれば参加を回避するインセンティブを持つはずである。

しかし台湾の事例はこの合理的選択の枠組みと明確に齟齬をきたす。台湾は **free-rider** の立場を利用するどころか、義務なき自発的準拠という行動を一貫して選択してきた。この逸脱は、台湾にとっての「政治的収益」の内容が通常の家と根本的に異なることによって説明できる。すなわち、台湾にとっての政治的収益とは排出削減そのものよりも、国際的正当性の獲得と「同志国」との関係維持という外交的報酬であり、これが義務なき準拠を合理的選択として成立させる構造的条件となっている。この点において、台湾の事例はゲーム理論的な分析枠組みを気候変動以外の国際規範受容の研究に拡張する際の重要な示唆を含んでいる。

また、パリ協定が規定した NDC の参加・強化を規定する要因に関する先行研究 (Tørstad, Sælen and Bøyum, 2020; Peterson et al., 2023) は、民主主義の程度や市民社会組織との協議といった国内政治過程の開放性が、経済・構造要因よりも NDC 野心度の強化を左右することを示している。これらの研究は台湾の事例と部分的には整合する。台湾は民主主義指数が高く、公民投票に見られるように市民社会からの圧力が気候変動政策に一定の影響を及ぼしてきたことが確認されている。

しかし、既存研究が想定する「非締約国」は、国内要因によって条約参加に消極的な国家であることが一般的である。これに対し、台湾が非締約国とされる理由は、化石燃料依存や発展段階あるいは国内利益集団の反対といった国内要因ではなく、1971 年の国連代表権喪失に起因する外部政治的な排除にある。すなわち台湾は「参加を望まない」のではなく「参加できない」という、既存研究が想定しない類型の非締約国である。このため、既存の国際環境協定研究や NDC 研究の枠組みを台湾にそのまま適用することは適切ではなく、「なぜ国家が条約参加を望まないのか」ではなく「参加資格を持たない政治的実体がいかにして国際規範を受容するのか」という問いを軸に据えた分析枠組みが必要となる。

この問いは、台湾と類似した外部政治的制約の下に置かれた他の政治的実体にも開かれている。コソボは 2008 年に独立を宣言したものの、中国・ロシア等の反対により国連加盟を果たせておらず、気候変動条約を含む多くの国際条約への参加資格を持たない。パレスチナは 2016 年にパリ協定の締約国となったものの、国家としての国際的地位は依然として不安定であり、他の多くの国際制度においてはアウトサイダーに近い立場に置かれている。これらの事例と台湾を比較することによって、「外部政治的要因による制度的排除」という共通条件のもとで規範受容のパターンがいかに異なるか、あるいは共通するかを検証することが可能となる。ただし、コソボやパレスチナは台湾と異なり経済規模や国際的な認知度において大きく異なるため、比較にあたっては各事例の固有の条件を慎重に考慮する必要がある。

また、本稿が示す「戦略的正当化」のメカニズムは、気候変動規範に固有のものではなく、より広範な国際規範の受容を説明する分析枠組みとして適用可能であると考えられる。第 2 節で述べたように、台湾は気候変動問題よりも早い時期にワシントン条約 (CITES) に関連して、非締約国でありながら「サイの角」の漢方薬への使用を自主的に規制するという行動を選択した (Cheng, 2017)。この事例は、貿易制裁という通商上の懸念が自発的準拠を促したという点で気候変動規範の受容と同一の論理構造を持っている。

次節では、主要な政府文書に基づく事実の記述と時系列的整理を行う。両作業仮説の検証と理論的解釈は第 4 節に集約する。

3. 気候変動政策及び関連政策の変遷

台湾の気候変動政策の変遷を理解するためには、二つの文脈を同時に把握する必要がある。一つは国際的な気候変動規範の形成と発展という外部環境であり、もう一つは台湾固有の経済・政治的条件という内部環境である。本節では、この二つの文脈を念頭に置きながら、各時期における台湾の気候変動政策の展開を整理する。

国際的な文脈について言えば、1980 年代後半以降、環境・気候変動・エネルギー・持続可能な開

発は、相互に結びついた政策課題として認識されるようになってきた。1987年の「ブルントラント報告 (Our Common Future)」が「持続可能な開発」という概念を国際的に定着させ、環境保護と経済成長の両立という問いを国際政治の中心に据えた。1988年の「気候変動に関する政府間パネル」(IPCC) 設立により、科学的知見を政策に結びつける枠組みが整備された。1992年の国連環境開発会議ではUNFCCCが署名開放され、同条約は1994年に発効した。1995年からは締約国会議(COP)が開催されることとなった。初期のCOPプロセスを経て、1997年に京都議定書が成立した。2000年代以降は気候変動とエネルギー転換の政策化が加速し、2015年には持続可能な開発目標(SDGs)の採択とパリ協定の採択が相次いだ。2021年のグラスゴー気候合意では1.5°C目標の重要性が再確認され、ネットゼロへの移行が国際的な共通課題として定着した。こうした国際規範の段階的な深化が、台湾の各時期の政策形成に対してどのような外部刺激を与えたかは、本節の分析を通じて明らかにする。

台湾固有の文脈として重要なのは、経済発展と民主化という二つの条件である。台湾は輸出志向型工業化によって「台湾経済の奇跡」と呼ばれる急成長を1970年代から1980年代にかけて遂げた。この成長は重化学工業を基盤としており、エネルギー多消費型の産業構造と高い二酸化炭素排出強度という負の遺産をもたらした。他方、1987年の戒厳令解除以降、政治の民主化が急速に進展した。1996年の初の総統直接選挙で李登輝が民選総統として選出され、その後2000年に陳水扁(民進党)、2008年に馬英九(国民党)、2016年に蔡英文(民進党)、2024年に頼清徳(民進党)と政権交代・総統交代を経てきた。民主化の進展は、環境運動・市民社会・立法院が気候変動政策の形成に関与する回路を開いた一方で、原子力政策をはじめとするエネルギー問題が政治的争点化するという構造的な複雑さをももたらした。輸出主導型経済という構造と民主主義政治という条件の組み合わせが、台湾の気候変動政策形成の独自性を規定してきた。

さらに、台湾の気候変動政策を理解する上で看過できないのが、中国の外交的圧力という構造的要因である。中国は「一つの中国」原則のもと、台湾が国際条約に締約国として参加することを組織的に阻んできた。この圧力は、台湾が国際規範を受容する際の選択肢を制約すると同時に、逆説的に、気候変動規範への積極的準拠を国際的存在感を示す希少な手段として戦略的に活用しようとする動機を強化してきた可能性がある。

以上の文脈を踏まえ、以下では各時期における台湾の気候変動政策の変遷を、国際動向との照応関係に注意を払いながら整理する。各期間の末尾には主要な事実を確認する小括を置くが、これらの事実の理論的解釈は第4節において行う。なお、関連する事項の年表を表1に整理しているので、参照されたい。

<表1：関連年表>

なお、台湾の気候変動政策の温室効果ガス排出量の削減に対する定量的な評価については、本稿では踏み込まない。2000年以降の台湾の二酸化炭素排出量の推移および一人当たり二酸化炭素排出量の推移を図1および図2において示した。その際、日本の二酸化炭素排出量の推移および一人当たり二酸化炭素排出量の推移についても比較のために示した。

<図1：台湾の二酸化炭素排出量>

<図2：台湾の一人当たり二酸化炭素排出量>

国連気候変動枠組条約が作られた期間 1985年～1994年

経済開発優先から環境行政整備へ

本稿の分析対象期間が始まる1985年以前の台湾は、国家主導の輸出志向型工業化のもとで急速な経済成長を遂げていた。エネルギー政策の面では、台湾におけるエネルギー政策の制度化は1968年に公表された「台湾地区エネルギー発展原則（台灣地區能源發展原則）」にまで遡ることができる（陳麗珍，2025）。同原則は、エネルギー供給と経済発展との密接な相互関係を強調し、火力発電および原子力発電を基幹電源とする電力供給体制の基本枠組みを確立した。工業発展を目的とし、安定かつ低廉な供給を手段とする基本方針のもと、エネルギー資源の探査・開発・利用が奨励された。

1973年の第一次石油危機に際し、アラブ石油輸出国機構（OAPEC）はイスラエルを支持する諸国に対して石油禁輸措置を実施した。当時の台湾は、柔軟な外交姿勢と実務的な「友好国家」戦略を採用していたことから、サウジアラビアやクウェートなどの中東産油国との関係維持に成功し、供給削減の対象から外れた（陳麗珍，2025）。その結果、台湾は欧米諸国のような石油配給制の導入は回避されたものの、国際原油価格の急騰により輸入コストの大幅な上昇は避けられなかった。こうした石油危機への対応として、行政院は1973年に「台湾地区エネルギー政策（臺灣地區能源政策）」を正式に承認した。当時は工業化を積極的に推進していた時期であり、同政策は経済発展を支えるため、安定的かつ十分な量のエネルギーを低廉な価格で供給することを基本原則としていた（一部の資料では同政策を戦後台湾における最初期のエネルギー政策として位置づけているが（林全能，2015）、上述の1968年の「発展原則」との先後関係については留意が必要である）。

こうした政策環境のもとで、原子力発電は目標達成のための中核的手段として位置づけられた。その後、第一原子力発電所から第三原子力発電所までが相次いで運転を開始し、電力供給に占める原子力の比率は一時20%を超えた。これにより、電気電子産業をはじめとする台湾の先端産業は安定した電力供給を確保することができ、関連産業の急速な成長が促進された。一方で、当該時期のエネルギー政策には長期的視野の欠如という構造的な問題も存在していた。核廃棄物処理や再生可能エネルギーによる代替可能性といった潜在的リスクに対する十分な検討が行われておらず、これらの未解決課題は後年のエネルギー政策見直しにおける不安要因として残されることとなった（陳麗珍，2025）。

「台湾地区エネルギー政策」はその後、1979年・1984年・1990年の三度にわたり修正が加えられていく（張宏正，2007）。1979年1月の第一次修正では、自給エネルギー生産量の目標設定、省エネルギーの推進、液化天然ガス輸入への備え、ならびに石油から石炭への代替促進が政策課題として掲げられた。同年11月には経済エネルギー委員会が設立されている。1984年9月の第二次修正では、電力負荷管理、エネルギー集約度の低い産業構造への対応策、建築物および設備における効率基準の設定、環境負荷の低減が重視された。1990年8月の湾岸戦争勃発を背景とする同年12月の第三次修正では、液化天然ガス火力発電・コージェネレーションの推進、核廃棄物処理、省エネルギー対策および教育啓発活動が政策の重点とされた。この三次にわたる修正の軌跡は、エネルギー安全保障の観点が主軸でありながら、省エネルギー・環境負荷の低減という要素が徐々に政策課題として認識されていく過程を示している。しかしながら、気候変動への本格的な対応が政策課題として浮上するのは、次に述べる1990年代初頭以降のことである。「経済優先・環境後回し」という構造は、後の気候変動政策形成における産業界との緊張の源泉として繰り返し現れることとなる。

急速な経済成長の負の側面として、1970年代から1980年代にかけて、台湾では重工業・化学工業による汚染、交通騒音、水質汚濁、廃棄物の不適切な処理など多数の公害問題が顕在化した。これに対応するため、政府は1979年に「台湾地区環境保護方案」を制定し、環境保護体制の整備を進め

た。1982年には行政院衛生署に属していた環境衛生処が昇格し、環境保護局として再編された。この再編により、大気汚染・水質汚濁・騒音・有害物質などの管理業務が統合された。このように、環境保護を担当する行政部門の整備が進められる中で、本稿の分析の対象期間である1985年に入る。

1987年、環境保護局が再度昇格し、行政院環境保護署が設立された²。これにより総合企画処、大気品質保護及び騒音管理処、水質保護処、廃棄物管理処、環境衛生及び毒物管理処、監査及び紛争処理処、環境監視及び情報処の七つの業務単位が設置された（環境部、2024）。行政院環境保護署が設立された背景としては、急速な経済発展により公害事件や環境汚染が深刻化し、民間の環境保護運動の圧力も高まったことが挙げられる（行政院環境保護署環保新聞專區、2023）。鹿港反デュポン運動（鹿港反杜邦）や第五ナフサクラッカー反対運動（反五輕）などの市民運動がその象徴であった。行政院環境保護署の設立は、これらの社会的要請に応えると同時に、それまで内政部・經濟部・警政署などに分散していた大気・水・騒音・廃棄物・毒物・環境監視といった行政機能を統合し、システム統合と制度的管理への転換を実現したものとされた。

しかしながら、台湾におけるその後の環境政策の進展は必ずしも順調ではなかった。環境保護署の設立翌年（1988年）に「環境保護基本法」草案が立法院に提出されたが、数年間の審議の後も成立に至らなかった³。当時の社会的背景や民意の潮流を考慮する必要がある。1980年代後半以降、台湾各地で環境団体が次々と設立され、ほぼ2か月に1団体という驚異的な速度で新しい環境団体が誕生していた（張子見、2007）。1987年7月の戒嚴令解除前後の数年間、環境運動はしばしば政府権力を批判・挑戦する社会運動として位置づけられ、政府からの抑圧を受けることも少なくなかった。この時期はまた、台湾社会が民主化と本土化の進展を遂げつつあった時期でもあり、政治的・社会的改革を求める民意の高まりが環境運動と密接に結びついた。その結果、環境運動は「民主化の推進」と「環境の改善」という二つの目標を内包する社会運動として展開されたのである。他方、当時の立法の重点は、立法院の立法委員全面改選や地方自治の拡充、兩岸関係といった政治改革に置かれており、環境立法の優先度は高くなかった。その結果、「環境保護基本法」草案は長らく審議未了のまま立法院に留まることとなった。

国際環境規範の形成と台湾の対応

1980年代は国際的に複数の多国間環境条約が締結された時期である。1985年にはオゾン層保護のための国際枠組みとして「オゾン層の保護のためのウィーン条約」が採択され（発効は1988年9月）、1987年9月には同条約のモントリオール議定書が採択された（発効は1989年1月）。また、1989年3月には「有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約」が採択されている（発効は1992年5月）。台湾はいずれの条約にも締約国として参加することはできなかったが、モントリオール議定書については經濟部、環境保護署が1989年・1991年にそれぞれ専属チームを設置して対応した実績があり⁴、国際環境条約への非締約国としての自発的準拠という行動パターンがこの時期すでに始まっていたことは注目に値する。こうした多国間環境条約の締結の蓄積は、1990年代の気候変動に関する国際レジームの形成の際に前例として参照されていくこととなる。

1990年代初頭、台湾当局が地球環境問題を意識し始めていたことは、1992年5月、行政院に行政組織横断的な「地球環境変動作業グループ（全球環境變遷工作小組）」が設置されたことから明白

² 「署」として行政組織上より上位の「中央第二級機関」の位置づけが与えられた。

³ 1996年には「内容が現状に適合しない」として法案は撤回された。1999年に環境基本法として再起草され、同法は2002年に成立した（詳細は後述）。

⁴ 「第十四週全球環境變遷與台灣長期生態研究」によると、「經濟部、環境保護署はそれぞれ1989年6月、91年8月に「モントリオール議定書」専属グループ（專案小組）を設立した。」とされている。

である⁵。同作業グループでは、環境保護署副署長が召集人を兼任した。同年 6 月には、ブラジル・リオデジャネイロで国連環境開発会議（地球サミット）が開催され、UNFCCC が署名開放されたが、台湾は国連メンバーではなく正式参加は果たせなかった。

台湾では、特に 1992 年 12 月の立法院全面改選以降、政治的自由度が拡大し、環境運動が政策決定過程に及ぼす影響力も増大した。このため台湾政府も次第に「生活環境の持続可能性」という価値を重視するようになり、環境制度の整備に本格的に取り組む契機となった。結果として、1990 年代初頭の台湾においては環境関連法規の新設・改正が相次ぐこととなる（葉俊榮，2002）。

1993 年には立法院においても気候変動問題への関心が高まった。Chen（2020）によれば、1993 年 5 月 26 日に林錫山・立法委員（国民党）が台湾政府に対して気候変動の農業への影響への対応策の策定を求め、1993 年 10 月 27 日には張建國・立法委員（国民党）が「地球環境変動政策指導グループ」を通じた UNFCCC への参加戦略の策定を求めた（p.91）。立法院レベルでの関与は、行政府主導の対応に対して議会からの後押しが加わりつつあったことを示している。

UNFCCC は 1994 年 3 月に発効した。これに呼応して、同年 8 月、行政院は既存の「地球環境変動作業グループ」を「地球環境変動政策指導グループ（全球環境變遷政策指導小組）」として拡充・昇格させた。組織の拡充に至る経緯については、当時の行政院文書に次のように記されている⁶。なお、引用内の下線は引用者による（以下、本稿内において同様。）。

国際環境保護事務は我が国の行政措置において非常に広範囲に関わるため、地球大気の保護、自然生態の保護、国境を越える環境汚染の緩和、その他の全球的環境保護関連事務への参加を強化するため、行政院は民国 82 年（引用者注：1993 年）6 月 7 日「台八十二環字第一八二四六号函・当面の環保重要問題及び各会の具体的協力措置」において、国際環境保護条約に積極的に参加し、かつ実行すべきであると指摘し、跨部会（引用者注：省庁横断）の「地球環境変動グループ（全球環境變遷小組）」を設立し、速やかに国家行動綱領を完成させ、実行を徹底するようにとされた。

そして民国 83 年（引用者注：1994 年）8 月 11 日、行政院は「台環字第二一二七号函」により、もとの「行政院地球環境変動作業グループ（全球環境變遷工作小組）」を拡充・昇格させて「行政院地球環境変動政策指導グループ（全球環境變遷政策指導小組）」とし、その設置要点を公布した。

この文書は、条約への「参加」と「実行」という二つの動詞が行政院の公式文書に明記されたという事実を示している。非締約国でありながら国際条約への参加と実行を行政組織の公式な方針として掲げたことは、台湾の規範受容の論理を制度的に起動させた決定的な一歩として位置づけることができる。

⁵ 本稿では、工作には「作業」、小組には「グループ」の訳を当てた。國立清華大學「第十四週全球環境變遷與台灣長期生態研究」。なお、同サイトの記載内容は、国立台湾大学全球變遷研究中心の『全球變遷通訊』および国科会生物処発行の『台湾長期生態研究通訊』等を参照している。

⁶ 國立清華大學「第十四週全球環境變遷與台灣長期生態研究」。

同組織の構成については次のとおりである⁷。召集人には行政院政務委員⁸が、副召集人には行政院環境保護署長がそれぞれ就任した。委員会の構成員は、正・副召集人を当然委員⁹とするほか、内政部・外交部・經濟部・交通部・行政院經濟建設委員會・行政院国家科学委員會・行政院農業委員會・行政院大陸委員會・行政院新聞局等の関係省庁・機関の長をもって充てることとされた。ここに行政院大陸委員會が構成員として含まれていることは注目に値する。気候変動への対応が、当初から兩岸関係という政治的文脈と接続されていたことを示しており、台湾の国際環境条約への対応が中国との関係を意識した枠組みの中で設計されていたことの証左である。また、各種国際環境条約および関連議題への対応を目的として、経済・貿易・法学・社会・環境保護（環保）・自然保護（保育）¹⁰・地理・海洋・産業技術の各分野から学識経験者 9 名を委員として委嘱（委員総数は 20 名）した。執行秘書 1 名を置き、環境保護署副署長がこれを兼任し、召集人の指示に基づき関連業務を処理する体制とされた。あわせて、副執行秘書 1 名を置き、環境保護署科技顧問室主任がこれを兼任し、執行秘書の幕僚業務を補佐することとされた。

同組織に課された任務は表 2 のとおりである。注目すべきは、「国際環境保護条約及び協定の締結、加入及び遵守に関する戦略の策定・推進」が任務として明記されていることであり、国連非加盟の不利を抱えながらも条約加入を行政組織の正式目標として掲げるという、戦略的正当化の論理の制度的起点がここに確認できる。

<表 2：地球環境変動政策指導グループ（1994 年 8 月）の主な任務>

さらに、同組織の任務のうち「国内環境保護関連事務の協力戦略を策定・推進すること」に関し、同資料には、「前述の任務は、成員機関が任務分担に従って推進するものであり、その内容には、生態保護、産業調整、科学技術研究、経済戦略、政策宣伝、兩岸事務の協調、国際協力、条約締結等の関連事項が含まれる」と記されている。ここでも兩岸事務が任務内容として明示的に言及されており、台湾の国際環境条約への対応が中国との関係を意識した制度的枠組みの中に組み込まれていたことが改めて確認できる。

このように、行政院の地球環境変動政策指導グループにおいては、国際環境保護条約に積極的に参加し、かつ（条約に盛り込まれている内容を）実行すべきであるとされ、具体的な任務として「国際環境保護条約及び協定の締結、加入及び遵守に関する戦略を策定・推進し、また各種国際機関及び活動に積極的に参加すること」が規定された。環境保護署が中心的な役割を担いながらも、行政院に置かれた省庁横断的な組織であることから、広範な部会（省庁）が関連業務を分担する体制が整備された。

小括

⁷ 國立清華大學「第十四週全球環境變遷與台灣長期生態研究」。

⁸ 「政務委員」は、総統および行政院長によって任免される政治的任命職（political appointee）を指す。特定の省庁に属さず、省庁横断的な政策調整や特定政策の統括を担う場合も多い。日本との制度比較については、例えば、陳建仁・北村亘（2024）を参照ありたい。

⁹ 「当然委員」は、特定の役職に就いていることを理由に、自動的に委員となる者を指す。言い換えると、「その職にある限り、当然に委員の地位を持つ」という性格のものである。そのため、役職が変われば、当然委員としての資格も失われる。

¹⁰ 「環保」は、大気汚染や水質、廃棄物、気候変動など、人間の健康や生活の質に直接影響する環境問題を主な対象としている。それに対して「保育」は、生態系や生物多様性、野生動植物や自然景観など、必ずしも人間の利用や便益に直結しない自然そのものを守ることに重点がある。

以上、国連気候変動枠組条約が作られた期間（1985年～1994年）において確認される主要な事実は次の三点である。第一に、1992年の「地球環境変動作業グループ」設置および1994年の「地球環境変動政策指導グループ」への拡充は、それぞれ国連環境開発会議の開催およびUNFCCCの発効と同年中に行われており、国際的節目と組織整備の間に明確な時間的照応関係が認められる。第二に、「国際環境保護条約及び協定の締結、加入及び遵守に関する戦略を策定・推進すること」が地球環境変動政策指導グループの任務として明記されており、締約国になることが行政組織の正式な目標として位置づけられた。第三に、この時期は法制化よりも行政命令による組織整備が先行した段階であり、環境保護基本法草案は成立に至っていない。これらの事実が何を意味するかについては第4節で改めて考察するが、組織の任務に「国際条約への加入を目指す」と明記した点は、「戦略的正当化」として概念化できる台湾固有の規範受容の論理が、この時期すでに制度設計に刻み込まれていたことを示唆している。

京都議定書が作られた期間 1995年～2001年

「永続発展」の制度化

京都議定書が作られた期間（1995年～2001年）においては、「永続発展（永續發展）」という概念を軸として制度整備が進んだ。「永続発展」は英語の Sustainable Development に充てられた用語であり、本稿では「持続可能な開発」「持続可能な発展」と同意語として併用する。この概念の制度的定着は、国際規範の受容が行政命令レベルにとどまらず、台湾の統治機構の基本的な語彙として組み込まれていく過程の起点として位置づけることができる。

まず行政府のレベルでは、1997年8月、行政院は既存の「地球環境変動政策指導グループ」を拡充・改組し、「国家永續發展委員会（行政院國家永續發展委員會）」を設立した。同委員会の主任委員には行政院政務委員が充てられ、事務局業務は環境保護署が兼任する体制が採られた¹¹。1999年5月には、同委員会の主任委員の職階がさらに引き上げられ、行政院副院長が兼任することとなった。前期（UNFCCCが作られた期間）において行政院政務委員が主任委員を担っていた組織が、副院長レベルへと格上げされたことは、気候変動・永續發展問題の政策的優先度が高まったことを示している。

この昇格の経緯については、1998年12月に台北で開催された第19回行政院科技顧問会議において、今後の永續發展関連業務を単一の主管機関に統合し、国家永續發展委員会の地位および権限を強化すべきとの提言がなされたことが背景にある。この提言を受け、1999年4月7日に当時の主任委員であった黄大洲が委員会決定事項の執行力強化を行政院長に上申し、同年5月27日に行政院蕭萬長院長の承認を得て組織階層の引き上げが実施され、劉兆玄副院長が主任委員に就任した（行政院國家永續發展委員會(1999), p.2-5）。

李登輝総統は1996年5月の就任演説において「永續發展の観点から、儉約と質素を推進し、既存の資源を大切にし、国土利用を適切に計画し、生態環境の保全を強化し、次世代がふるさとの美を享受できるようにする」と述べており¹²、「永續發展」が最高指導者レベルの政治的言語として定着した時期でもあったことがわかる。

1999年5月時点での国家永續發展委員会に課された任務（表3）および作業グループ（工作分組）

¹¹ 行政院國家永續發展委員會（2026）「推動沿革」による。

¹² 中華民國總統府「總統就職演説」（1996年5月19日）。

13の構成(表4)を参照すると、「国際環境保護事務への参加推進」が独立した任務項目として位置づけられており、対外的信頼の構築という機能が組織設計の段階から意識されていたことが推定できる。

<表3: 国家永續發展委員會(1999年5月時点)の主な任務>

国家永續發展委員會の報告書「88年度国家永續發展年報」には、同委員會の主な業務の一つとして以下の記載が見られる(行政院國家永續發展委員會, 1999, p.7-1)。

(国家永續發展委員會の主な業務は、) 国際条約の規範に基づき、各行政部門に対して必要な調整と協力を求めることであり、特に、京都会議以降の温室効果ガス排出量の国際的動向の追跡、オゾン層破壊物質の管理強化、『生物多様性国家報告』の作成(以下、略)である。

ここには「国際条約の規範」との言及が見られる。国際条約に加盟していなくとも、国際条約の規範を受け入れ、行政部門として関連業務を実施していくことが表明されているのである。前期においては「国際条約への加入及び遵守」という表現が使われていたのに対し、ここでは「国際条約の規範に基づき各部門に調整と協力を求める」という実施重視の表現が用いられており、規範受容が組織設計から業務執行へと深化したことを示している。

同報告書の第六章「今後の業務計画と展望」には、作業グループ(工作分組)に関する説明がなされている。

<表4: 国家永續發展委員會(1999年5月時点)の作業グループ一覧表>

「大気保護とエネルギー」「廃棄物管理と資源化」「海洋と水・土地資源管理」「生態保護¹⁴と永續農業」「環境政策と永續發展」「貿易と環境」「永續産業」「永續都市・農村發展」「科学技術發展・コンサルティング」「国民保険・社会福祉」「グリーン国民所得勘定」の各作業グループが設置された。国家永續發展委員會設立当初は8つであった作業グループは、1999年時点では11へと変更された。

「社会發展」作業グループは「永續都市・農村發展」と「国民保健・社会福祉」に分割され、「科学技術發展・コンサルティング」および「グリーン国民所得勘定」が新設された。

表4が示すのは、国家永續發展委員會の作業グループが「大気保護とエネルギー」「貿易と環境」「永續産業」など、気候変動政策と直接・間接に関連する多様な政策領域を横断的にカバーする構成となっていたという事実である。特に「大気保護とエネルギー」作業グループがモントリオール議定書・UNFCCCを所管事項として掲げていることは、国際環境条約への対応が明確に組織設計に組み込まれていたことを示している。

その後、2000年12月の第10回委員會會議において「生物多様性」作業グループが新設された¹⁵。さらに2001年1月の決議により「永續發展指標」作業グループ¹⁶および「永續国土發展」作業グル

¹³ 本稿では、「分組」についても「小組」と同様に「グループ」の訳を当てた。

¹⁴ 原文では「生態保育」。

¹⁵ 「生物多様性」作業グループの所管機関は科学技術コンサルティングチーム・農業委員會。業務内容は生物多様性国家戦略の策定・推進・調整、生物多様性保全のための制度を関係部門間で統合し多方面からの共同実施を図ること(行政院國家永續發展委員會, 2000, p.2-3)。

¹⁶ 「永續發展指標」作業グループの所管機関は環境保護署署長・国家科学委員會主任委員。業務内容は台湾の特性・

ープ¹⁷が追加設置され、作業グループは合計 14 となった。

同委員会では、国内の特有なニーズおよび国際的な持続発展の最新動向を踏まえ、適宜組織調整を行う方針とされた。各作業グループの召集機関については、従来の関係部会（省庁）内の局・処レベルから部・署レベルへと格上げされ、各グループの召集人は各部会（省庁）の首長が指名する体制へと改められた。各グループは委員会に対して定期的に中長期的な業務構想および年度計画を報告することが求められた。さらに、国情に即した「21 世紀アジェンダ」を早期に策定し、国家の持続発展を推進するための最上位政策指導文書とすることが掲げられた。

この際、一般市民の間では持続可能な開発の意義・内容に対する理解が十分とは言えないことから、理念および具体的実践方法に関する広報・啓発の強化と市民の主体的参加の促進が方針として示された。その一環として、関連する教育・啓発資料の発行が計画された。政府・民間部門・市民組織間の相互連携を強化するため、特定のテーマに関する意見交換会や座談会を継続的に開催し、共通認識を形成することで持続可能発展の理念を実践していく方針も示された。さらに、専門家・研究者・企業・労働者・女性・青少年・原住民族など多様な主体の参加を呼びかけ、国家持続発展戦略を策定する必要性が指摘された。戒厳令解除後、市民の自律意識が高まり各県市において民間団体が相次いで設立される中、政府と市民社会との対立を緩和するため、本委員会は地方民間団体との間に建設的な対話メカニズムを構築し、パートナーシップを形成していくべきであるとされた。

立法府のレベルでは、1998 年 5 月、立法院における初の専門政策型・超党派議員連盟「持続発展促進会」が設立された。同会の目的は「持続発展関連法案の提案及び修正促進」および「委員会間協力のプラットフォーム形成」とされた。行政院側の「国家持続発展委員会」の発足に呼応した立法院側の動きとして位置づけられ、以後現在に至るまで環境政策・持続発展政策の議会内コミュニケーションにおいて重要な役割を果たし続けている¹⁸。

政策文書のレベルでは、1999 年に環境基本法の再起草が行われている。本草案には 1988 年草案になかった「持続発展」の概念が盛り込まれた。ただし立法院における審議は難航し、同法の成立には 2002 年 11 月まで待つこととなった。

そして、行政院の国家持続発展委員会は 2000 年 5 月 18 日に初の包括的政策文書「21 世紀アジェンダ— 中華民国持続発展戦略綱領」を公布した。本綱領は持続発展推進の基本方針・行動指針として位置づけられたものであり、「持続的環境」「持続的社会」「持続的経済」「発展の原動力」「推進の仕組み」の五篇から構成され、計 22 分野にわたる専門章を設けている。共通ビジョンとして「資源の適切な活用を通じて生態環境と経済社会発展の調和を維持し、将来の世代が『持続する生態』『快適な環境』『安全な社会』『開かれた経済』を享受できるようにすること」が掲げられ、10 項目の基本原則が示された¹⁹。

ニーズに適合した持続可能な発展指標体系を構築し、地球規模の環境変動への対応および国家発展の方向性を検討するための早期警戒・参照枠組みとして活用すること（行政院國家永續發展委員會(2001), p.5-12）。

¹⁷ 「持続国土発展」作業グループの所管機関は経済建設委員会。業務内容は「グリーンシリコンアイランド」を施政方針として具体化し、「経済発展を通じた国民生活の質の向上」「環境保全および生態保全」「科学技術による経済発展の牽引」「社会的公正と正義」という四大目標の達成を目的とすること（行政院國家永續發展委員會(2001), p.5-27）。

¹⁸ 具体的には、行政院が提出した「環境基本法」（2002 年）審議において、第 2 条「持続発展原則」および第 18 条「情報公開」の強化を求める修正動議を提出したほか、「環境影響評価法」改正（1999–2000 年）にも関与した。2008 年以降、国民党の方針により党籍議員が副次団体から撤退したため一時的に活動が停滞したが、2016 年（第 9 期立法委員任期）には活動が再開された。

¹⁹ 基本原則は 1.世代間の公平性、2.環境収容能力の原則、バランス考慮の原則、4.予防優先の原則、5.公益の原則、6.情報公開・参加の原則、7.コストの内部化原則、8.科学技術重視の原則、9.システム統合の原則、10.国際参加の原則。行政院國家永續發展委員會(2000)「89 年國家永續發展年報」に拠る。

本綱領の10項目の基本原則の中で特に注目すべきは「国際参加の原則」として「国連の持続可能な開発に関する決議および国際条約の要求に積極的に応じる」ことが明記されている点である。台湾が加盟資格を持たない国連の決議を自らの戦略綱領の基本原則として明示的に援用していることは、戦略的正当化の論理が最上位の政策文書の基本構造に組み込まれたことを示している。なお、現在本綱領の原文を一次資料として確認することができていないため、以下の分析においては蘇義淵(2009, p.122)における引用記述に基づいて整理する。

本綱領の「永続的環境」篇には温室効果ガス排出削減に関する言及が見られる。「地域的な大気汚染防止の取り組みを強化し、地球規模の観点から大気保護を推進する」とし、「温室効果の防止に資するエネルギーおよび産業政策を検討・改訂する」と述べられている。温室効果ガス排出削減に関しては二点の具体的展望が示された。第一に、「国際的最近動向の把握と情報収集を行い、二国間協議を通じて連携を模索し、台湾を新興工業国として位置づけることを支持する。その上で、公約²⁰の四原則に基づき、国益への影響を最小限に抑えつつ削減責任を担う」とされた。当該箇所の記述においては「公約」はどの条約を指すかは明記されていないが、UNFCCCを指すものと考えられる。UNFCCCの第3条(Principles)には、共通だが差異ある責任、予防原則、持続可能な発展への配慮等²¹の基本理念が示されており、本綱領における「四原則」という表現は、これらの原則を政策文書上で簡略化して整理したものと考えられる。第二に、「全国エネルギー会議の結論および具体的行動計画を着実に実施し、いわゆるノーリグレット施策(no-regret measures)を推進して国家競争力を一層高める」ことが挙げられた。

第1回全国エネルギー会議と削減目標の設定

本綱領が言及する第1回全国エネルギー会議は、1997年12月に第3回締約国会議(COP3)で京都議定書が採択されたことを受け、温室効果ガスの削減目標およびタイムテーブル等の議題を決議事項として取り込むことを目的に、行政院の指示に基づき1998年5月に開催された。經濟部が主催し、多様な利害関係者および市民社会が参加した。会議では「気候変動枠組条約への対応戦略」「エネルギー政策およびエネルギー構造の調整」「産業政策および産業構造の調整」「エネルギー効率の向上およびエネルギー技術の発展」「エネルギー政策手段」の五つの重要議題について具体的な提案が行われ、今後対応すべき事項として「政策の検討」「直ちに推進すべき計画」「研究または制度の検討」「法令の改正」に分類して議論がなされた(行政院國家科學委員會, 2009, p.13)。第1回全国エネルギー会議における議論の結果は表5にまとめたとおりである。

<表5: 第1回全国エネルギー会議(1998年5月)における主要な結論>

表5に示した資料には数値目標に関する記述は存在していないが、数値目標に関する議論が行われたことは複数の研究者が示唆している。この点について複数の資料を照合する。

まず台湾大学のウェブサイト「碳儲存庫」には次のように記されている。

国連はすでに「気候変動枠組条約」を締結し、第三回締約国会議において「京都議定書」を採択した。我が国は国連加盟国ではないものの、地球共同体の一員として、環境保護に対する責任を果たし、持続可能な発展を追求するため、各種の「no regret policy」を積極的に推進するとともに、さらなる国家競争力の向上を図るべきである。

²⁰ 原文の「公約」は日本語の「条約」とほぼ同意と考えられる。

²¹ 国連気候変動枠組条約第3条を参照。

正確かつ信頼性の高い排出量推計が完成するまでの暫定的措置として、2020年の二酸化炭素排出量を2000年水準（2億2,300万トン、または一人当たり排出量10トン）まで削減することを参考目標とする。この目標を達成するため、省エネルギーの推進、効率の向上、クリーンエネルギーの導入促進、新エネルギー技術の研究開発、産業構造の調整等の施策を積極的に推進する。

Cheng（2017, pp.95-96）は次のように指摘している。

会議の結論として、台湾は「no regret policy」を堅持し、2020年までに二酸化炭素排出量を2000年水準、すなわち年間一人当たり10トンにまで削減すべきであるとされた。これは、炭素削減に関する時間表および数値目標が公に示された初めての事例であった。（中略）提案された削減目標をめぐっては産業界と環境団体間で議論が分かれた。例えば、産業界は、台湾は京都議定書の締約国ではない以上その規範を厳格に遵守する理由はなく、むしろ産業による自主的な炭素削減こそが適切な対応であると主張した。

張國暉・徐建銘（2019）はより広い文脈からこの会議を位置づけている。

それ以前の我が国のエネルギー政策は、経済発展の原動力としてエネルギーを安価かつ安定的に供給すること、あるいは国際的突発事態への対応として国内の石油消費を抑制することを主眼としており、本質的には環境保護とは直接結びついていなかった。1998年に開催された第1回全国エネルギー会議の結論は、炭素削減を目的とし、省エネルギーを主要な手段として、環境保護に貢献しつつ経済成長の動力を損なわないことを志向するものであった。同会議では、炭素排出削減に関する具体的な数値目標が設定され、2000年を排出基準年とし、2020年時点の排出量を2000年水準の±10%以内に抑えることが掲げられた。（中略）しかしながら、炭素削減の実施時期は2020年前後の前後5年という長期的な設定にとどまり、再生可能エネルギーの推進については積極的とは言い難かった。

三資料の数値目標の表現には若干の相違がある。「2000年水準への回帰」という方向性は一致しているが、それぞれ詳細は異なっている。いずれにせよ、三資料が共通して示すのは、台湾が自らを事実上の削減義務国として位置づけ、非締約国でありながら付属書I国相当の責任を自発的に引き受けようとしていたという事実である。京都議定書は付属書I国のみ削減義務を課しているため、台湾がこのような目標を設定する行為は、義務なき自発的準拠という規範受容のパターンを確立する画期的な事象として位置づけることができる。

他方、産業界が「非締約国である以上遵守する理由はない」と主張したことは、規範受容の動機をめぐる政府と産業界の認識の相違を示しており、この対立構造は後の「温室効果ガス削減法」制定過程においても繰り返し現れることとなる。

政権交代と規範受容の継続：陳水扁政権の発足

2000年5月、陳水扁（民進党）が総統に就任し、台湾初の政権交代が実現した。陳水扁政権下においても「永続発展」を推進する政策は継続された。陳水扁総統は就任演説において「現時点で最も早急に向上させるべきは、治安の改善と環境保護という二つの生活品質の重要指標である。生態保全と経済発展の間で両立可能な均衡を図り、台湾を永続発展を遂げるグリーンシリコンアイランド（緑

色砂島)とする」と述べた(行政院國家永續發展委員會, 2001, p.1-5)。政権交代にもかかわらず「永續發展」という政策語彙と基本的方向性が引き継がれたことは、規範受容が特定政党・政権の政策選好を超えた制度的定着を遂げていたことを示している。

2001年1月14日の「21世紀クリーンキャンペーン」に際し、陳水扁総統は「現在の地球環境を見れば、台湾だけでなく地球全体が持続可能ではない。自分の家の前だけを掃くという意識を捨て、天人合一の価値を取り戻し、自然を尊重しなければ、地球も台湾も環境も持続しない」と訴えた(行政院國家永續發展委員會, 2001, p.1-5)。張俊雄行政院長は2001年2月20日の施政報告で「台湾転型の方向—グリーンシリコンアイランド」と題し、台湾が「経済の奇跡」により国際的に称賛を受けた一方で長年環境保護を軽視してきたことから環境劣化による生活の質の低下が顕著になっていると指摘し、永續發展の積極的推進を政策目標として掲げた(行政院國家永續發展委員會, 2001, p.1-5)。行政府の各レベルにおいて一貫して永續發展の推進が強調されており、国際規範の受容と国内への浸透を同時に図ろうとする戦略的正当化の論理が政権移行後も維持されていたことがわかる。

国際的な場における台湾の姿勢も注目に値する。2000年9月、国連ミレニアムサミットがニューヨークで開催され国連ミレニアム宣言が採択されたが、台湾は国連非加盟のため参加できなかった。2000年および2001年の「国家永續發展年報」においてもミレニアムサミットまたはミレニアム開発目標に関する記述は確認されなかった。しかし、例えば2000年9月9日に開催された「第1回台アフリカ元首サミット」において、陳水扁総統は開会式演説で国連ミレニアム宣言に言及し、台湾が国際社会の一員として同宣言の理念と目標に積極的に呼応する意思を表明した。また、気候変動や水資源を国際社会の喫緊の課題として挙げ「世界環境機関(WEO)」の創設を提唱するなど、国連から排除されているにもかかわらず国際的責任を果たす意志を対外的に示した。本サミットで採択された「台北宣言」は、国連ミレニアム宣言の理念を支持しつつアフリカの平和・安全と持続可能な発展への協力を訴え(第8条)、さらに台湾が主権国家として国連・WHO等への参加権利を有することをアフリカ友邦諸国が支持する旨を明記した(第9条)。台湾が国際環境規範への準拠を友邦国との関係強化および国際社会への存在証明と結びつけるという、対外的信頼構築機能の典型的なパターンがここに確認できる。

COP プロセスへの参画

最後に、京都議定書が策定された期間(1995年~2001年)において台湾の気候変動に関する国連プロセスへの参加状況について検討しておきたい。1995年には、国連気候変動枠組条約(UNFCCC)第1回締約国会議(COP1)がベルリンで開催されたが、台湾は同条約の締約国ではないため、公式代表団として会議に参加する資格を有していなかった。他方で、NGOはオブザーバーとして会議に参加することが認められている。筆者が行ったインタビューでは、「台湾の関係者はNGOメンバーとしてCOP1から参加していた」との証言が得られ²²、複数のインタビューからも同様の見解が寄せられた。また、COP3(1997年・京都)には大勢の参加があったとの証言も得られた²³。一方、「毎年参加していたものの、1998年にブエノスアイレスで開催されたCOP4には主催国のアルゼンチンが査証を発行しなかったため参加できなかった」という証言も得られた²⁴。

こうしたインタビュー証言と対照するかたちで、当時の一次資料である「国家永續發展年報」の記録を参照すると、台湾のCOP参加の実態についてより具体的な状況を確認することができる。「88

²² 2026年3月3日インタビュー。

²³ 2026年3月5日インタビュー。

²⁴ 2026年3月5日インタビュー。

年「国家永續發展年報」(p.2-3 および p.3-1~3-2)によれば、1998年11月にアルゼンチン・ブエノスアイレスで開催されたCOP4には「我が国は非政府組織の名義で計10名が出席した」と明記されている。すなわち、政府文書の記録によれば、台湾はCOP4に実際に参加していたこととなる。この記録は、「COP4にはアルゼンチンが査証を発行しなかったため参加できなかった」とするインタビュー証言と直接矛盾している。

この齟齬をどのように解釈するかについては慎重な検討が必要である。考えられる解釈としては、第一に、インタビューの記憶の混同(例えばCOP4と別の会議とを誤って関連づけている可能性)、第二に、参加者の一部が査証取得に困難を生じた一方で、別の経路で参加できた者が存在したという複合的な状況などが考えられる。いずれにせよ、政府文書が「10名が出席した」と明記している事実は、「参加できなかった」という証言よりも信頼性の高い記録として位置づけることができる。この点については、今後のさらなる一次資料の精査およびインタビューへの追加確認が求められる課題として残されている。

2000年版「国家永續發展年報」(p.3-17)によれば、2000年にはオランダで開催されたCOP6をはじめ、UNFCCC関連の附属機関(SB)会議を含む国際会議に計60件参加したことが記録されている。さらに2001年版「国家永續發展年報」(p.5-4)によれば、COP7(2001年・マラケシュ)には工業技術研究院(ITRI)の名義でオブザーバーとして参加し、団長は環境保護署副署長が務め、外交部・經濟部・国家科学委員会等から計13名が出席したことが詳細に記録されている。この記録が示すのは、台湾のCOP参加が個人レベルのNGO活動にとどまらず、環境保護署・外交部・經濟部をはじめとする政府関係者が実質的に関与する、事実上の準公式代表団としての性格を帯びていたという事実である。すなわち、「NGOとしての参加」という形式は、政府が直接の参加資格を持ってないという制約のもとで採用された迂回路であり、その実態は政府主導の組織的な参加であったと解釈できる。

以上の記録は、台湾のCOPプロセスへの参加が1990年代後半以降すでに組織的・継続的なものとなっていたことを示している。同時に、COP開催国の政治的判断によって参加が左右されうるといった構造的な脆弱性も内包していたことが、インタビュー証言の示唆するところである。ただし、証言と政府文書の記述が齟齬をきたしている部分については、今後の追加調査によって実態をさらに解明することが必要である。

小括

以上、京都議定書が作られた期間(1995年~2001年)において確認される主要な事実は次の三点である。第一に、「永續發展」を軸とした組織整備が行政院(国家永續發展委員会)・立法院(永續發展促進会)・政策文書(中華民國永續發展戰略綱領)の三層で同時並行的に進んだ。第二に、第1回全国エネルギー会議(1998年)において、台湾は自らを条約上の義務を負わない非締約国でありながら「新興工業国」として位置づけつつも、2020年の二酸化炭素排出量を2000年水準に戻すという数値目標を議論の俎上に乗せた。第三に、産業界は「京都議定書の締約国ではない以上、その規範を厳格に遵守する理由はない」と自主的削減を主張しており、規範受容の動機をめぐって政府と産業界の間に認識の相違が存在していた。これらの事実が各作業仮説とどう対応するかは第4節で検証するが、台湾が義務のない非締約国でありながら自らに削減目標を課した行為は、国際規範への準拠を国内政策の正当化および対外的信頼の構築に同時に用いるという、戦略的正当化の論理の初期的な発現として位置づけることができる。

コペンハーゲン合意が作られた期間 2002年～2010年

環境基本法の成立と法制化への移行

コペンハーゲン合意が作られた期間(2002年～2010年)を特徴づける最初の重要な出来事は、「環境基本法」の成立である。1988年(国連気候変動枠組条約が作られた期間)に提出された「環境保護基本法」草案は1996年(京都議定書が作られた期間)に「内容が現状に適合しない」として撤回された。1999年(同じく京都議定書が作られた期間)に「環境基本法」として再起草され、立法院における三読を経て2002年11月に成立、12月に公布された。1988年の草案提出から実に14年を経た成立であり、この間の民主化の深化と国際環境規範の発展が法律の内容を大きく変容させた。

葉俊榮(2013)は、環境基本法の立法過程に四つの重要な転換を見出している。第一に、定義・組織規定を中心とする「総則法」から政策指針・制度の方向性を定める「政策法」への転換、第二に、被害発生を前提とした「公害」概念から自然資源を含む広義の「環境保護」概念への拡張、第三に、1992年の国連環境開発会議以降、リオ宣言・アジェンダ21・気候変動枠組条約・京都議定書など国際環境規範の影響が立法内容に直接反映されるようになったこと、第四に、1987年の戒嚴令解除後の民主化・市民運動の進展が環境基本法制定の社会的基盤を形成したことである。

また王毓正(2012)は、1988年草案と比較して1999年草案および2002年成立法には時代の進展を反映した重要な新规定が多数盛り込まれた点を指摘している。具体的には、グリーン消費・廃棄物の減量・分別・リサイクル・ライフサイクルの概念・生物多様性および多様な自然環境の保全など先進的理念の導入である。また成立した環境基本法では1999年草案と異なり、後述する第21条・第23条の導入に加え、環境健康リスク評価制度の確立およびそれに対応する予防・医療保健措置の実施を定めた第22条が新設されていることの重要性も指摘している。

本稿との関係で特に重要な条文を確認しておく。第1条では「環境の質を向上させ、国民の健康と福祉を促進し、環境資源を保全し、永続発展を追求するために、この法律を制定する」と規定されており、「永続発展」の概念が法律の目的規定に盛り込まれた。第2条第2款では「永続発展」を「現代世代のニーズを満たしつつ、将来世代がその受容を満たす能力を損なわない発展」²⁵と定義しており、この定義は2000年5月の「21世紀アジェンダ—中華民国永続発展戦略綱領」の定義と概ね一致している。1988年草案では「永続発展」という用語が用いられていなかったことと対比すれば、この14年間における国際規範の浸透の深さが読み取れる。

第7条には政府の責務に関する規定が設けられ、中央政府が環境保護に関する法規の制定・改訂、国家環境保護計画および永続発展指標の策定・実施を担うこと、地方政府が地域の特性に応じて自治法規や環境保護計画を定めること、各級政府²⁶がその実施状況を定期的に評価・公表することを定めている。この条文は、政府が長期的・総合的な環境保護計画を策定し段階的な数値目標を設定するという概念を法的に導入した点で重要であり、後の「定量的目標設定」に関する法的基盤を形成したと評価できる。

第21条は二酸化炭素排出の抑制に直接関わる条文であり、「各級政府は積極的に二酸化炭素排出抑制措置を講じ、温室効果防止のための関連計画を策定すべきである」と定めている。これは行政命令ではなく法律によって二酸化炭素排出抑制を政府の責務として位置づけた台湾最初の規定として重要な意義を持つ。

²⁵ 中国語原文は「續發展係指做到滿足當代需求，同時不損及後代滿足其需要之發展」。

²⁶ 「各級政府」は、中央政府と地方政府のすべてのレベルを指している。台湾の地方政府には、直轄市、県、市、郷・鎮などの異なるレベルがある。

さらに第 23 条では「脱原子力社会（非核家園）」の概念が初めて法的に位置づけられた。1999 年に草案が提出された当時は李登輝政権下であったが、第 23 条は草案にはなく、陳水扁（民進党）政権下での審議の過程で追加された条文である。非核家園という国内政治的課題が気候変動・環境政策の法的枠組みに組み込まれたことは、国際規範の受容と台湾固有の政治的文脈が法律の条文レベルで融合したことを示しており、後の原子力をめぐる政治的対立の制度的起点ともなった。

第 29 条では「国家永續發展委員会」に法的地位を付与し、従来の行政命令による任務編制から法定委員会へと格上げした。2002 年 5 月、行政院長の指示により国家永續發展委員会は改組され、行政院長自身が主任委員を兼任、副主任委員は副院長が兼任する体制となった。委員には政府関連部門の首長・専門家・学識経験者・民間団体代表が任命され、行政執行力の強化を目的として行政院政務委員が兼任する執行長職が新設された。2002 年 11 月の環境基本法成立によって国家永續發展委員会はさらに堅固な法的地位を占めることとなった。

国家永續發展委員会の任務記述の変化

2002 年版「国家永續發展年報」によると、国家永續發展委員会の任務は表 6 のようになっている（行政院國家永續發展委員會，2002，p.94）。

＜表 6：国家永續發展委員会の主な任務（2002 年時点）＞

ここで 1999 年時点の表 3 と 2002 年時点の表 6 を対比することは示唆に富む。1999 年版（表 3）では「国際環境条約・協定、国際機関および関連活動への参加戦略を策定・推進すること」と、条約・機関への参加が明示的な任務として規定されていた。これに対し 2002 年版（表 6）では、同様の内容が「国際協力の推進および国際環境・永續發展事務への積極的参画を通じ、地球社会の一員としての責務を果たす」という表現に置き換えられており、「条約・機関への参加」という具体的な目標への言及が後退し、「地球社会の一員としての責務」という普遍的な表現へと抽象化されている。

この表現の変化は二つの要因から説明できる。第一に、陳水扁政権（民進党）への政権交代後の対中関係の緊張を背景に、台湾の国際条約参加という政治的に敏感な目標を前面に出しにくくなった状況を反映している可能性がある。第二に、行政院長が主任委員を兼任する体制への改組により委員会の政治的位置づけが高まったことで、外交的に配慮を要する表現が選択されるようになったとも解釈できる。いずれにせよ重要なのは、この表現の後退が規範受容の後退を意味するものではないという点である。むしろ、規範受容の継続を維持しながら政治的配慮を行うという台湾固有の政策形成パターン的一端を示すものとして理解できる。法制化を経ても「国際協力の推進および国際環境・永續發展事務への積極的参画」は主要任務として維持されており、法制化が対外的機能の制度的安定化をもたらしたことが確認できる。

永續發展行動計画と国際規範対応の制度化

2002 年 12 月、行政院国家永續發展委員会は「永續發展行動計画」を策定・公表した。行動計画は「アジェンダ 21—中華民国永續發展策略綱領」（2000 年 5 月）を基盤として今後 10 年間に取り組むべき内容を盛り込み、264 項目の具体的施策を含むとともに、任務・作業項目・理念・具体的内容・必要な法令改訂・期限・主担当・協力機関などを明記した進捗管理の仕組みを整備した。

永續發展行動計画における各作業グループ（中国語では「工作分組」）の任務は表 7 のとおりである。

＜表 7：永続発展行動計画（2002 年 12 月）における作業グループの任務＞

表 7 が示す最も重要な事実、2002 年の永続発展行動計画において国際規範への対応が「国際環境保全作業グループ」という独立したグループとして制度化されたことである。従来の地球環境変動政策指導グループ（表 2）においては、国際条約への対応は組織全体の任務の一部として位置づけられていた。これに対し永続発展行動計画では「国際環境保全」を独立した作業グループとして設置したことにより、国際規範への対応が国土資源・生物多様性・健康リスク等の他の政策課題と並列する自律的な政策領域として確立された。また同グループの任務として「国際環境条約に対応する法制度の整備」が明記されており、国際規範の受容が単なる外交的ジェスチャーにとどまらず国内の法制度整備へと接続されることが意識されていたことを示している。国内政策の正当化機能の制度的基盤が、この時期に明示的に整備されていたことの証左として位置づけることができる。

「永続ビジョン作業グループ」は経済建設委員会（以下、経建会）²⁷が主務機関となった。同作業グループは、各省庁における永続発展指標データの取りまとめ・関連する情報システムの構築・政策推進を通じて台湾社会の持続可能性を評価することを主な任務とした。2003 年 1 月には「台湾永続発展指標体系」が策定され、国連が 1996 年に発表した永続指標体系である P-S-R モデル（Pressure-State-Response）に基づいて設計された（行政院國家永續發展委員會，2003，p.16）。基準年は 1988 年とされ、当該年の永続指標値を 100 とした²⁸。

このほか、「国土資源作業グループ」は内政部、「資源・産業作業グループ」および「生活・生産作業グループ」は經濟部、「生物多様性作業グループ」は農業委員会、「健康リスク作業グループ」は衛生署、「永続教育作業グループ」は教育部がそれぞれ主管となった。

ここで注目すべき点としては、永続発展行動計画においては「気候変動作業グループ」といった作業グループは設置されなかったことである。京都議定書の発効は 2005 年 2 月である。これ以前の時期においては、気候変動に特化したかたちでの作業グループが作られることにはならなかったのである。

2003 年 1 月、陳水扁総統は「台湾永続発展宣言」に署名した。同宣言では「永続発展の本質が『現代の発展を促進しつつも、将来世代の生存および発展の権利を損なってはならないこと』²⁹にあることを理解している」と言明し、「世代間の公正、社会的正義、環境と発展の均衡、知識経済、国際参加などの原則に基づき、『地球サミット・リオ宣言』および『持続可能な開発に関するヨハネスブルグ宣言』を遵守し、台湾の永続発展戦略および行動計画を策定する」と表明した。2003 年を「台湾永続発展行動元年」と定めたことは、国際規範への準拠を国内政策の起点として位置づけるという戦略的正当化の論理の象徴的な表現である。

2004 年 11 月、新たに「台湾 21 世紀アジェンダ—国家永続発展ビジョンおよび戦略綱領」が策定された。「21 世紀アジェンダ—中華民国永続発展戦略綱領」（2000 年 5 月）を基礎として修正・公布された本綱領は、台湾が亜熱帯の島嶼型生態系に属し外向型経済発展モデルを有することを前提として、「台湾は国際経済ネットワークとの相互依存関係が深く、対外貿易への依存度が極めて高い。しかし、複雑化する国際情勢の変化、環境保護意識の高まり、貿易自由化などの趨勢は、我が国の産業構造調整および資源利用に重大な圧力をもたらしている」と述べている。発展ビジョンを「永続する海洋島嶼・台湾」と新たに定義し、旧版の 4 ビジョン領域を「永続的環境」「永続的社会」「永続的経済」の 3 領域に再編した。10 項目の基本原則を 5 大原則に整理・簡素化した中に³⁰、5 番目の原則

²⁷ 2014 年 1 月 22 日、行政院研究發展考核委員会と合併し「国家發展委員会」に統合。

²⁸ 指標体系は 2009 年、国際的趨勢を踏まえて第 2 版へ改訂され、2020 年以降は「台湾永續發展目標」にもとづくモニタリングと進捗管理が行われている。

²⁹ 中国語原文は「促進當代的发展，但不得損害後代子孫生存發展的权利」。

³⁰ 国家永続発展ビジョンおよび戦略綱領（2004 年 11 月）における 5 大原則は 1. 環境容量と均衡考慮の原則、2.

として「国際的および市民的参加の原則」が盛り込まれており、2000年版における「国際参加の原則」が政権交代を越えて維持されたことが確認できる。

第2回全国エネルギー会議の開催

2005年6月、第2回全国エネルギー会議が開催されることとなる。同会議の開催は、同年2月に京都議定書が発効したことを契機としている。

全国エネルギー会議は気候変動政策形成における重要な場として機能し続けたということが出来る。第1回（1998年）・第2回（2005年）・第3回（2009年）、第4回（2015年）の全国エネルギー会議はいずれも国際的な気候変動政策の動向を直接の契機として開催された。第1回は京都議定書の採択（1997年）を契機として開催されたが、第2回は同議定書の発効（2005年）、第3回はコペンハーゲン合意（2009年）、第4回はパリ協定（2015年）への対応をそれぞれ主な背景としている。削減目標についても、第1回で「2020年に2000年水準へ」という目標が議論された。第2回では目標の策定が見送られたが、第3回では明確な削減スケジュールが明文化された。この3回の開催を通じて、台湾の気候変動政策形成が国際レジームの節目と同期する構造が定着したことが確認できる。なお、後述する次期（パリ協定が作られた期間（グラスゴー気候合意以前））に開催された第4回では議論がふたたび錯綜している。

2005年の第2回全国エネルギー会議では、「エネルギー供給の安定」「経済発展の促進」「環境保護への配慮」という3目標の同時達成を期して6つの議題が設けられた（表8）。2025年における原子力比率を大幅に引き下げ（4%）、その代替として石炭・天然ガス・再生可能エネルギーの比率を高める方針が示された一方、二酸化炭素排出削減目標については明確に触れられなかった。2004年7月に設立されていた経済部能源局は第2回会議の結論をもとに各部会の措置を取りまとめ、合計191項目に及ぶ具体的行動計画を策定した。

<表8：第2回全国エネルギー会議（2005年）の議題>

第2回全国エネルギー会議において削減目標を明確に設定できなかった背景の一つとしては、原子力をめぐる対立が挙げられる（張國暉・徐健銘，2019）。民進党は原発を「権威主義体制の残滓」と見なしていた一方、国民党は原発を経済発展の基盤として「電力不足の危機」を強調した。2000年以降、原子力をめぐる社会的論争は非常に大きく、その議論は経済成長への信念・民主化の深化・蘭嶼における核廃棄物搬出問題に象徴される原住民族との関係など、多層的な構造に及んだ。第4原子力発電所の建設中止政策が野党の強い反発を招き、さまざまな折衝の末「第4原子力発電所の建設再開」と「脱原発社会（非核家園）」という妥協案に落ち着いたとされる（張國暉・徐健銘，2019）。

第2回全国エネルギー会議の紛糾ぶりは、台湾環境情報協会が運営するオンラインメディア「環境資訊中心」の記事「2005回顧：因應京都議定書 全國能源會議無共識」（「2005年の回顧：京都議定書への対応をめぐる、全国エネルギー会議は合意に至らず」）にも詳細に記録されている。同記事は、「2005年6月に開催された第二回全国エネルギー会議では、環境団体の抗議が続く中、会議議長を務めた経済部長・何美玥がいわゆる『合意』を取りまとめた」と記述する。設定された温室効果ガス削減基準は1988年（引用者注：第1回全国エネルギー会議が開催された1998年の間違いかと思わ

コスト内部化と予防優先の原則、3. 社会的公平と世代間正義の原則、4. 科学技術革新と制度改革の並行推進の原則、5. 国際的および市民的参加の原則。行政院國家永續發展委員會（2004）『臺灣二十一世紀議程・國家永續發展願景與策略綱領』に拠る。

れる。)の水準よりも緩やかな内容となり、環境団体からは「大きな後退」と批判された。経済部・何美玥は、達成不可能な二酸化炭素排出削減目標の設定は台湾に深刻な損害をもたらす将来の削減交渉にも不利になると指摘し、その主な要因の一つとして非核家園政策の推進を挙げた。全国工業総会も『台湾は新興工業国であり欧州連合や米国と同列に論じることはできない』と主張し、産業界が実行可能であること・段階的に推進すること・調整コストが受容可能であることの三原則を強調した。経済部主導のエネルギー政策決定は環境団体から産業界寄りと批判され、「選手でありながら審判でもある」との疑念も指摘された。この記事が示すとおり、削減目標の設定をめぐるのは産業界・環境団体・政府の三者間に深刻な認識の齟齬があった。

馬英九政権の発足と永続エネルギー政策綱領

2008年5月、馬英九（国民党）が総統に就任した。馬英九政権は原子力をいわゆる低炭素エネルギーの一つに位置づけ、陳水扁政権による消極的な原子力政策を転換した。一方、馬英九政権下でも「永続発展」を推進する政策は継続した。

2009年9月には「永続発展政策綱領」が策定された。本綱領の構成は表9のとおりである。

<表9：永続発展政策綱領（2009年9月）の構成>

本綱領の序文では「永続発展政策綱領の策定は台湾の永続発展の現況を基礎とし、国連の永続発展理念および原則を参照しており、政府部門の意思決定能力を高め、国民全体の永続発展行動を促し、国の永続発展を実現することを目的としている」と述べられている。本綱領の第三章（基本原則）において示された10の原則は表10のとおりである。このうち10番目の原則として国際参加の原則が盛り込まれており、その内容は「国連および国際条約の規範に従い、国際社会の一員としての責任を果たす。開発途上国への援助においては、永続発展を重点項目として位置づける」と規定されている。

<表10：永続発展政策綱領（2009年9月）における10の原則>

本綱領の第六章（重点政策）の「実施体制」の側面においては教育・研究開発（科技研發）・情報化社会・公衆参与・行政改革（政府再造）・国際協力の6つの観点が掲げられている。「国際協力」観点の序文には「国際情勢が急速に変化する中で、台湾は対外政策をそれに応じて調整し、より柔軟かつ現実的な手法を採用することで国際社会との接軌を図り、周縁化を回避すべきである」という認識が示されており、「グローバルな課題への積極的参加者」としての役割を環境外交推進の基盤とすることが方針として掲げられた。「国際協力」観点における複数の議題は表11のとおりである。

<表11：永続発展政策綱領（2009年9月）「実施体制」（国際協力）>

表11において特に注目されるのは、国際組織参加・国際貢献・永続発展・两岸協力の4つの柱が示されており、「两岸関係の段階的発展」が国際協力の議題の1つとして組み込まれていることである。気候変動・永続発展という文脈における「两岸協力」の位置づけは、馬英九政権（2008年～2016年）の两岸関係改善路線が気候変動政策にも及んでいたことを示している。初期において大陸委員会が作業グループの構成員に含まれていた事実と合わせて見ると、台湾の気候変動政策が一貫して两岸関係という政治的文脈と接続しながら展開してきたことが改めて確認できる。国際組織参加につ

いては、短期的には地域的またはグローバルな環境関連組織へ積極的に参加し、中期的には国連傘下の組織への参加を推進し、長期的には加盟を目指すという段階的な目標設定がなされている。

2008年6月、経済部は「永続エネルギー政策綱領」を策定した（経済部、2008）。本綱領の目標は「エネルギー・環境・経済」の三者の調和、すなわち「エネルギー安全保障」「経済発展」「環境保護」の同時実現であり、将来世代の発展需要を満たす永続的なエネルギー発展を目指した。主要な量的目標は三点である。第一にエネルギー効率の向上として今後8年間で毎年2%以上の効率向上を図り2015年までに2005年比でエネルギー原単位を20%以上・2025年には50%以上削減すること、第二にクリーンエネルギーの発展として二酸化炭素排出量を2016～2020年に2008年水準まで削減し2025年には2000年水準に戻すことおよび発電システムにおける低炭素エネルギーの比率を2025年までに40%から55%以上へ引き上げること、第三にエネルギー供給の安定確保として今後4年間の経済成長率6%および2015年の一人当たり年平均所得3万ドルの達成を支えるエネルギー供給体制の構築が掲げられた。

基本原則として「二高二低（高効率・高価値・低排出・低依存）」を掲げ、供給面の「浄源」（カーボンフリー再生エネルギーの開発・低炭素天然ガスの利用拡大、原子力の「無炭素エネルギーの一選択肢」としての明確な位置づけ）と需要面の「節流」（産業部門では2025年までに炭素排出原単位30%以上削減、運輸部門では新車燃費効率を2015年までに25%向上、住宅・商業部門では家電効率の段階的引き上げと省エネルギー照明の普及、政府部門では2015年までに電力・燃料使用量を累計7%削減）の双方から取り組む方針が示された。

さらに本綱領では「温室効果ガス削減法」「再生可能エネルギー発展条例」「エネルギー税条例」「エネルギー管理法」の制定・整備を提起し、これらを「エネルギー四法」と総称した。このうち「再生可能エネルギー発展条例」と「エネルギー管理法」は2009年に立法化された。「再生可能エネルギー発展条例」はドイツの制度を参照し固定価格買取制度（feed-in tariffs）を採用した。「エネルギー管理法」改正案ではエネルギー使用効率に関する基準の義務化と製品のエネルギー効率表示制度が規定された。これら二法は制度設計が比較的単純であったため立法過程で大きな争点は生じなかった（環境部新聞専区、2009；曾昭衡・施怡瑄，n.d.）。

一方「温室効果ガス削減法」と「エネルギー税条例」は2009年時点では草案段階にとどまった。「エネルギー税条例」は汚染者負担の原則に基づき石油・石炭・天然ガスおよびその製品への課税を構想していたが、物価上昇・経済への影響を懸念する産業界からの強い反発と、賦課制度改革委員会が温室効果ガス削減を「非課税」手段で推進すべきとする決定を下したことから立法は停滞し、現在に至るまで成立していない。「温室効果ガス削減法（草案）」は大規模排出源に具体的な削減スケジュールを課し排出量取引制度（cap-and-trade）を含むものであった³¹。

2009年4月、第3回全国エネルギー会議が開催された。2008年6月公布の「永続エネルギー政策綱領」の実施を具体化する目的で開催された同会議は、関係部会（省庁）の首長に加え学術研究機関の代表・社会団体・経済団体の代表らによって構成され、事務局機能は経済部能源局が担った。「永続的発展とエネルギー安全保障」「エネルギー管理と効率向上」「エネルギー価格と市場開放」「エネルギー技術と産業発展」の4つの議題について議論が行われた（行政院國家科學委員會，2009，p.15）。

会議では「2016～2020年の間に2008年の排出水準へ戻す」という共同意見がまとめられたものの、政府がこの方針を「温室効果ガス削減法」に明記することを拒否したため会議の実効性は限定的であった。原子力の取り扱いが議論を呼び、馬英九政権が掲げた「永続」の定義は原子力を積極的に取り入れることで「低炭素」という環境目標を達成しようとするものであった。再生可能エネルギー

³¹ 2015年の立法院会期終了直前に三読を通過し、正式名称を「温室効果ガス削減及び管理法」と改めて公布された。

の推進も続けるとしていたものの、陳水扁政権が掲げた政策意欲と比べると大幅に後退していた点は注目される。第三回会議では電源構成の変化も明確に現れており、低炭素エネルギー（再生可能エネルギー・天然ガス・原子力）の比率を2008年の40%から2025年までに55%以上へ引き上げる目標が設定され、初めて明確な削減スケジュール（2020年に2005年水準へ、2025年に2000年水準へ、2050年に2000年比で半減）が明文化された。

2009年12月23日、台湾当局は行政院長を中心とした省庁横断的な「行政院省エネルギー・温室効果ガス削減推進会」を設置した（陳玲慧，2015）³²。同会は、省エネルギーというエネルギー政策と低炭素という気候変動対策の双方を同時に追求する包括的な政策枠組みとして位置づけられ、低炭素経済への移行を政策面から全面的に後押しすることを重点目標とした。

2010年5月、行政院は「国家省エネルギー・温室効果ガス削減総合計画」（原文：國家節能減碳總計劃）を承認した（行政院，2010）。同計画はCOP15（2009年12月）で提示されたコペンハーゲン合意に呼応して策定されたものであり、「永続エネルギー政策行動計画」（計371項目）を核として、推進会が新たに追加したベンチマーク型計画および重点推進項目を統合した体制を整備した。省エネルギー目標としては今後8年間で毎年2%以上の効率向上・2015年までに2005年比20%以上・2025年には50%以上のエネルギー原単位改善を掲げた。

コペンハーゲン合意への対応：戦略的観察と慎重な準拠

コペンハーゲン合意に対する台湾の姿勢は、2010年1月28日の環境保護署プレス発表に端的に示されている（環境部新聞專區，2010）。

我が国代表団は、2009年12月にデンマーク・コペンハーゲンで開催されたUNFCCC第15回締約国会議（COP15）に参加し、帰国後、行政院の各省庁（原文：部會）はすでに積極的に協議を進めてきた。2010年2月1日までに、会議過程において世界の主要二酸化炭素排出国が合意した「コペンハーゲン合意（Copenhagen Accord）」における非附属書I国に対する要求事項を参照し、我が国の温室効果ガス削減行動を国際社会に対して公表する準備を進めていく。

本年1月25日に開催された関係部会による協議会において、各省庁代表の意見を総合した結果、万全を期すため、コペンハーゲン合意の署名国がコペンハーゲン合意の要求に基づき温室効果ガス削減目標の時間軸および削減行動内容を提出した後、それを表現方法および詳細度の模範として参考とし、あわせてコペンハーゲン合意における非附属書I国向けの要求項目を参照して、我が国が国際社会に公表する温室効果ガス削減行動の内容を作成することを、行政院に建議することが決定された。

そのため、環境保護署は本日の行政院院会において、我が国の温室効果ガス削減行動の計画内容を公表する提案を行っていない。

（中略）

我が国としては、引き続き行政院が既に定めた二酸化炭素削減目標および時間軸に基づき、関連する国内削減措置を推進するとともに、世界の主要国が条約事務局に提出する緩和行動の内容および様式を継続的に把握・分析し、国際社会に向けて我が国の気候変動対応戦略および具体的削減行動を公表する際の参考とし、適切な時期にあらためて対外発表を行う。

³² また、歐嘉瑞（2012）「【産業動態 SNG】我國節能減碳推動成果及挑戰」『台經月刊第35卷第10期』も参照。

このプレス発表が示すのは三点である。第一に、台湾は非締約国でありながら NAMAs に準じた対応を模索していた。第二に、他国の動向を慎重に観察した上で行動するという「戦略的観察」の姿勢をとっていた。第三に、「公表の準備は進めるが、今日は公表しない」という発表自体が、国際社会に対して台湾の積極的な姿勢を示す外交的シグナルとして機能していた。すなわち、コペンハーゲン合意への対応における台湾の行動は、締約国でないがゆえの制約と戦略的正当化の論理の双方を体現している。

台湾が NAMAs への対応を迫られた背景については、学術的な政策分析も示唆的である。劉婉柔・陳彥霖・陳彥豪・左峻徳（2010, p.2）は次のように分析している。

「コペンハーゲン合意」は法的拘束力を有する削減目標および期程を署名・確定したのではなく、台湾も同条約の締約国ではない。しかしながら、温室効果ガス削減が世界的に同時進行する中で、輸出志向型産業を有する台湾においては、将来的に輸出製品に対して温室効果ガス排出制限といった基本条件が課される可能性があり、これに従わない場合、国際的制裁を受けるおそれもある。（中略）これらは、我が国が「コペンハーゲン合意」の要請に対応して温室効果ガスの「国家適切緩和行動」を策定する上での主要な政策と位置づけられている。

この分析が端的に示すのは、台湾が NAMAs への対応を行う背景には法的義務ではなく輸出産業への経済的影響という実利的な動機が大きく作用していたという事実である。非締約国でありながら国際規範に実質的に従わざるを得ないという台湾の立場がここに現れており、対外的信頼の構築機能の経済的側面の具体的な証拠として位置づけることができる。

筆者が行ったインタビューでは「台湾は 2010 年に NAMAs を UNFCCC 事務局に提出した」との証言が得られた³³。ただし具体的な方法など詳細については更なる調査が必要である。

COP プロセスへの参画の拡大

コペンハーゲン合意が作られた期間（2002 年～2010 年）における台湾の COP プロセスへの参画については、引き続き工業技術院（ITRI）等の団体が NGO として参加する方式によって行われた。しかしながら、台湾政府としては台湾の取り組みをアピールするとともに「二国間会談」を行う場としても捉えていた。以下では、台湾の COP プロセスへの参画の状況について、「国家永續発展年報」の記録に基づき整理する。

2003 年版年報（p.93）によれば、葉俊榮および環境保護署の林達雄副署長らが代表団を率い、産業界・政府・学界の関係者とともに 2003 年の COP9（イタリア・ミラノ）に出席し、周辺会合において「台湾の再生可能エネルギー発展目標」および「台湾の省エネルギー推進とエネルギー監査制度」に関する報告を実施したことが記録されている。2007 年版年報（p.46）には、国際環境保護グループが 2007 年の COP13（インドネシア・バリ島）に出席したことが記録されている。

2009 年版年報（p.8）には、2009 年の COP15（コペンハーゲン）においては 10 の友好国が台湾のために発言を行ったことが記されている。また、COP15 では、米国・EU などの主要国や友好国と「二国間会談」を実施したことが記録されている。さらに、IPCC、WMO、ICLEI、GEF、ポツダム気候影響研究所などの国際機関の幹部と会談を実施したことが記録されている。

³³ 2026 年 3 月 4 日インタビュー。

Chen (2020, p.62) によれば、2009 年の COP15 が ITRI 等の台湾の NGO がサイドイベントを主催した初めての COP であった。Chen (2020, p.62) は、馬英九政権下の比較的良好とされた兩岸関係がこれを可能にしたと指摘している。

2010 年版年報 (p.6) には、節能減炭・気候変動グループが 2010 年の COP16 (メキシコ・カンクン) に出席し、国際交流および各国との二国間会談を積極的に実施したことが記録されている。

一方、2002 年版・2005 年版・2006 年版・2008 年版年報には COP への参加に関する記述は見られない。これらの年報に記述がないことは、当該年に COP への参加がなかったことを必ずしも意味しないが、少なくとも台湾当局が組織として重視するほどの参加があったかどうかについては確認できない。

こうした記録と並行して、この時期には台湾の COP への関与に新たな展開も見られた。2005 年の COP11 (カナダ・モントリオール) においては、林子倫 (後に国立台湾大学政治学部准教授として台湾の気候変動政策研究を牽引) が高雄市の代表を COP に参加させることに尽力した。筆者が行ったインタビューによれば、これが台湾の地方政府による COP 参加の始まりであったとされる³⁴。従来の中央政府関係者・研究機関・NGO による参加チャンネルに加えて、地方政府が COP に関与し始めたことは、台湾の COP プロセスへの関与が多元化しつつあったことを示している。

また、2007 年の COP13 (インドネシア・バリ島) を前後して、外交部が気候変動に関するタスクフォースを設置し、この年から外交部が本格的に気候変動問題に関与するようになったとの指摘がインタビューで得られた³⁵。外交部の本格的な関与は、気候変動問題が環境政策の枠を超え、台湾の外交戦略の中核的な課題として位置づけられた過程を明確に示している。これはまさに対外的信頼の構築機能の観点から台湾が気候変動規範への準拠を外交資源として活用しようとしていたことを示す具体的な証左である。

小括

以上、コペンハーゲン合意が作られた期間 (2002 年～2010 年) において確認される主要な事実は次の三点である。第一に、2002 年の環境基本法の成立によって「永続発展」「二酸化炭素排出抑制」「国家永続発展委員会」が法的根拠のある制度として位置づけられ、行政命令による組織整備から法制化へと移行した。第二に、第 2 回全国エネルギー会議 (2005 年) では、原子力をめぐる民進党と国民党の対立により共通の削減目標が設定できなかった。この対立は「国際規範への準拠」対「経済成長の維持」という図式ではなく「脱原発 (非核家園)」対「原発維持」という国内政治軸を中心に展開していた。第三に、2010 年 1 月の環境保護署プレス発表が示すように、台湾は法的拘束力のないコペンハーゲン合意に呼応する形で NAMAs の策定・公表を進め、他国の動向を観察しながら国際的な政策サイクルへの同期を図った。これらの事実の意味については第 4 節で検討するが、法制化という段階への移行は戦略的正当化の論理が行政命令レベルから立法レベルへと制度的に深化したことを示している。同時に、脱原発をめぐる与野党対立が「国際規範の受容の手段」をめぐる争いとして展開したことは、戦略的正当化の論理それ自体はすでに与野党が共有する前提となっていたことを逆説的に示している。

³⁴ 2026 年 3 月 5 日インタビュー。

³⁵ 2026 年 3 月 5 日インタビュー。

パリ協定が作られた期間（グラスゴー気候合意以前） 2011年～2020年

東日本大震災・福島事故と台湾のエネルギー政策転換

パリ協定が作られた期間（グラスゴー気候合意以前）（2011年～2020年）は、台湾の気候変動政策が「削減目標の法定化」「INDCの独自策定・公表」という二つの画期的な前進を遂げた時期である。同時に、東日本大震災を契機とした原子力政策の転換が、気候変動政策とエネルギー政策の統合をより複雑なものにした時期でもある。

2011年3月11日、日本では東日本大震災が発生した。福島第一原発事故を受け、台湾内では反原発の世論が一気に高まり、馬英九政権が重視してきた原子力政策に挑戦する形となった。馬英九総統は、2011年11月3日午前、総統府において「エネルギー政策」に関する記者会見を開催した。発言内容は以下のとおりである（中華民國總統府，2011）。

台湾は四方を海に囲まれ、台風や地震の多い地域に位置し、エネルギーの99%以上を輸入に依存しているため、私たちが直面するエネルギー政策上の課題は、他国よりもはるかに厳しいものとなっている。（中略）エネルギー政策の策定には、全体を見渡した包括的な検討と、極めて綿密かつ慎重な判断が求められる。

（中略）

まず、第1、第2、および第3の3つの原子力発電所については、運転期間の延長を行わないことを確定した。2011年3月11日に日本で東日本大震災が発生して以降、世界各国が原子力政策の見直しを進めており、台湾も例外ではない。加えて、環境基本法第23条には、政府は計画を策定し、段階的に「非原子力社会（非核家園）」という目標を達成すべきことが明記されている。したがって、我々は積極的かつ現実的、そして責任ある姿勢をもって、原子力政策の一つの体系を提示しなければならない。

要するに、我々のエネルギー発展に関するビジョンは、「原子力安全の確保、着実な原発の削減（穩健減核）、グリーンエネルギー・低炭素環境の構築、そして段階的な非原子力社会（非核家園）への移行」であり、「停電を生じさせないこと、合理的な電力価格を維持すること、国際的な温室効果ガス削減の約束を達成すること」という三つの原則の下で、省エネルギーおよび温室効果ガス削減の各種施策を積極的に推進し、着実な原発の削減という目標を段階的に実現していくものである（逐步達到穩健減核的目標）。

既存の第1・第2・第3原子力発電所については、所定の運転期限終了後に延長運転を行わない。建設中の第4原子力発電所については、安全が確保されることを前提としてのみ商業運転を行う。第4原子力発電所の2基の原子炉が2016年以前に安定的な商業運転を開始した場合には、第1原子力発電所を前倒して停止する。

（中略）

建設中の第4原子力発電所については、関係機関に対し、より完全かつ厳格な試運転試験を実施することを求めている。また、政府による多層的な監督・管理体制および公正な国際機関による評価・査察を通じて、「安全最優先、安定した商業運転」という目標が確実に達成される場合にのみ、第4原子力発電所は商業運転を行うこととする。

（中略）

どのような条件の下で着実な脱原発を進めるのかについては、第一に停電を生じさせないこと、第二に合理的な電力価格を維持すること、第三に国際的な温室効果ガス削減の約束を

確実に達成すること、という三つの原則が確保されなければならない。これらは、着実な脱原発を進める上で厳格に遵守すべき基本原則である。

(中略)

台湾は島嶼国家であり、エネルギーの 99%を海外に依存しており、陸上の隣国から電力を購入することもできない。このような条件は、完全な脱原発を選択できる一部の国々が直面していない制約である。したがって、台湾はより慎重な選択肢を採用し、停電を回避しつつ電力価格の合理化を図り、同時に国際社会に対する「脱炭素」の長期的な約束を達成することで、「環境基本法」の要請を具体的に実現していかなければならない。これは、現実的で、責任ある、かつ積極的な姿勢である。

この記者会見の発言で注目すべきは、「国際的な温室効果ガス削減の約束を達成すること」が脱原発の三原則の一つとして明記されている点である。非締約国でありながら、国際的な削減約束を原子力政策の制約条件として位置づけるという論理は、戦略的正当化の論理が気候変動政策とエネルギー政策の統合という形で機能していることを示している。

馬英九総統は「着実な原発の削減、グリーン・低炭素環境の構築、非原子力社会（非核家園）への段階的移行」というビジョンを表明した。しかし実際の馬英九政権は依然として原子力を重視し、福島事故後であっても原発偏重の姿勢を早々に回復し、再生可能エネルギーへの懐疑や天然ガス発電への慎重姿勢を繰り返し表明した（張國暉・徐健銘，2019，pp.24-25）。こうした原発重視の政策は民間の反原発陣営から強い反発を呼び、2013年の台湾・反原発デモは福島事故後最大規模の一つとなった（同，pp.25-26）。最終的に、馬英九政権は2014年に第4原発の凍結（封存）を決定し、その補完措置として第4回全国エネルギー会議を開催し新たなエネルギー政策の共識を形成することを約束した（同，pp.25-26）。

2014年5月20日、行政院は「省エネルギー・温室効果ガス削減推進会」（2009年設置）を「グリーンエネルギー・低炭素推進会」へと改称し、「省エネルギー・温室効果ガス削減総合計画」（2010年策定）も「グリーンエネルギー・低炭素総合計画」へと改称した（行政院，2014）。組織名・計画名における「省エネルギー・温室効果ガス削減」から「グリーンエネルギー・低炭素」へのシフトは、政策目標の重心がエネルギー効率の向上から低炭素化・再生可能エネルギー拡大へと移行しつつあることを示している。

2015年1月26日、第4回全国エネルギー会議が開催された。同会議には明確な二つの目的が掲げられた。一つ目は今後の国内外の政治・経済・エネルギー情勢および第4原子力発電所凍結後に生じ得るエネルギー供給問題への対応、二つ目は将来の電力安定供給に向けた短期・中期・長期の対策と方策の共同検討である。会議の主軸は「将来の電力をどこから得るか」と位置づけられ、「需要側の節電」「供給側の安定的な電源確保」「環境・低炭素・持続性」の3つの主要論点のもとに7つのサブ議題が設けられた。しかし「供給側の安定確保」をめぐる議論は最も激しく、特に原子力に関する論点では合意に至らなかった。「經濟部が意図的に『将来の電力は原発で賄う』方向に誘導しているのではないか」との批判が高まり、会議の場でも激しい口論が発生した（張國暉・徐健銘，2019，p.26）。

温室効果ガス削減及び管理法の成立と INDC の独自策定

こうした国内の政治的紛糾が続く中、2015年7月、「温室効果ガス削減及び管理法」が成立した。同法は、長期の削減目標として「2050年における温室効果ガス排出量を2005年比で50%削減する」と明記した。また5年ごとに見直す中期目標を設定し、炭素税（エネルギー税）・排出量取引制度・

カーボンリーケージ・排出枠の配分・国外クレジットについても規定した。「削減目標の法定化」は本法の最大の争点となり、産業界は国際合意を見極めた上で判断すべきと主張したが、立法委員側は目標なき法律は実効性を欠くと主張し、最終的に双方の妥協によって条文化された(陳文姿, 2015)。前期(コペンハーゲン合意が作られた期間)から続いてきた「削減目標の法定化」をめぐる産業界との緊張が、ここで一定の決着を見たと言える。

同年、行政院環境保護署は「中華民國(臺灣)國家自定預期貢獻(INDC)(核定本)」を作成・公表した。現在、同文書は環境部の公式ウェブサイトの「國家自定貢獻」のページから入手可能となっている(環境部氣候變遷署, 2015)。同ページには「我が国は2015年に国別自主的予定貢献(INDC)を『提出』し、2030年の温室効果ガス純排出量を現状趨勢推計シナリオ(BAU)比で50%削減する目標を設定した」と記載されている(環境部氣候變遷署, 2026)。

ここで「提出」の意味内容を整理しておく必要がある。UNFCCCの締約国の場合、INDCおよびNDCはUNFCCC事務局のINDC/NDC Submission Portalを通じて提出され公開データベースに登録される。台湾は締約国ではないため同ポータルへの登録資格を持たず、台湾のINDCは同データベースに存在しない。したがって、ここでいう「提出」の相手方はUNFCCC事務局であることが推定されるものの、正規のポータルを経由しない別の経路によるものと考えられる。その具体的な手段・日時・経路については現時点で入手可能な公開資料からは確認することができず、今後のインタビュー調査等によって解明されるべき課題として残されている³⁶。

台湾のINDCは、COP21におけるすべての国を包含する新たな気候合意の成立を支持するとともに、「共通だが差異ある責任」に基づく削減義務を担う意思を表明したものである。削減目標としては、2030年の温室効果ガス排出量をBAU比50%削減(2億1,400万トンCO₂換算)と設定した。また台湾は「孤島型の独立エネルギーシステム」であり輸入エネルギーへの依存度が高いこと・脱原発政策を進める中で削減余地が限られることを強調しつつも、こうした制約のもとで意欲的な目標を設定したことを「非常に意欲的であり、努力によって達成可能」と位置づけている。目標達成には「温室効果ガス削減及び管理法」「再生可能エネルギー発展条例」等の法的基盤と国際的な市場メカニズムの活用が不可欠であるとした。

INDCの中では過去の取り組みについても次のように記している。「台湾は1998年以降、温室効果ガスの削減と管理に関する取り組みを制度的に積極推進してきた。2010年にはコペンハーゲン合意に呼応し、NAMAsを策定して2020年の温室効果ガス削減目標を国際社会に表明した。近年では、各部門における省エネルギー行動や温室効果ガス管理規範の強化、再生可能エネルギーの加速的な導入、天然ガス利用の拡大などの具体的措置により、二酸化炭素排出原単位は顕著な改善を見せている」。この記述は、現政権の政策が場当たりのものではなく1998年以来の長期的な制度的蓄積の延長線上にあることを国際社会に示そうとする意図を反映しており、対外的信頼の構築という戦略的正当化の論理を端的に示している。

当時のエネルギー問題の状況について、施奕任(2015)は三点を指摘している。第一に、台湾社会では原子力に対する強い反対意識と不信感が存在しており、2013年の中央研究院の調査では62%超が第4原子力発電所の運転に反対し75%超が政府の原子力政策を不信任としており、これは2014年の第4原子力発電所建設中止表明につながるとともに、温室効果ガス削減のために原子力比率を高めるという選択肢は事実上閉ざされた。第二に、再生可能エネルギーの成長が資本・技術・社会的制

³⁶ 同じく環境部が2025年に公表したニュースには、「我が国は締約国ではないものの」2016年にNDC1.0を「提出」した旨の言及がある(環境部新聞專區, 2025)。ここでいう「2016年」は、INDCが「2015年提出」とされている環境部公式ウェブサイトの他の記載との間で齟齬をきたしており、誤記である可能性が高い。

約により限定的である点があり、陸上風力に関する地理的制約から洋上風力へと政策の重点が移行しているが台風・地震・腐食・漁業区域との競合など課題は多い。第三に、天然ガスへの依存拡大については比較的低位炭素である利点がある一方、ほぼ全量を輸入に頼るため電力価格の安定性への影響が懸念される。CCS についても技術的実現性・コスト・貯留後の安全性に疑念が残り、社会的合意形成が不可欠とされている。

2016年3月、「永続発展政策綱領」が改定された。2016年版は2009年版と構成上の大きな変化はなく、「実施体制」観点六「国際協力」については両版で内容が完全に一致している。一方、議題一「気候変動への対応」の記述には変化が見られ、「永続エネルギー政策綱領」に基づく削減目標として2025年に温室効果ガス排出量を2005年比50%以下に削減することが明記され、「104年全国エネルギー会議」（2015年開催の第4回全国エネルギー会議）の結論を踏まえた低位炭素社会の促進が方針として掲げられた。他方、2015年にSDGsやパリ協定という重要な国際的枠組みが相次いで採択されたことを踏まえると、今回の改定においてこれらが反映されなかったことは、台湾が「永続発展政策綱領」の改定をそれほど重視していなかったことを示唆している。

蔡英文政権の気候変動政策：国際規範の内面化の深化

2016年5月、蔡英文（民進党）が総統に就任した。蔡英文政権はエネルギー転換と気候変動対応を政権の中核的政策課題として掲げ、前政権の気候変動政策を継承しながらより積極的な方向へと展開させた。

2017年2月、「温室効果ガス削減及び管理法」（2015年）第9条の規定に基づき、行政院が「国家気候変動対応行動綱領」を策定した。同綱領はパリ協定およびSDGsに基づき温室効果ガス削減に最大限取り組む姿勢を前文で明示した上で、ビジョンとして「気候リスクに適応可能なグリーン低位炭素社会の構築」を掲げた。目標としては、適応能力の強化と脆弱性の低減に加え、2050年までに温室効果ガス排出量を2005年比50%以下に削減するという長期目標の段階的達成が明記された。基本原則と政策内容の詳細は表12・表13のとおりである。

<表12：国家気候変動対応行動綱領（2017年2月）における基本原則>

表12の10項目の基本原則を精査すると、国際規範と国内政治的文脈の双方が明示的に組み込まれていることが見て取れる。原則1では「パリ協定を遵守し」と国際条約への準拠が冒頭に明記されており、本綱領がパリ協定という国際規範を直接の根拠として位置づけていることが示されている。他方、原則4では「非核家園の目標に基づき、気候変動への対応策として新たな原子力発電を導入しない」と規定されており、国際規範への準拠という枠組みの中に台湾固有の国内政治的文脈（脱原発政策）が埋め込まれていることが確認できる。これは、国際規範の受容が台湾の国内政策において単なる外来規範の移植ではなく、国内政治的文脈との交渉を経た「台湾化」の過程を示している。前期以来繰り返し観察されてきた「国際規範の受容と国内事情の調整の同時進行」という台湾の政策形成パターンの典型的な現れとして位置づけることができる。

<表13：国家気候変動対応行動綱領（2017年2月）に盛り込まれた政策>

表13に示された政策体系を俯瞰すると、「気候変動への適応」「温室効果ガス排出の削減」「関連する政策措置」という三層構造が、パリ協定が締約国に求める政策体系と実質的に同等の構成をとっていることが確認できる。パリ協定は締約国に対し、緩和・適応・実施手段という三つの柱に沿った政

策体系の整備を求めているが、台湾の本綱領はまさにこの体系に対応した構成を自発的に採用している。非締約国でありながら締約国と同等の政策体系を構築するという事実は、台湾の規範受容が「外形的な準拠」とどまらず規範の内容を実質的に内面化したものであることを端的に示している。

気候変動対応の基本方針が示される一方、エネルギー政策の面でも同年、具体的な転換の方向性が打ち出された。2017年4月、「エネルギー発展綱領」が策定された。同綱領では明確な数値目標は示されていないが、同年経済部が策定した「エネルギー転換ロードマップ」において、2025年に再生可能エネルギー20%・石炭火力30%・天然ガス50%という発電エネルギー配分目標が提示された。ただし移行期間中は、原発廃止スケジュールへの配慮・再生可能エネルギーの初期段階での制約・天然ガス関連施設の整備に要する時間を考慮し、石炭火力の比率は一旦2020年に50%まで上昇した後、2025年までに30%へ段階的に引き下げる経路が示された。

2018年3月には「温室効果ガス削減推進計画」が策定された（行政院環境保護署、2018）。これは「国家気候変動対応行動綱領」（2017年）に基づき、温室効果ガス削減政策を推進するため、2030年までに温室効果ガス排出量を2005年比で20%以下に削減するという中期ビジョンを掲げ、最終的には「温室効果ガス削減及び管理法」第4条に規定された2050年までに2005年比50%以下という国家長期削減目標の達成を目指すものである。本計画は5年を1期としローリング方式で見直しが行われる。

持続可能な開発目標との統合と市民参加の深化

気候変動対応の枠組みを超え、より広範な持続可能な発展の観点からも政策の体系化が進んだ。2019年7月には「台湾永續發展目標」が策定された³⁷。同目標は、2009年の永續發展指標体系（第2版）の改定として位置づけることができ、18の中核目標・143の具体目標・337の対応指標から構成された。国家永續發展委員会は18の中核目標のもとで17の作業グループ（分組）を設けた。ここでは「非核家園推進」および「気候変動とネットゼロ転型」が加わっている。

<表 14：台湾永續發展目標（2019年7月）の中核目標>

表 14 が示す 18 の中核目標の構成は、台湾の規範受容パターンを象徴的に示している。目標 1 から 17 は SDGs の 17 目標にほぼ対応した形で設計されており、国連が定めた国際規範への準拠を明示的に示す構成となっている。他方、第 18 項目「環境基本法で定められた『非核家園』目標を段階的に達成する」は SDGs には存在しない台湾独自のローカル目標として追加されている。この設計は、「国際規範への準拠＋台湾固有の文脈の付加」という本稿を通じて繰り返し観察されてきた台湾の規範受容パターンを、目標体系の構造そのものとして可視化したものと解釈できる。すなわち台湾は、国際規範を受動的に模倣するのではなく、国際規範の枠組みを基盤としながら国内の政治的文脈を統合するという能動的な規範受容の形式を、この目標体系においても一貫して維持しているのである。

原子力をめぐる議論が全国エネルギー会議の運営を困難にしていたことを受け、政権側はその代替として「エネルギー転換白書」策定プラットフォームを設け、新たなコンセンサス形成を図ること

³⁷ 行政院國家永續發展委員會（2019）「臺灣永續發展目標」。また、行政院國家永續發展委員會（2026）「臺灣永續發展目標」を参照されたい。

とした（張國暉・徐健銘，2019）。2020年11月、行政院は「エネルギー転換白書」を正式に承認した（經濟部，2020）。同白書は「エネルギー発展綱領」に基づく実施メカニズムとして位置づけられ、公民参加を重視した13か月以上の策定プロセスを経て完成した（表15）。白書は2025年のエネルギー転換ビジョンとして再生可能エネルギー比率20%の達成を中心目標に掲げ、大気汚染物質の排出量を2017年比約45%削減し、エネルギー自給率を2%から6%へ引き上げることを目指した。具体的な再生可能エネルギーの普及目標としては太陽光20,000MW・風力6,938MWなどが設定された。これらの目標を実現するため、エネルギーガバナンス・省エネルギー・電力・新再生可能エネルギー・グリーンエネルギー技術産業の五大分野にわたる20項目の重点推進方案が策定された。策定にあたっては準備会議・関係主体間の協同・市民対話・確定稿という四段階のプロセスを経て、産官学・市民の幅広い参加のもとで合意形成が図られた。

<表15：エネルギー転換白書（2020年11月）の構成>

*COP*プロセスへの参画：積極化と後退と回復

パリ協定が作られた期間（グラスゴー気候合意以前）（2011年～2020年）における台湾のCOPプロセスへの参画については、この時期に積極化・後退・回復という顕著な変動が見られた。この変動は台湾の国際場裏への参加が中国の外交的圧力によって左右されるという構造的な脆弱性を示している。以下では、「国家永續發展年報」および外交部の公式記録に基づき、各年の具体的な参加状況を確認する。

2011年版「国家永續發展年報」（p.7）によれば、2011年のCOP17（南アフリカ・ダーバン）に参加し、積極的に国際交流活動に参画するとともに国際協力の機会を拡充した。2012年版（p.8）によると、2011年の1年のCOP17（南アフリカ・ダーバン）には、環境保護署の張子敬副署長を団長として、関係機関の代表および専門家が参加した。台北市・台南市・高雄市・台湾永續エネルギー研究基金会・環境品質文教基金会等の機関からの参加も記録されている。

また、同じく2012年版（p.8）には、2012年のCOP18（カタール・ドーハ）に参加したことが記されている。2013年版（p.6）には2013年のCOP19（ポーランド・ワルシャワ）に参加したことが記されている。2014年版（p.7）にはCOP20（ペルー・リマ）に参加し、環境保護署の葉欣誠副署長が産官学研究各界の代表・専門家を率いたことが記されている。2015年版（p.6）には、2015年のCOP21（フランス・パリ）に参加し、環境保護署が代表団の編成を担当して参加したことが記録されている。

馬英九政権下では、良好な兩岸関係を背景に、NGOとしての参加がより積極的になっていったことがうかがえる。2015年のCOP21（フランス・パリ）においては台湾（のNGO）が7つのサイドイベントを主催した（Chen, 2020, p.62）。しかしながら、2016年に蔡英文政権に代わった最初の年であるCOP22においてはサイドイベントは1つしか主催できず、2009年から毎年主催してきたITRIもサイドイベントを主催できなかった（同, p.62）。これについては、中国のUNFCCC事務局に対する圧力が要因と指摘されている（同, p.63）。

台湾のCOPへの参加が中国の政治的圧力によって左右されるという構造的な脆弱性は、蔡英文政権下においてより露骨な形で現れた。2017年のCOP23（ドイツ・ボン）において、李應元・環境保護署長が代表団を率いて現地参加を試みたが、外交部が事前準備を整え、李應元がスウェーデンのメディアに寄稿して台湾のUNFCCC参加を国際社会に訴えていたにもかかわらず、中国側からの圧力により会場への入場を拒否された（自由時報，2017）。中国外交部報道官の耿爽は、台湾の国際活動参加は「一つの中国」原則に従わなければならないと強調し、「台湾当局が『九二共識』の歴史的

実を認めず、『兩岸は共に一つの中国に属する』ことを認めていないため、兩岸交流に障害を生み出している」と批判した。

この事例は COP22（2016年）における ITRI のサイドイベント主催の失敗とともに、蔡英文政権が「九二共識」を認めないという政治的立場が、気候変動の場における台湾の国際参加にも直接的な影響を及ぼしたことを示している。馬英九政権下で比較的円滑に行われていた COP への関与が、政権交代とともに中国の圧力によって著しく制約されたという事実は、台湾の COP 参加が気候変動規範への準拠の度合いよりも、むしろ兩岸関係の政治的変動に左右されるという構造的な脆弱性を端的に示している。ただし、入場を拒否された後も李應元は友好国との会談を行っており、完全な排除には至らなかった。台湾が正式参加の道を閉ざされながらも、多様な迂回路を通じて国際社会との実質的な関与を維持しようとしてきたことが、ここにも見て取れる。台湾の NGO によるサイドイベントの開催はその後は徐々に回復し、2019年の COP25（スペイン・マドリード）では6つのサイドイベントを主催できたとされている（Chen, 2020, p.63）。

馬英九政権から蔡英文政権への移行が台湾の COP プロセスへの参画に与えた影響は「国家永續發展年報」からは必ずしも見いだせない。2016年版「国家永續發展年報」（p.7）には、環境保護署が産官学研究各界の代表を編成して COP22 に参加し、世界的な温室効果ガス削減規制の発展に関する最新の動向を把握するとともに各国代表・専門家・研究者との交流を行ったとされている。また、「我が国の省エネルギーおよび排出削減への取組成果と地球環境保全への確固たる立場を発信し、国際的認知の獲得を図り、将来における排出削減責任交渉の基盤を強化した」と記されている。

2017年版以降の「国家永續發展年報」からは台湾の COP プロセスへの参画に関する記述が確認できなかった。そこで、2017年以降については、台湾の外交部の公式サイトにおいて確認することとする。

2017年の COP23（ドイツ・ボン）については、10の NGO が UNFCCC のオブザーバー資格のもとで参加し、環境保護署の李応元署長が率いる代表団が参加し、計31回の「二国間会談」を実施した。「専門性・実務性・貢献性」という参加原則について各国の認識を得た旨が記されている。台湾の NGO 団体および学術機関の専門家・学者は、友好国と共同で3件のサイドイベントを開催したほか、7件の会議に招かれて発言し、6件の展示ブースを設置した。また、1995年より工業技術研究院（ITRI）の名義で COP への参加を継続してきたことにより、当時10の NGO がオブザーバー資格を取得するに至っていたことが記されている。立法院の陳宜民・鍾孔炤・周陳秀霞・吳焜裕の各委員が国会代表団を結成して参加するなど、関与の多元化も進んだ（條約法律司，2018）。

2018年の COP24（ポーランド・カトヴィツェ）では、行政院環境保護署の蔡鴻徳代理署長が率いる代表団が ITRI の NGO オブザーバー資格で参加し、14の友好国に加え英国・米国・ドイツ・日本等の理念を共有する10か国の代表と計38回の「二国間会談」を実施した（前年の31回から増加）。台湾の NGO オブザーバーは5件のサイドイベントを実施し（前年の3件から増加）、ベリーズ・セントクリストファー・ネイビス・マーシャル諸島・ソロモン諸島の4つの友好国との共同開催も含まれた（條約法律司，2019）。

2019年の COP25（スペイン・マドリード）では、環境保護署の張子敬署長が代表団を率い、立法院の葉宜津・陳曼麗・余宛如の3委員が国会視察団として参加した。この年は13件のサイドイベントへの参加と過去最多を更新し、延べ1,000名を超える参加者を集めた。「二国間会談」は計42回に達し、13の友好国に加え英国・スペイン・ドイツ・スウェーデン等を含む12か国の友好的な国会議員が書簡提出・質疑提起・公開投稿等の方法により台湾の参加を支援した（條約法律司，2020）。

「国家永續發展年報」および台湾の外交部の記録が示すのは、2016年の一時的な後退ののち、台湾の COP 参加が形式・内容ともに着実に充実していったという事実である。「二国間会談」の件数

(2017年：31回→2018年：38回→2019年：42回)、サイドイベントへの参加件数(2019年：13件)、友好国による支援書簡の送付など、数量的にも質的にも参加の深化が確認できる。特に注目されるのは、環境保護署長を団長とした中央政府、産官学研究各界、地方政府、立法院議員、NGOが一体となった多層的な参加体制が確立されていった点である。この参加体制は、「専門性・実務性・貢献性」という原則を軸として、気候変動規範への積極的準拠を国際的存在感の獲得手段として活用するという、対外的信頼の構築機能の典型的なパターンを体現している。

小括

以上、パリ協定が作られた期間(グラスゴー気候合意以前)(2011年～2020年)において確認される主要な事実は次の三点である。第一に、2011年の東日本大震災・福島原発事故が台湾内の反原発世論を急速に高め、国内エネルギー政策の枠組みに大きな変化をもたらした。第二に、2015年の「温室効果ガス削減及び管理法」の成立により、削減目標が初めて法律に明記された。第三に、同年台湾はINDCを独自に策定・公表し、パリ協定が締約国に求める政策言語を非締約国として自発的に用いた。他方、COP参加については、(馬英九政権から蔡英文政権に移行した直後の)2016年に中国の外交的圧力により一時的に参加が困難になった時期があり、COPプロセスへの関与は一様ではなかった。これらの事実が作業仮説の検証においてどのような含意を持つかは第4節で論じるが、INDCの独自策定・公表という行為は、戦略的正当化が「国内での正当化」から「国際的な存在証明」へと機能の重心を移した転換点として位置づけられる。

パリ協定が作られた期間(グラスゴー気候合意以降) 2021年～現在

国際的な気候変動対策の新段階とネットゼロへの転換

パリ協定が採択された後、特にグラスゴー気候合意(2021年11月)以降の国際的な気候変動対策は新たな段階に入った。この時期の主要な国際動向を確認しておく。

パリ協定は締約国に対し5年ごとのNDCの更新を義務づけており、2020～2021年にはNDCの初回更新が行われ、2023～2025年には次期NDC(NDC3)に向けた再更新のプロセスが進められた。米国のパリ協定に対する立場の変化も大きな影響を与えた。2020年に第一次トランプ政権下で離脱が実施され、2021年にバイデン政権により復帰が行われたが、2025年には第二次トランプ政権下で再度の離脱が表明されるなど、国際枠組みの安定性に関わる動きが続いた。

2019年から2021年にかけては各国によるネットゼロ宣言が急速に拡大した。EUや日本が2050年、中国が2060年の実質排出ゼロを掲げるなど、パリ協定が求める長期戦略(LTS)の具体化が進んだ。2021年のCOP26(グラスゴー)では1.5°C目標の重要性が改めて確認され、石炭火力の「段階的削減(phase down)」が初めて合意文書に明記された。各国に対し2022年までのNDC強化も求められた。2023年にはパリ協定の進捗を初めて総合的に評価する「グローバル・ストックテイク(GST)」が完了し、世界が1.5°C目標の達成に向けて大きく不足していることが明確に指摘された。このGSTの結果は、次期NDC(NDC3)をより強化する必要性を示す重要な根拠となった。

こうした国際的潮流に呼応するかたちで、台湾においても2021年以降、気候変動政策が飛躍的に加速した。以下では、蔡英文政権後期(2021～2024年)および頼清徳政権(2024年～)における主要な政策展開を順に確認する。

蔡英文政権後期：ネットゼロ宣言から気候変動対応法の制定へ

2021年、台湾においてもネットゼロへの転換が本格的に始まった。蔡英文総統（当時）は同年4月、「2050年ネットゼロ排出」を目標として宣言し、これが以後の政策展開の起点となった。翌2022年3月には「2050 ネットゼロ排出ロードマップ」が策定・公表され、エネルギー転換・産業転換・生活転換・社会転換の4大転換と12大戦略が提示された。

こうした政策展開の中、行政院環境保護署は「中華民國（臺灣）更新版國家自定貢獻」（NDC2.0）を公表した。各種の文献間でNDC2.0の公表時期については若干の齟齬が見られる。環境部の2025年公表ニュースでは更新版NDC(NDC2.0)は2022年公表とされているが（環境部新聞專區, 2025）、その内容には2023年1月に立法院で可決・2月に公布施行された「気候変動対応法」による2050年ネットゼロ排出目標の法制化が盛り込まれている³⁸。なお、当初の公表時点の文書とサイトに掲載されている文書とが異なる可能性も考えられる。すなわち、後の法制化を反映して内容が更新された可能性がある。

NDC2.0は、削減目標としては2015年のINDCのBAU比50%削減（2005年比20%削減）からさらに強化し、2030年までに基準年比23~25%の正味排出削減を掲げた。エネルギー転換については2016年以降の「グリーンエネルギーの拡大、天然ガスの増加、石炭の削減、脱原発」の方針を継続しつつ2030年までに太陽光年間2GW・洋上風力年間1.5GWの増設を計画するとしている。また、グリーンファイナンス（3.0版）・炭素料金制度・パリ協定第6条に基づく国際協力・気候変動適応の各分野における取り組みも盛り込まれた。

2023年2月、気候変動対応法（気候遷因應法）が公布・施行された。同法は2015年の「温室効果ガス削減及び管理法」を改正したものであり、以下の五点が主な内容である。第一に2050年ネットゼロ排出目標の法制化、第二に5年を1期とする段階的管理目標の設定、第三に炭素料金制度の新設（年間排出2.5万トン以上の大規模排出事業者287社を対象）、第四にカーボンフットプリント表示の義務化、第五に自主減量計画・自発的削減クレジット制度の整備である。これらの規定は、パリ協定が締約国に求める政策手段を網羅的に国内制度として具現化したものであり、非締約国が自発的に締約国と同等の制度的枠組みを構築したという点において、戦略的正当化の論理が「条文レベルの制度化」という段階に到達したことを示している。

「気候変動対応法」の公布を受け、環境部は同法第9条の規定に基づき、UNFCCCおよびその関連協定・ならびにその他の国際条約における決議事項・加えて国内情勢の変化を参照しつつ、中央の事業所管省庁と協議を行い、第2版「国家気候変動対応行動綱領」の検討・策定を進めた。行政院は2023年11月3日に同行動綱領を策定し、気候変動への適応および温室効果ガス削減を推進するための重要な施政方針として位置づけた（環境部, 2023）。同行動綱領は2050年ネットゼロ排出を長期ビジョンに据え、公正な移行・ネイチャーベースドソリューション・気候リスク評価を新たな原則として盛り込んだ。気候変動適応分野では基礎インフラ・水資源・沿岸・農業・健康など7分野、温室効果ガス削減分野ではゼロカーボンエネルギー・産業グリーン転換・脱炭素交通など6部門の政策が提示され、グリーンファイナンス・炭素料金・法制整備など8つの支援措置がこれを補完する構成となっている。

2017年の第1版国家気候変動対応行動綱領との比較において注目されるのは、公正な移行（Just Transition）・ネイチャーベースドソリューション・気候リスク評価という3つの新たな原則の追加

³⁸ NDC2.0の英語版では、

“Taiwan initiated the amendment of the GHG Act, which was subsequently renamed as the Climate Change Response Act and passed in January 2023, aims to reach net-zero emissions (1.5°C target) by 2050.”
となっている。（<https://service.cca.gov.tw/File/Get/cca/zh-tw/j7qIVMzqrTOpR15>）

である。これらはいずれも、グラスゴー気候合意（2021年）以降の国際的な気候変動対策の重点課題として浮上した概念であり、台湾が国際的な政策言語の更新に迅速に対応していることを示している。

頼清徳政権：NDC3.0の公表と制度的同一化の完成

2024年5月、頼清徳（民進党）が総統に就任した。同月、気候変動対策委員会が設置され、気候変動問題への政治的コミットメントが新政権においても引き継がれた。

2025年9月17日、「**中華民国（臺灣）2035年國家自定貢獻（NDC 3.0）**」が公表された。NDC3.0の前文では次のように述べられている（環境部気候變遷署，2025）。

国連気候変動枠組条約（UNFCCC）第1/CP.20号決議に基づき、台湾は2015年12月に「**国別自発的貢献案（INDC）**」を提出し、パリ協定の2°C目標と整合する排出削減ロードマップを策定した。また、パリ協定第4条第8項の原則に基づき、「**パリ協定締約国会議（CMA）**」の第4/CMA.1号、第1/CMA.3号および第1/CMA.5号決議を参照し、台湾は2025年に明確・透明・理解可能な2035年「**国別自定貢献（NDC）**」を提出した。これにより、低炭素社会への台湾の転換に向けた重要なマイルストーンが明確に示された。さらに、台湾は定期的に「**国家温室効果ガス排出インベントリ報告書（NIR）**」および「**隔年透明性報告書（BTR）**」を公表し、目標達成状況を明らかにすることで、国際社会に対して地球規模の排出削減責任を果たしている。

この前文が示す事実は、本稿の論旨にとって決定的な重要性を持つ。下線部において台湾は、パリ協定第4条第8項（NDCの情報要件）という締約国向けの規定および締約国会議（CMA）の決議番号を明示的に参照した上で「台湾は2025年にNDCを提出した」と宣言している。非締約国でありながら締約国が用いる法的・手続き的枠組みを正確に援用してNDCを「提出」という行為は、条約上の義務の代替として締約国と同一の政策言語・政策サイクルを自発的に採用するという台湾の規範受容の論理を端的に示している。

NDC3.0では、2030年の削減目標を基準年比26～30%、2035年を36～40%へとさらに強化した。これらの目標達成に向けて「**台湾温室効果ガス削減総合行動計画**」が策定され、再生可能エネルギー・水素・CCUS・電動化など20の旗艦行動計画と、カーボンプライシング・グリーン人材育成など6つの制度改革が組み合わされた。国際協力については、パリ協定第6条に基づくITMOs取得と「**台湾カーボンクレジット取引所**」の活用を通じ、透明性を確保しながら目標達成を目指すとしている。

NDC3.0において注目される点をもう一つ挙げると、同文書が定期的なNIR（国家温室効果ガス排出インベントリ報告書）およびBTR（隔年透明性報告書）の公表に言及していることである。これらはパリ協定の強化された透明性枠組み（ETF）のもとで締約国に義務づけられている報告制度であり、台湾が非締約国として自発的にこれらの報告義務に準拠した仕組みを構築・運用していることを宣言している。締約国として条約上の義務を課された場合と実質的に同等の制度的枠組みを、台湾が自発的に構築したことを意味する。

COPプロセスへの参画

以下では、外交部の公式記録に基づき、グラスゴー気候合意以降の各年の具体的な参加状況を確認する。なお、COP26（2021年）の前年にあたる2020年は新型コロナウイルス感染症のパンデミックにより開催が翌年に延期されたため、この時期は2021年のCOP26から始まる。

2021年のCOP26（英国グラスゴー）では、行政院環境保護署がITRIのNGOオブザーバー資格のもとで公的部門および民間部門の代表を招集し、沈志修副署長が率いる代表団が「専門性・実務性・貢献性」という参加原則のもとで活動した。14の友好国が書簡の送付または発言を通じて台湾を支援したほか、理念を共有する8か国の国会議員も書簡を提出した。代表団は12の友好国、米国・英国等11か国および2つの国際機関と計30回の「二国間会談」を実施し、気候変動政策・エネルギー転換・再生可能エネルギーの発展・2050年ネットゼロ排出目標・炭素価格付け等の議題について意見交換を行った。また、グラスゴーにおいて「台湾デー」イベントおよび外交レセプションを開催し、米国環境保護庁と共同で「グローバル環境教育パートナーシップ・アフリカ会合」を実施するなど、台湾の積極的な貢献と多様な活力を国際社会に示した（條約法律司，2022）。立法院から洪申翰・洪孟楷両委員が国会視察団として参加し、二国間会談を行って国会外交を展開した。

2022年のCOP27（エジプト・シャルム・エル・シェイク）では、主管官庁である行政院環境保護署が関係各部会を招集して代表団を編成し参加した。パラオ・エスワティニ・ツバル・セントクリストファー・ネイビスなど計10の友好国が「気候実施サミット」および「ハイレベル会合」において台湾のために発言を行ったほか、13の友好国がUNFCCC事務局長宛に支援書簡を提出した。さらに欧州・アジア・中南米地域の6か国の友好的な国会議員、欧州議会、および21か国411名が所属する「フォルモサ・クラブ」も書簡送付に加わった。代表団は計40回のハイレベル二国間会談を実施し、台湾のNGOは友好国と共同で計6件のサイドイベントをブルーゾーン会場内で開催した（條約法律司，2023）。

2023年のCOP28（アラブ首長国連邦・ドバイ）では、行政院環境保護署から環境部へと改称後の主管官庁が代表団を編成し参加した。パラグアイ・パラオ・セントルシア等計11の友好国が「気候行動サミット」「ハイレベル会合」「閉会本会議」において発言し、12の友好国および「フォルモサ・クラブ」42か国378名の国会議員がUNFCCC事務局長宛に書簡を送付した。代表団は理念を共有する35か国の行政・立法部門および2つの国際機関と計46回の二国間会談を実施した。また、ツバル・ナウル・マーシャル諸島・パラオの太平洋友好国4か国とともに「台湾・太平洋気候転換基金」の設立を発表し、1,000万米ドルを拠出した。台湾のNGO5団体と5つの友好国の連携により計5件のサイドイベントも共同開催された（條約法律司，2024）。

2024年のCOP29（アゼルバイジャン・バクー）では、環境部が関係各部会を招集して代表団を編成し参加した。11の友好国の元首・閣僚・指定代表が登録発言または書面提出により台湾のために発言し、全ての友好国がUNFCCC事務局長宛に書簡を送付した。代表団は友好国・理念を共有する国および国際機関と計37回のハイレベル二国間会談または専門家会合を実施し、炭素クレジット外交・気候政策・炭素価格付け・エネルギー転換・気候法制度等について意見交換を行った。パラオのナショナル・パビリオンにおいて台湾の技術と友好国の自然環境を結びつけた環境パートナーシップを展示したほか、友好国と共同で計4件のサイドイベントを開催した（條約法律司，2025a）。

2025年のCOP30（ブラジル・ベレン）においても、従来通り環境部が代表団を編成し参加した。COP30に出席した10の友好国がそれぞれ登録発言または書面提出の方式により計12回にわたり台湾のために発言し、11の友好国がUNFCCC事務局長宛に書簡を送付した。代表団は友好国・理念を共有する国および国際機関と計35回の二国間会談を実施し、炭素クレジット協力・気候政策・炭素価格付け・エネルギー転換等の議題について意見交換を行った。台湾の4つのNGOが自主的にサイドイベントを実施したほか、4つの友好国との共同サイドイベントも開催され、友好国との連携・協力の深化が示された（條約法律司，2025b）。

こうした友好国との連携・強化に向けた台湾の努力に対し、中国はこれを阻止すべく活動している。例えば、COP28（2023年・アラブ首長国連邦・ドバイ）においては、台湾の友好国の発言が改めて

中国の抗議を招いた。中央通訊社の報道によれば、台湾の友邦国であるグアテマラおよびナウルが COP28 において台湾への支持を表明した（中央通訊社，2023）。グアテマラ天然資源・気候変動省のオチョア副大臣は、台湾が国際開発協力プロジェクトを通じて気候変動適応およびレジリエンス促進に貢献しているとして台湾を高く評価し、「台湾がこの重要なフォーラムに参加できるよう求める」と述べた。これに対し、中国代表団は「一部の国家が台湾は中国の不可分の一部であるという事実を無視し、台湾当局の COP 会議参加について発言した」として、この発言は「受け入れられない」と主張し、中国側声明を会議の公式記録に含めるよう要求した。ただし、中国側声明では批判対象国の名称は明示されなかった。

グラスゴー気候合意以降の COP 参加を通覧すると、二国間会談の件数（COP26：30 回→COP27：40 回→COP28：46 回→COP29：37 回→COP30：35 回）の規模が高水準で維持されてきたことが確認できる。また、友好国による発言・書簡支援に加え、「フォルモサ・クラブ」を通じた欧州・中南米の友好的議員グループの参加支援という新たなチャンネルが制度化された点も注目される。2023 年の COP28 における「台湾・太平洋気候転換基金」の設立は、気候変動規範への準拠が単なる政策言語の模倣にとどまらず、太平洋島嶼国との気候パートナーシップという実質的な資金拠出を伴うものへと深化したことを示している。以上の参加記録は、非締約国としての制約のもとで台湾が NGO オブザーバーというチャンネルを最大限に活用し、COP という国際規範の主要な実践の場において存在感を発揮し続けてきたことを示しており、対外的信頼の構築機能がこの時期においても一貫して作動していたことを裏づけている。

小括

以上、パリ協定が作られた期間（グラスゴー気候合意以降）（2021 年～現在）において確認される主要な事実は次の三点である。第一に、2023 年の気候変動対応法が 2050 年ネットゼロ排出目標を法定化するとともに、炭素料金制度・カーボンフットプリント表示義務など、パリ協定が締約国に求める政策手段を網羅的に国内制度として規定した。第二に、NDC2.0・NDC3.0 の前文はパリ協定第 4 条第 8 項および CMA の各決議を明示的に参照しており、非締約国でありながら締約国と同一の政策言語・政策サイクルを採用していることが文書上確認できる。第三に、これらの制度整備は、政権が李登輝・陳水扁・馬英九・蔡英文・賴清徳と交代しても基本方向性が維持されてきたという通時的な一貫性の帰結として位置づけられる。以上の事実を踏まえた理論的考察は次節で行うが、NDC3.0 が締約国と同一の政策言語・政策サイクルを明示的に採用したことは、戦略的正当化が「自発的な準拠の表明」という段階から「制度的な同一化」という段階へと到達したことを示しており、この時期の規範受容は戦略的正当化の論理の帰結として理解することができる。

4. 国際レジームのアウトサイダーによる国際規範の受容に関する考察

前節では、台湾の気候変動政策の変遷を期間区分ごとに整理した。本節では、国際レジームにおけるアウトサイダーが国際規範を受容する条件について考察したい。なぜ国際レジームに参加していない特定の国・地域が国際規範を受け入れるのかについて、本稿では以下の二つの作業仮説を設定した。

作業仮説 1. 国内政策の正当化機能：国際規範に沿った対応を行うことを国内に明示することによって、政府は関連する国内政策の立案・実施に対する正当性を確保し、政策推進を容易にすることができる。

作業仮説 2. 対外的信頼の構築機能: 国際規範に沿った対応を行うことを対外的に示すことによって、政府は正式の外交関係の有無にかかわらず、気候変動規範を共有する国・地域との間に実質的な信頼関係を構築・強化することができる。

作業仮説 1 が着目するのは規範受容の国内的作用であり、作業仮説 2 が着目するのはその対外的作用である。両仮説は相互に排他的ではなく、同一の規範受容行動が国内・対外の双方に同時に機能するという前提に立っている。

作業仮説 1（国内政策の正当化機能）の検証にあたっては、「国際規範への準拠」が実際に国内政策の立案・実施を容易にしたか否かという観点から、台湾における具体的な政策形成の事例を参照する。

第 3 節で見てきたように、台湾の気候変動政策の形成過程では、国際的な節目（UNFCCC・京都議定書・コペンハーゲン合意・パリ協定）が国内の組織整備・法制化・数値目標設定の直接の契機として繰り返し機能してきた。例えば、1994 年の「地球環境変動政策指導グループ」の設置は UNFCCC の発効と、1997 年の「国家永続発展委員会」の設立は京都議定書の採択と、2010 年の「省エネルギー・温室効果ガス削減総合計画」の策定はコペンハーゲン合意と、それぞれ明確に対応している。これらの事例が示すのは、政府が国内の政策立案にあたって「国際規範への準拠」を明示的な根拠として援用することで、関係省庁間の調整や産業界・市民社会との合意形成を図ってきたという構造である。すなわち、国際規範は単なる外部からの圧力ではなく、台湾政府が国内政策を推進するための正当化資源として能動的に活用されてきたと解釈できる。

ただし、この正当化機能が常に円滑に作用してきたわけではない。その限界を示す事例として、台湾の公民投票に付された環境・気候変動・エネルギー関連議題の結果が参考になる。公民投票の結果は、政府が国際規範を援用して推進しようとした政策と民意との間に、局面によって齟齬が生じうることを示している。

2018 年には環境・エネルギー関連で 4 件が投票に付された。化石燃料による火力発電量を毎年 1% 以上削減することへの賛否（可決、賛成 79.04%）、新規石炭火力発電所の建設・拡張停止（可決、賛成 76.41%）、福島県および周辺 4 県からの食品輸入禁止の維持（可決、賛成 77.74%）、原子力発電の 2025 年全廃を定めた電業法規定の廃止（可決、賛成 59.49%）であり、投票率はいずれも約 54.5% であった。2021 年は、第 4 原子力発電所の再稼働・商業運転（否決、反対 52.84%）および第 3 液化天然ガス受入基地の藻礁海岸からの移転（否決、反対 51.63%）の 2 件が投票に付され、投票率は約 41.09% であった。2025 年は、第 3 原子力発電所の継続運転（賛成 74.17% と反対を上回ったものの、有権者総数の 4 分の 1 以上という成立要件を満たさず不成立、投票率 29.53%）の 1 件が付された。

これらの結果が示すのは、民意の構造が一枚岩ではないという事実である。火力削減や石炭火力新設停止への高い賛成率は、気候変動規範と整合する政策方向への民衆の支持を示している。他方、「原発 2025 年全廃規定の廃止」の可決（2018 年）や第三原発継続運転への賛成多数（2025 年）は、気候変動規範に基づく脱炭素化の方向性と、エネルギー安定供給への民衆の関心とが必ずしも整合しない局面があることを示している。

この結果を作業仮説 1 の観点から解釈すれば、以下のことが言える。国際規範への準拠は、化石燃料による火力発電量削減・再生可能エネルギー推進という方向性については国内政策の正当化に有効に機能してきた。しかし、脱原発という手段の選択については、国際規範が提供する正当化の枠組みと民意との間に一定の乖離が存在しており、政府はこの乖離を管理しながら政策を推進することを余儀なくされてきた。すなわち、作業仮説 1 は部分的に支持されるが、正当化機能の有効性は政策の内容・争点によって異なるという留保が必要である。

次に、作業仮説 2 について検証する。作業仮説 2 が想定する「気候変動規範を共有する国・地域」は、台湾の置かれた外交状況を踏まえると、少なくとも以下の三つの類型に区別して考える必要がある。

第一の類型は、台湾と正式な外交関係を持たないが実質的に最も重要な関係を有する米国・日本・EU などの民主主義先進国である。これらの国・地域は気候変動規範の主要な推進者であり、台湾に

としては安全保障・経済の両面で死活的な重要性を持つ。台湾が気候変動規範への積極的準拠を示すことは、これらの国・地域との実質的關係を維持・強化するための外交的シグナルとして機能する。特に、EU が推進する CBAM（炭素国境調整措置）に代表されるように、気候変動規範への準拠は経済的アクセスの条件として機能しつつあり、台湾の輸出主導型経済にとっての実利的動機とも重なる。

第二の類型は、台湾と正式な外交關係を有する友邦国（中米・太平洋島嶼国など）である。これらの国々の多くは気候変動の影響を最も深刻に受ける脆弱国であり、台湾が気候変動規範に積極的に取り組む姿勢を示すことは、これらの友邦国との關係において台湾の信頼性と貢献意欲を示す外交的意義を持つ。

第三の類型は、COP の場における事実上の連帯相手である。台湾は UNFCCC への正式参加資格を持たないが、NGO として COP に参加しサイドイベントを主催するという方法によって、締約国と実質的に同等の政策言語（INDC・NDC・BTR など）を用いながら国際的な場に存在し続けてきた。こうした場において気候変動規範への準拠を示すことは、個別のバイラテラルな關係を超えた形で「責任ある国際社会の成員」としての台湾の存在証明として機能する。

それでは、台湾は気候変動規範を遵守することを示すことによって、こうした各類型の相手国・地域との關係を実際に維持・強化しようとしてきたのであろうか。

第一類型（正式外交關係を持たない民主主義先進国）との關係については、第 3 節で確認したように、台湾が気候変動規範への準拠に際して常に「輸出産業への通商上の影響」を主要な動機として意識してきたことが、この仮説を支持する。Chen（2020）が指摘するように、欧州の環境規制に対応するための温室効果ガス削減枠組みの必要性が台湾産業界の規制導入への支持を得た背景にあったことは、気候変動規範への準拠が対歐關係における実利的な外交資源として機能していたことを示している。また EU の CBAM が本格化しつつある現在、この動機はさらに強まっていると考えられる。他方、対米關係については、前述のとおり、米国がこの類型の相手国として安定的に機能する可否かは政権の性格に依存しており、民主党政権期には有効であった気候変動規範を軸とした連帯の論理が、共和党政権期には実質的な意味を持ちにくいという政権依存性を内包している。この点は、第一類型との關係における重要な留保事項である。

第二類型（友邦国）との關係については、2018 年（8 月 28 日）³⁹・2019 年（9 月 3 日）⁴⁰の国連総会に際して台湾外交部が発表した声明が参考になる。両年に共通する三つの訴求は、第一に台湾人民が国連体制から不当に排除されている現状の是正、第二に台湾人民および台湾籍メディアの会議参加・取材権利の確保、第三に SDGs 実現に向けた台湾の平等かつ尊厳ある参加の保障であった。同様の趣旨の声明は 2020 年（8 月 28 日）⁴¹・2021 年（9 月 3 日）⁴²にも継続して発表されている。台湾が SDGs や気候変動といった国際規範への積極的な関与を、国連参加を求める外交的訴求の柱の一つとして位置づけてきたことは、気候変動規範の遵守を友邦国からの支持獲得に結びつけようとする戦略的意図を示している。

第三類型（COP の場における事実上の連帯）については、2024 年 3 月の専門家評価における論点が示唆的である。2024 年 3 月 12 日、立法院副院長の「アジア太平洋国会議員連合（APPU）」出席を契機として行われた専門家評価では、UNFCCC 参加の意義と課題について以下の論点が示された

³⁹2018 年 8 月 29 日外交部第 210 号プレスリリース：中華民国政府は、「台湾は世界における『持続可能な開発目標（SDGs）』の実現に向けた重要なパートナーである」との訴求を主軸として、引き続き国連参加を目指す取り組みを推進する

⁴⁰ 2019 年 8 月 23 日外交部第 190 号プレスリリース：中華民国政府は、引き続き国連参加を目指す取り組みを推進し、国際社会に対し、台湾人民が国連体制への参加を強く希求している事実を正視する

⁴¹ 外交部國際組織司（2020）「政府持續推動參與聯合國案，促請國際社會正視 2,350 萬臺灣人民對參與聯合國體系的深切期盼」2020 年 8 月 28 日

⁴² 外交部國際組織司（2021）「政府持續推動參與聯合國案，促請國際社會正視 2,350 萬臺灣人民對參與聯合國體系的深切期盼」2021 年 9 月 3 日

43. 第一に、交渉への参加という観点では、台湾は現在「場外での宣言」にとどまり実質的な影響力を持っていないこと、正式参加により国際交渉の場に着席できることの重要性が指摘された（王寶貴）。第二に、国内ガバナンスへの効果として、国際交渉の緊張感が意思決定者に気候政策の切迫性を認識させ、特に「緩和重視・適応軽視」という現行政策の偏りを是正する契機となり得ることが論じられた（許晃雄）。第三に、法制度面では、国際条約の存在が国内の立法・行政措置に正当性の根拠を与え、短期的な政治的要因による政策の揺れを抑制する効果が期待できるとされた（曾琬鈴）。第四に、政策サイクルの同期という観点から、正式参加により NDC・透明性報告・長期戦略といった国際的政策サイクルと国内政策の整合が確保されると指摘された（趙家緯）。第五に、科学研究の政策反映という点では、台湾の気候科学の水準は高いものの、非加盟国ゆえに IPCC 報告書での扱いが不利になりやすく、SBSTA など科学を政策に転換するプロセスへの参加が制約されていることが課題とされた（王寶貴・許晃雄・趙家緯）。他方、課題として、参加後は炭素排出削減の進捗報告や国際基準に合致した検証体制の構築が求められること、また気候基金の拠出国と見なされる可能性や、高い一人当たり排出量をめぐる国際的監視の強化も指摘された（趙家緯）。王寶貴・許晃雄・趙家緯らが指摘したように、UNFCCC への正式参加の不在は、国際交渉における実質的影響力の欠如、科学知見の政策反映における制約、国内ガバナンスの切迫感の欠如など、複合的な損失をもたらしている。台湾がこれらの制約を認識しながらも、非締約国として可能な限りの国際規範への準拠を継続してきたことは、規範への準拠が気候変動規範を共有する国・地域からの信頼獲得という外交目的に直結しているという作業仮説 2 の論理を裏付けている。また、曾琬鈴が指摘するように、国際条約の存在が国内政策の正当性を担保するという論点は、作業仮説 1 と作業仮説 2 が相互に補完し合う関係にあることをも示唆している。

以上の検討から、作業仮説 2 は概ね支持される。ただし、相手国・地域の類型によって規範受容の動機・効果・安定性はそれぞれ異なる。第一類型（正式外交関係を持たない民主主義先進国）に対しては経済的アクセスの確保という実利的動機が前景に出るが、米国については相手国としての安定性に政権依存性という構造的限界がある。第二類型（友邦国）に対しては外交的支持の獲得という政治的動機が、第三類型（COP の場における事実上の連帯）に対しては正当性の証明という象徴的動機がそれぞれ機能していると解釈できる。台湾の気候変動規範への準拠は、これら三類型の相手国・地域に対して複合的かつ多目的に機能する外交資源として位置づけることができる。ただし、米国の事例が示すように、この外交資源の有効性は相手国の政治的条件によって変化するという留保のもとで理解される必要がある。

以上の検討を踏まえ、2 つの作業仮説の評価を整理する。

作業仮説 1（国内政策の正当化機能）については、仮説が有効に機能する条件と機能しない条件の双方が確認された。有効に機能した条件としては、政府が国際的節目（UNFCCC・京都議定書・コペンハーゲン合意・パリ協定）を契機として組織整備・法制化・計画策定を行った局面が挙げられる。これらの事例では、「国際規範への準拠」が政府文書に明示的根拠として記載されており、部門間調整や産業界・市民社会への説明において正当化資源として機能したと解釈できる。他方、仮説が機能しなかった条件として、脱原発をめぐる局面が典型的な反証事例となる。2018 年公民投票での「原子力発電 2025 年全廃規定の廃止」可決、2025 年の第 3 原子力発電所継続運転への賛成多数という結果は、気候変動規範が国内的に一定の「自明性」を獲得している一方で、規範の具体的実施手段を

43 台湾科技媒体センターは中央研究院および大学に所属する気候科学・政策分野の専門家 5 名を招いた。5 名は、王寶貴（中央研究院環境変遷研究センター院士）、許晃雄（中央研究院 環境変遷研究センター特聘研究員）、曾琬鈴（中央研究院環境変遷研究センター研究助理／国立台湾大学海洋センター助理研究員）、趙家緯（国立台湾大学 気候変動・持続可能発展国際学位プログラム兼任助理教授／台湾気候行動ネットワーク研究センター総監）、王懌琪（中央研究院環境変遷研究センター研究副技師）である。

めぐって民意と政策の間に乖離が生じ得ることを示している。これは正当化機能の根本的な失敗というよりも、作業仮説1の射程が「政策の方向性の正当化」には及ぶが「政策の手段選択の正当化」には必ずしも及ばないという条件付きの有効性として定式化できる。

作業仮説2（対外的信頼の構築機能）については、類型によって機能の性格と安定性が異なることが明確となった。第一類型（正式外交関係を持たない民主主義先進国）に対しては経済的アクセスの確保という実利的動機と規範的シグナリングが重なるかたちで仮説が支持されるが、米国については政権交代のたびにスタンスが変動するという構造的な不安定性が存在する。この点において仮説2は単純には成立せず、「相手国の国内政治の安定性」が仮説の有効条件として付加される必要がある。第二類型（友邦国）に対しては外交的支持獲得という政治的動機、第三類型（COP の場における事実上の連帯）に対しては存在証明という象徴的動機がそれぞれ作用していると解釈でき、これらについては仮説は比較的安定的に支持される。

また、以上の検討から、作業仮説1（国内政策の正当化機能）と作業仮説2（対外的信頼の構築機能）は、相互に排他的なものではなく、台湾の規範受容を駆動する同一のメカニズムの二つの作用面として理解される。すなわち、台湾は国際規範への準拠を、国内においては政策推進の正当化資源として、対外的には気候変動規範を共有する国・地域への存在証明として、同時に活用してきた。この二重の機能の一つの論理として統合するのが、第2節で導入した「戦略的正当化（strategic legitimation）」という概念である。

ただし、作業仮説1の国内政策の正当化機能と作業仮説2の対外的信頼の構築機能の効果を定量的に比較考量することは困難であることが予想される。経済的便益・コスト、限界の便益・コストを計測することが可能となれば、より実践的にこれらの機能を説明することが可能となるものと考えられるが、本稿の執筆の段階ではこれらを扱う材料が得られていないことを申し添える。

戦略的正当化とは、正式参加資格を持たないアウトサイダーが、規範への準拠を通じて国内的正当性と対外的信頼を同時に獲得しようとする能動的な行為である。第3節の事実整理が示すように、この論理は1992年や1994年の組織整備に始まり、法制化・数値目標の設定・NAMAs策定・INDC公表・NDCの段階的強化へと、政権交代を越えて制度的に蓄積されてきた。台湾はアウトサイダーという制約のもとで、社会化の回路によらずに、まさにこの戦略的正当化の論理によって規範を受容し続けてきたのである。この点において、台湾の事例は、国際レジームへの参加と国際規範の受容が必ずしも一致しないことを示す重要な事例として位置づけることができる。

5. 結論

本稿では、国際レジームのアウトサイダーである台湾が、1980年代後半から現在に至るまで、気候変動をめぐる国際規範をいかに受容してきたかを、主要な政府文書に基づき分析した。

各期間の政策変遷を振り返ると、以下のような発展の軌跡が浮かび上がる。国連気候変動枠組条約が作られた期間（1985年～1994年）には、環境保護部門の拡充と国際動向への意識的な対応が始まった。京都議定書が作られた期間（1995年～2001年）には、「永続発展」を軸とした組織体制の整備が進み、国家永続発展委員会の設置や「21世紀アジェンダ」の策定がなされた。コペンハーゲン合意が作られた期間（2002年～2010年）には、環境基本法の成立によって法的基盤が整備され、エネルギー政策と気候変動政策の統合が進むとともに、NAMAsの独自策定によって国際規範との整合が一層明確化された。パリ協定が作られた期間（2011年～2020年）には、「温室効果ガス削減及び

管理法」の成立によって削減目標が初めて法定化され、INDCの独自策定・公表など、国際レジームの形成過程により密着した政策形成が顕著となった。グラスゴー気候合意以降（2021年～現在）においては、気候変動対応法の成立により2050年ネットゼロ排出目標が法的に明確化され、NDC2.0・NDC3.0の公表と削減目標の段階的強化が続いている。この一連の発展は、政権交代を経ても基本的な方向性を維持しており、台湾の気候変動政策が特定の政党や政権の意向を超えた制度的連続性を持つに至っていることを示している。

作業仮説の検討から得られた結論は以下のとおりである。作業仮説1（国内政策の正当化機能）は、政策の方向性の正当化に対しては有効に機能してきたが、政策の手段選択の正当化（とりわけ脱原発か原発維持かという争点）に対しては民意との乖離が生じ、機能の限界が露わになることが確認された。作業仮説2（対外的信頼の構築機能）は、相手国・相手方の政治的安定性という有効条件を付した上で概ね支持される。特に日本・EUのように気候変動政策に超党派的な安定性を持つ相手国との関係においては、この機能は長期的かつ安定的に作動する。他方、米国のように政権交代による政策の大幅な転換が繰り返される相手に対しては、気候変動規範を軸とした連帯の論理の有効性は限定的となる。

以上の整理から導かれる理論的含意は、規範受容の機能は単一ではなく、政策争点の性格と相手国の政治的条件に応じて変化する複合的な構造を持つという点にある。この知見は、規範受容の動因を単一の論理（社会的適合性への欲求、あるいは実利的コスト計算）に還元することはできず、アウトサイダーの規範受容が複数の条件依存的な機能を束ねた戦略的行動であるという補完的視点を考慮する必要があることを示すものである。

台湾の事例が持つ理論的含意は、Finnemore and Sikkink（1998）が提示した規範ライフサイクル論の三段階構造に対して、アウトサイダーという条件が生み出す代替経路の存在を示す点にある。同論の三段階——規範起業家による提唱、多数の国家による採択、社会化による内面化——はいずれも、国際レジームの正規メンバーとして社会的相互作用に参加できる国家を主体として想定している。このうち第三段階の「社会化による内面化」は、締約国会議・条約実施審査・ピアレビューといった制度的回路を通じた繰り返しの相互作用によって規範が自明視される過程を指す。台湾はこの回路に接続できない。

国際関係論において「正当化（legitimation）」とは、Hurd（1999）が論じるように、強制力によらず国際規範への準拠を促す正統性の機能を指し、Tallberg and Zürn（2019）はこれを「権威の適切な行使に対する信念を形成・変容させる正当化の過程」として体系化している。しかしこれらの先行研究が想定する正当化の主体は、国際機関そのものか、あるいはその正規メンバーとしての国家である。本稿が提示する「戦略的正当化」はこれを応用し、正式参加資格を持たないアウトサイダーが、規範への準拠を通じて自らの存在を国際社会に対して正当化しようとする能動的な行為として定式化するものである。すなわち、正式参加資格を持たないアウトサイダーにとっては、社会化による内面化に代わり、戦略的正当化が規範受容の主要な経路となりうる。台湾の事例はこの命題を支持する実証的根拠として位置づけられ、規範伝播理論の射程を、制度的周縁に置かれた政治的実体にまで拡張する上での一つの貢献を示している。

今後の課題としては、第一に、本稿が主に政府文書の分析に依拠しているため、規範受容の実態をより深く検証するためには、政策立案過程における意思決定者へのさらなるインタビューの拡充や、立法過程の詳細な分析が求められる。第二に、気候変動以外の国際レジーム（人権、貿易、安全保障など）における台湾の規範受容との比較分析を行うことで、本稿の知見が気候変動に固有のものか、より一般化可能なものかを検証することができる。第三に、類似の政治的立場に置かれた他の政治的実体（コソボ、パレスチナ等）との比較研究を通じて、アウトサイダーによる規範受容の比較政治学

的な理論化に貢献することが期待される。ただし、こうした比較研究を行う際には、台湾の非締約国としての立場が持つ特殊性に十分な配慮が必要であることは言うまでもない。

参考文献

【英語文献】

Aoki, M. (2001). *Toward a Comparative Institutional Analysis*. MIT Press.

Cheng, F.-L. (2017). *Taiwan's participation in global climate regime : a non-party perspective* [PhD thesis, SOAS University of London]. <https://doi.org/10.25501/SOAS.00024387>

Chen, M. L. (2020). *Climate change politics in Taiwan: Understanding Taiwan's voluntary climate actions*. [Doctoral Dissertation]. Technische Universität München School of Governance. <https://mediatum.ub.tum.de/1555257>

Finnemore, M., and Sikkink, K. (1998). "International norm dynamics and political change." *International Organization*, 52(4), 887--917. <https://doi.org/10.1162/002081898550789>

Hagen, A., Altamirano-Cabrera, J.-C., and Weikard, H. P. (2021). "National political pressure groups and the stability of international environmental agreements." *International Environmental Agreements*, 21, 405–425. <https://doi.org/10.1007/s10784-020-09520-5>

Hurd, I. (1999). "Legitimacy and authority in international politics." *International Organization*, 53(2), 379–408. <https://doi.org/10.1162/002081899550913>

Peterson, L., et al. (2023). What determines climate ambition? Analysing NDC enhancement with a mixed-method design. *npj Climate Action* 2, 21 (2023). <https://doi.org/10.1038/s44168-023-00051-8>

Tallberg, J., and Zürn, M. (2019). "The legitimacy and legitimation of international organizations." *Review of International Organizations*, 14, 581–606. <https://doi.org/10.1007/s11558-018-9330-7>

Tørstad, V., Sælen, H., and Bøyum, L. S. (2020) The domestic politics of international climate commitments: which factors explain cross-country variation in NDC ambition? *Environmental Research Letters*, 15, 024021 (2020)

IEA (International Energy Agency),(2026). “Energy-related CO2 emissions, Chinese Taipei, 2023.” <https://www.iea.org/countries/chinese-taipei> (2026年3月14日アクセス)

Liu, J. C.-E., and Chao, C.-W. (2023). “Politics of climate change mitigation in Taiwan: International isolation, developmentalism legacy, and civil society responses.” *WIREs Climate Change*, 14(4), e834. <https://doi.org/10.1002/wcc.834>

Yang, C. J., and Chien, H. C. (2010). "Could Taiwan be included in UNFCCC negotiations?" *Climate Policy*, 10(3), 317–321. <https://doi.org/10.3763/cpol.2009.0053>

【日本語文献】

青木昌彦 (2001) 『比較制度分析に向けて』 NTT 出版.

陳建仁・北村亘 (2024) 「日本との比較で学ぶ台湾入門 (4) 政治と行政を結び付ける人々」『交流』1000号, 5–11頁.

https://www.koryu.or.jp/Portals/0/images/publications/magazine/2024/07/2407_02chenkitamura.pdf

日本台湾交流協会 (2025) 「台湾当局や企業における CBAM 対策を中心とした気候変動対策の対応に関する調査」

<https://www.koryu.or.jp/Portals/0/tokyo/2025/04/0410/report202502.pdf>

服部崇 (2021) 『気候変動規範と国際エネルギーレジーム：国際エネルギー機関の役割とアジアのエネルギー政策の変遷』文眞堂.

【中国語文献】

陳麗珍 (2025) 「台灣電力發展歷程與能源政策評析」中評社 (CRNTT) 2024 年 7 月 11 日

<https://hk.crntt.com/doc/1070/8/0/5/107080509.html> (2026 年 3 月 14 日アクセス)

陳玲慧 (2015) 「能源部門溫室氣體減量策略與減量輔導機制」財團法人台灣綠色生產力基金會『綠基會通訊』2015 年 9 月、21–29。

https://www.tgpf.org.tw/Content/files/newsletters/publish_79/%E8%83%BD%E6%BA%90%E9%83%A8%E9%96%80%E6%BA%AB%E5%AE%A4%E6%B0%A3%E9%AB%94%E6%B8%9B%E9%87%8F%E7%AD%96%E7%95%A5%E8%88%87%E6%B8%9B%E9%87%8F%E8%BC%94%E5%B0%8E%E6%A9%9F%E5%88%B6.pdf (2026 年 3 月 14 日アクセス)

陳文姿 (2015) 「《溫減法》上路逐條解析看能源轉型未來」環境資訊中心 2015 年 6 月 24 日

<https://e-info.org.tw/node/108400> (2026 年 3 月 20 日アクセス)

方明山 (2005) 「【專題探索】全國能源會議之結論」『台經月刊』第 28 卷第 8 期。

<https://vos.tier.org.tw/Viewpoint01More.aspx?DGUID=d9dba1e7-6152-4dc8-beeb-7e756807ff72>
(2026 年 3 月 14 日アクセス)

公眾外交協調會(2018)「中華民國政府將以「臺灣為全球落實『永續發展目標』(SDGs)之重要夥伴」為訴求主軸, 持續推動聯合國案」2018 年 8 月 29 日

https://subsite.mofa.gov.tw/igo/News_Content.aspx?n=5969&s=110087 (2026 年 3 月 20 日アクセス)

國立清華大學「第十四週全球環境變遷與台灣長期生態研究」

<https://life.nthu.edu.tw/~labtcs/ls2143/13.html> (2026年3月14日アクセス)

洪俊智 (2017) 「歷屆地球高峰會及臺灣的參與情況」 臺大風險中心

https://rsprc.ntu.edu.tw/web/research/research_in.jsp?lang=tw&rp_id=RP1728892850855

(2026年3月14日アクセス)

環境部 (2023) 「國家因應氣候變遷行動綱領 (核定本)」

<https://www.cca.gov.tw/affairs/response-policies/action-guidelines/2027.html> (2026年3月14日

アクセス)

環境部 (2024) 「環境部沿革」 <https://www.moenv.gov.tw/aboutus/history/historical-overview/614.html>

(2026年3月14日アクセス)

環境部氣候變遷署 (2015) 「中華民國 (臺灣) 「國家自定預期貢獻」 (INDC)」

<https://enews.moenv.gov.tw/DisplayFile.aspx?FileID=6AF2D94D03F7F1FD> (2026年3月

14日アクセス)

環境部氣候變遷署 (2022) 「中華民國 (臺灣) 更新版國家自定貢獻」

<https://service.cca.gov.tw/File/Get/climatetalks/zh-tw/AyHAI9vIjKwSCd> (2026年3月14日ア

クセス)

環境部氣候變遷署 (2025) 「中華民國 (臺灣) 2035年國家自定貢獻 (NDC 3.0) (核定本)」

<https://service.cca.gov.tw/File/Get/cca/zh-tw/1Me4yqqAeo2P856> (2026年3月14日アクセ

ス)

環境部氣候變遷署 (2026) 「國家自定貢獻」 [https://www.cca.gov.tw/affairs/response-](https://www.cca.gov.tw/affairs/response-policies/ndc/2029.html)

[policies/ndc/2029.html](https://www.cca.gov.tw/affairs/response-policies/ndc/2029.html) (2026年3月14日アクセス)

環境部新聞專區 (2009) 「能源四法相互配合, 達到節能減碳效益」

[https://enews.moenv.gov.tw/Page/3B3C62C78849F32F/b7e0a21e-87c8-40ec-be28-](https://enews.moenv.gov.tw/Page/3B3C62C78849F32F/b7e0a21e-87c8-40ec-be28-7dd30aef1b65)

[7dd30aef1b65](https://enews.moenv.gov.tw/Page/3B3C62C78849F32F/b7e0a21e-87c8-40ec-be28-7dd30aef1b65)(2026年3月14日アクセス)

環境部新聞專區 (2010) 「我國將參照哥本哈根協議要求向國際公布溫室氣體減量措施」 2010年1月

28日 [https://enews.moenv.gov.tw/Page/3B3C62C78849F32F/c844cd3c-b4b4-4193-a530-](https://enews.moenv.gov.tw/Page/3B3C62C78849F32F/c844cd3c-b4b4-4193-a530-43f04f8f6efe)

[43f04f8f6efe](https://enews.moenv.gov.tw/Page/3B3C62C78849F32F/c844cd3c-b4b4-4193-a530-43f04f8f6efe) (2026年3月20日アクセス)

環境部新聞專區 (2025) 「環境部舉辦 2035年國家自定貢獻 (NDC3.0) 草案座談會 廣徵各界意

見」 2025年9月9日 [https://enews.moenv.gov.tw/Page/3b3c62c78849f32f/1f4db30f-4c4f-42dc-](https://enews.moenv.gov.tw/Page/3b3c62c78849f32f/1f4db30f-4c4f-42dc-93e1-a88ac1d49039)

[93e1-a88ac1d49039](https://enews.moenv.gov.tw/Page/3b3c62c78849f32f/1f4db30f-4c4f-42dc-93e1-a88ac1d49039) (2026年3月20日アクセス)

「2005 回顧：因應京都議定書 全國能源會議無共識」(2005) 環境資訊中心 2005 年 12 月 29 日
<https://e-info.org.tw/node/1365>(2026 年 3 月 14 日アクセス)

經濟部 (2008) 「永續能源政策綱領」 <https://service.moea.gov.tw/EE514/tw/geipc/138-1741.html>(2026 年 3 月 14 日アクセス)

經濟部 (2020) 「能源轉型白皮書」
https://energywhitepaper.tw/pdf/1091118_energy_whitepaper.pdf (2026 年 3 月 26 日アクセス)

經濟部能源局 (2017) 「經濟部推動能源轉型補充說明減煤路徑方向」
https://www.moeaea.gov.tw/ecw/populace/news/News.aspx?kind=9&menu_id=4360&news_id=7695 (2026 年 3 月 14 日アクセス)

林全能 (2015) 「我國能源情勢與能源政策之發展」『綠基會通訊』2015 年 12 月
https://www.tgpf.org.tw/Content/files/newsletters/publish_80/%E6%88%91%E5%9C%8B%E8%83%BD%E6%BA%90%E6%83%85%E5%8B%A2%E8%88%87%E8%83%BD%E6%BA%90%E6%94%BF%E7%AD%96%E4%B9%8B%E7%99%BC%E5%B1%95.pdf (2026 年 3 月 14 日アクセス)

劉婉柔・陳彥霖・陳彥豪・左峻德 (2010) 「因應國家適當減緩行動 (NAMAs) 調整能源結構之經濟、能源及環境分析」中華民國能源經濟學會
<http://www.caee.org.tw/page/pdf/a2.pdf> (2026 年 3 月 20 日アクセス)

歐嘉瑞 (2012) 「【產業動態 SNG】我國節能減碳推動成果及挑戰」『台經月刊第 35 卷第 10 期』
<https://vos.tier.org.tw/Viewpoint01More.aspx?DGUID=335ad81b-674a-4435-a0f2-45e989f67647>
(2026 年 3 月 20 日アクセス)

施奕任(2015) 「國際氣候議題與台灣能源的挑戰」, 臺大風險中心
https://rsprc.ntu.edu.tw/web/research/research_in.jsp?lang=tw&rp_id=RP1727939918160
(2026 年 3 月 14 日アクセス)

碳儲存庫

<http://active.gl.ntu.edu.tw/htm/Service%20Learning/html/C-reservoir/Correspondent.html>
(2026 年 3 月 14 日アクセス)

「台灣永續發展宣言」 <https://hps.tc.edu.tw/ee/01declaration/102.pdf> (2026 年 3 月 14 日アクセス)

「臺灣地區能源政策及執行措施」國史館典藏, 國家文化記憶庫
<https://tcmb.culture.tw/zh-tw/detail?indexCode=drnh&id=031-070200-0004> (2026 年 3 月 14 日アクセス)

涂玉枝 (2021) 「我國能源開發與供需管理之探討」立法院
<https://www.ly.gov.tw/Pages/Detail.aspx?nodeid=45076&pid=210969> (2026 年 3 月 14 日アクセス)

外交部 (2019) 「中華民國政府持續推動參與聯合國案，促請國際社會正視臺灣人民對參與聯合國體系的堅定期盼」 2019 年 8 月 23 日

https://www.mac.gov.tw/News_Content.aspx?n=DED5DAB0D6C7BED6&sms=8E0A247A631E0960&s=0E0C57FA776F1465(2026 年 3 月 20 日アクセス)

外交部國際組織司 (2020) 「政府持續推動參與聯合國案，促請國際社會正視 2,350 萬臺灣人民對參與聯合國體系的深切期盼」 2020 年 8 月 28 日

<https://leavenoonebehind.com.tw/zh/article/%E6%9C%80%E6%96%B0%E6%B6%88%E6%81%AF/184132/%E6%94%BF%E5%BA%9C%E6%8C%81%E7%BA%8C%E6%8E%A8%E5%8B%95%E5%8F%83%E8%88%87%E8%81%AF%E5%90%88%E5%9C%8B%E6%A1%88%EF%BC%8C%E4%BF%83%E8%AB%8B%E5%9C%8B%E9%9A%9B%E7%A4%BE%E6%9C%83%E6%AD%A3%E8%A6%962.350%E8%90%AC%E8%87%BA%E7%81%A3%E4%BA%BA%E6%B0%91%E5%B0%8D%E5%8F%83%E8%88%87%E8%81%AF%E5%90%88%E5%9C%8B%E9%AB%94%E7%B3%BB%E7%9A%84%E6%B7%B1%E5%88%87%E6%9C%9F%E7%9B%BC>(2026 年 3 月 20 日アクセス)

外交部國際組織司 (2021) 「政府持續推動參與聯合國案，促請國際社會正視 2,350 萬臺灣人民對參與聯合國體系的深切期盼」 2021 年 9 月 3 日

<https://www.roc-taiwan.org/wto/post/1807.html>(2026 年 3 月 20 日アクセス)

王毓正 (2012) 「簡析台灣地區環境基本法之規範內涵、功能與施行現況」『憲政與行政法治評論』。

<https://larats.chinalaw.org.cn/portal/article/index/id/752.html> (2026 年 3 月 14 日アクセス)

行政院 (2010) 「國家節能減碳總計畫」

<https://ga.tnua.edu.tw/wp-content/uploads/2021/07/%E5%9C%8B%E5%AE%B6%E7%AF%80%E8%83%BD%E6%B8%9B%E7%A2%B3%E7%B8%BD%E8%A8%88%E7%95%AB.pdf> (2026 年 3 月 14 日アクセス)

行政院 (2014) 「國家綠能低碳總行動方案 103 年度工作計畫」

<https://www.ev.gov.tw/upload/relfile/27/714654/b9a16703-0646-417d-9c5c-e0c0652de8e5.pdf>
(2026 年 3 月 14 日アクセス)

行政院經濟建設委員會 (2004) 『台灣二十一世紀議程 國家永續發展願景與策略綱領』

<https://ncsd.ndc.gov.tw/ofu/download/about/%E5%8F%B0%E7%81%A3%E4%BA%8C%E5%8D%81%E4%B8%80%E4%B8%96%E7%B4%80%E8%AD%B0%E7%A8%8B%E5%9C%8B%E5%AE%B6%E6%B0%B8%E7%BA%8C%E7%99%BC%E5%B1%95%E9%A1%98%E6%99%AF%E8%88%87%E7%AD%96%E7%95%A5%E7%B6%B1%E9%A0%98.pdf> (2026 年 3 月 20 日アクセス)

行政院國家科學委員會 (2009) 「98 年全國能源會議」『中華民國科學技術年鑑 2009』。

<https://itech.ntcu.edu.tw/2009/%E7%A7%91%E5%AD%B8%E6%8A%80%E8%A1%93%E5%B9%B4%E9%91%91/pdf/2009/99-Feature%20report-3.pdf> (2026 年 3 月 14 日アクセス)

行政院國家永續發展委員會 (2009) 「永續發展政策綱領」

<https://ncsd.ndc.gov.tw/ofu/download/about/%E6%B0%B8%E7%BA%8C%E8%83%BD%E6%BA%90%E6%94%BF%E7%AD%96%E7%B6%B1%E9%A0%98.pdf> (2026年3月14日アクセス)

行政院國家永續發展委員會 (2019) 「臺灣永續發展目標」

<https://ncsd.ndc.gov.tw/ofu/download/about/%E8%87%BA%E7%81%A3%E6%B0%B8%E7%BA%8C%E7%99%BC%E5%B1%95%E7%9B%AE%E6%A8%99%E4%B8%AD%E6%96%87%E7%89%88.pdf> (2026年3月20日アクセス)

行政院國家永續發展委員會 (2026) 「臺灣永續發展目標」 <https://ncsd.ndc.gov.tw/Fore/SDGList> (2026年3月14日アクセス)

行政院國家永續發展委員會 (2026) 「推動沿革」

<https://ncsd.ndc.gov.tw/Fore/nsdn/about/taiwanAgenda21> (2026年3月14日アクセス)

行政院國家永續發展委員會「八十八年國家永續發展年報」

<https://ncsd.ndc.gov.tw/ofu/download/annualReport/88%E5%B9%B4%E5%9C%8B%E5%AE%B6%E6%B0%B8%E7%BA%8C%E7%99%BC%E5%B1%95%E5%B9%B4%E5%A0%B1.pdf> (2026年3月14日アクセス)

行政院國家永續發展委員會「八十九年國家永續發展年報」

<https://ncsd.ndc.gov.tw/ofu/download/annualReport/89%E5%B9%B4%E5%9C%8B%E5%AE%B6%E6%B0%B8%E7%BA%8C%E7%99%BC%E5%B1%95%E5%B9%B4%E5%A0%B1.pdf> (2026年3月14日アクセス)

行政院國家永續發展委員會「九十年國家永續發展年報」

<https://ncsd.ndc.gov.tw/ofu/download/annualReport/90%E5%B9%B4%E5%9C%8B%E5%AE%B6%E6%B0%B8%E7%BA%8C%E7%99%BC%E5%B1%95%E5%B9%B4%E5%A0%B1.pdf> (2026年3月14日アクセス)

行政院國家永續發展委員會「91年國家永續發展年報」

<https://ncsd.ndc.gov.tw/ofu/download/annualReport/91%E5%B9%B4%E5%9C%8B%E5%AE%B6%E6%B0%B8%E7%BA%8C%E7%99%BC%E5%B1%95%E5%B9%B4%E5%A0%B1.pdf> (2026年3月14日アクセス)

行政院國家永續發展委員會「92年國家永續發展年報」

<https://ncsd.ndc.gov.tw/ofu/download/annualReport/92%E5%B9%B4%E5%9C%8B%E5%AE%B6%E6%B0%B8%E7%BA%8C%E7%99%BC%E5%B1%95%E5%B9%B4%E5%A0%B1.pdf> (2026年3月14日アクセス)

行政院國家永續發展委員會「93年國家永續發展年報」

https://ncsd.ndc.gov.tw/_ofu/download/annualReport/93%E5%B9%B4%E5%9C%8B%E5%AE%B6%E6%B0%B8%E7%BA%8C%E7%99%BC%E5%B1%95%E5%B9%B4%E5%A0%B1.pdf (2026年3月14日アクセス)

行政院國家永續發展委員會「95年國家永續發展年報」

https://ncsd.ndc.gov.tw/_ofu/download/annualReport/95%E5%B9%B4%E5%9C%8B%E5%AE%B6%E6%B0%B8%E7%BA%8C%E7%99%BC%E5%B1%95%E5%B9%B4%E5%A0%B1.pdf (2026年4月12日アクセス)

行政院國家永續發展委員會「98年國家永續發展年報」

https://ncsd.ndc.gov.tw/_ofu/download/annualReport/98%E5%B9%B4%E5%9C%8B%E5%AE%B6%E6%B0%B8%E7%BA%8C%E7%99%BC%E5%B1%95%E5%B9%B4%E5%A0%B1.pdf (2026年4月12日アクセス)

行政院國家永續發展委員會「100年國家永續發展年報」

https://ncsd.ndc.gov.tw/_ofu/download/annualReport/100%E5%B9%B4%E5%9C%8B%E5%AE%B6%E6%B0%B8%E7%BA%8C%E7%99%BC%E5%B1%95%E5%B9%B4%E5%A0%B1.pdf (2026年4月12日アクセス)

行政院國家永續發展委員會「101年國家永續發展年報」

https://ncsd.ndc.gov.tw/_ofu/download/annualReport/101%E5%B9%B4%E5%9C%8B%E5%AE%B6%E6%B0%B8%E7%BA%8C%E7%99%BC%E5%B1%95%E5%B9%B4%E5%A0%B1.pdf (2026年4月12日アクセス)

行政院國家永續發展委員會「102年國家永續發展年報」

https://ncsd.ndc.gov.tw/_ofu/download/annualReport/102%E5%B9%B4%E5%9C%8B%E5%AE%B6%E6%B0%B8%E7%BA%8C%E7%99%BC%E5%B1%95%E5%B9%B4%E5%A0%B1.pdf (2026年4月12日アクセス)

行政院國家永續發展委員會「103年國家永續發展年報」

https://ncsd.ndc.gov.tw/_ofu/download/annualReport/103%E5%B9%B4%E5%9C%8B%E5%AE%B6%E6%B0%B8%E7%BA%8C%E7%99%BC%E5%B1%95%E5%B9%B4%E5%A0%B1.pdf
(2026年4月12日アクセス)

行政院國家永續發展委員會「104年國家永續發展年報」

https://ncsd.ndc.gov.tw/_ofu/download/annualReport/104%E5%B9%B4%E5%9C%8B%E5%AE%B6%E6%B0%B8%E7%BA%8C%E7%99%BC%E5%B1%95%E5%B9%B4%E5%A0%B1.pdf (2026年4月12日アクセス)

行政院國家永續發展委員會「105年國家永續發展年報」

https://ncsd.ndc.gov.tw/_ofu/download/annualReport/105%E5%B9%B4%E5%9C%8B%E5%AE%B6%E6%B0%B8%E7%BA%8C%E7%99%BC%E5%B1%95%E5%B9%B4%E5%A0%B1.pdf

(2026年4月12日アクセス)

行政院環境保護署環保新聞專區 (2023) 「112/8/19 改制環境部在即 環保署回顧 36 週年慶驕傲畢業」
2023年8月19日

<https://enews.moenv.gov.tw/page/3b3c62c78849f32f/8f862e8e-f90d-4467-953e-34ebbf2e5531>

(2026年3月14日アクセス)

行政院環境保護署(2017)「國家因應氣候變遷行動綱領 (核定本)」

<https://service.cca.gov.tw/File/Get/cca/zh-tw/gndngmEyaGLcs1H> (2026年3月14日アクセス)

行政院環境保護署 (2018) 「溫室氣體減量推動方案 (核定本)」

<https://service.cca.gov.tw/File/Get/cca/zh-tw/ynpBBXh7s7uadpv> (2026年3月14日アクセス)

條約法律司 (2018) 「臺灣務實參與 2017 年「聯合國氣候變化綱要公約」(UNFCCC)第 23 屆締約方大會(COP 23)」2018年3月23日

https://subsite.mofa.gov.tw/igo/News_Content.aspx?n=6054&s=110891

(2026年4月12日アクセス)

條約法律司 (2019) 「我參與「聯合國氣候變化綱要公約」第 24 屆締約方大會(UNFCCC COP 24)成果」2019年5月17日

https://subsite.mofa.gov.tw/igo/News_Content.aspx?n=6054&s=110892

(2026年4月12日アクセス)

條約法律司 (2019) 「我國推動參與「聯合國氣候變化綱要公約第 25 屆締約方大會」(UNFCCC COP 25)成果」2020年2月26日

https://subsite.mofa.gov.tw/igo/News_Content.aspx?n=6054&s=110893

(2026年4月12日アクセス)

條約法律司 (2022) 「我國推動參與「聯合國氣候變化綱要公約第 26 屆締約方大會」(UNFCCC COP 26)成果」2022年2月23日

https://subsite.mofa.gov.tw/igo/News_Content.aspx?n=6054&s=110895

(2026年4月12日アクセス)

條約法律司 (2023) 「我國推動參與「聯合國氣候變化綱要公約第 27 屆締約方大會」(UNFCCC COP 27)成果」2023年3月29日 https://subsite.mofa.gov.tw/igo/News_Content.aspx?n=6054&s=110896

(2026年4月12日アクセス)

條約法律司 (2023) 「我國推動參與「聯合國氣候變化綱要公約第 28 屆締約方大會」(UNFCCC COP 28)成果」2023年12月27日

https://subsite.mofa.gov.tw/igo/News_Content.aspx?n=6054&s=116361

(2026年4月12日アクセス)

條約法律司 (2025)「我國推動參與「聯合國氣候變化綱要公約第 29 屆締約方大會」(UNFCCC COP 29) 成果」2025 年 1 月 24 日

https://subsite.mofa.gov.tw/igo/News_Content.aspx?n=6054&s=119055

(2026 年 4 月 12 日アクセス)

條約法律司 (2025)「我國推動參與「聯合國氣候變化綱要公約第 30 屆締約方大會」(UNFCCC COP30) 成果」2025 年 11 月 21 日

https://subsite.mofa.gov.tw/igo/News_Content.aspx?n=6054&s=121550

(2026 年 4 月 12 日アクセス)

葉俊榮 (2013)「環境基本法の脈絡與功能：歷史回顧與展望」余紀忠文教基金會

<https://www.yucc.org.tw/info/3690> (2026 年 3 月 14 日アクセス)

葉俊榮・施奕任 (2005)「從學術建構到政策實踐：永續臺灣指標的發展歷程及其對制度運作影響」都市與計劃(民國九十四年)第三十二卷 第二期 第 103~124 頁

<https://scholars.lib.ntu.edu.tw/server/api/core/bitstreams/bf8b6692-ff7d-4ff0-a902-8f7a0f17a6bd/content> (2026 年 3 月 14 日アクセス)

易淳敏 (2023)「氣候變遷因應法三讀通過！2050 淨零排放、碳費徵收重點一次看」『ESG 遠見』

<https://esg.gvm.com.tw/article/21200> (2026 年 3 月 14 日アクセス)

曾昭衡・施怡瑄(n.d.)「二氧化碳減量與我國能源政策」

<https://www-ws.gov.taipei/001/Upload/public/Attachment/411011461280.pdf> (2026 年 3 月 14 日アクセス)

張國暉・徐建銘 (2019)「能源政策歷程的重點：從轉向到轉歪」周桂田等『日常生活的能源革命：八個臺灣能源轉型先驅者的故事』。臺北：春山出版・臺大風險政策中心

張宏正 (2007)「淺談台灣地區能源政策與推動能源教育」『網路社會學通訊期刊』第 62 期。

<https://www.nhu.edu.tw/~society/e-j/62/62-25.htm> (2026 年 3 月 14 日アクセス)

張子見 (2007)「臺灣環保運動歷史回顧」環境資訊中心

<https://e-info.org.tw/node/213117> (2026 年 3 月 14 日アクセス)

中央研究院 (1999)「八十七年全國環境資源會議(87 年 5 月 26~27 日)」

<https://webgis.sinica.edu.tw/epa/87resconf.html> (2026 年 3 月 14 日アクセス)

中華民國總統府 (1996)「總統就職演說」

<https://www.president.gov.tw/NEWS/22070> (2026 年 3 月 14 日アクセス)

中華民國總統府 (2011)「總統召開「能源政策」記者會」

<https://www.president.gov.tw/NEWS/16016> (2026 年 3 月 14 日アクセス)

中華民國總統府（2015）「溫室氣體減量及管理法」

<https://www.president.gov.tw/PORTALS/0/BULLETINS/PAPER/PDF/7200-3.PDF>（2026年3月26日アクセス）

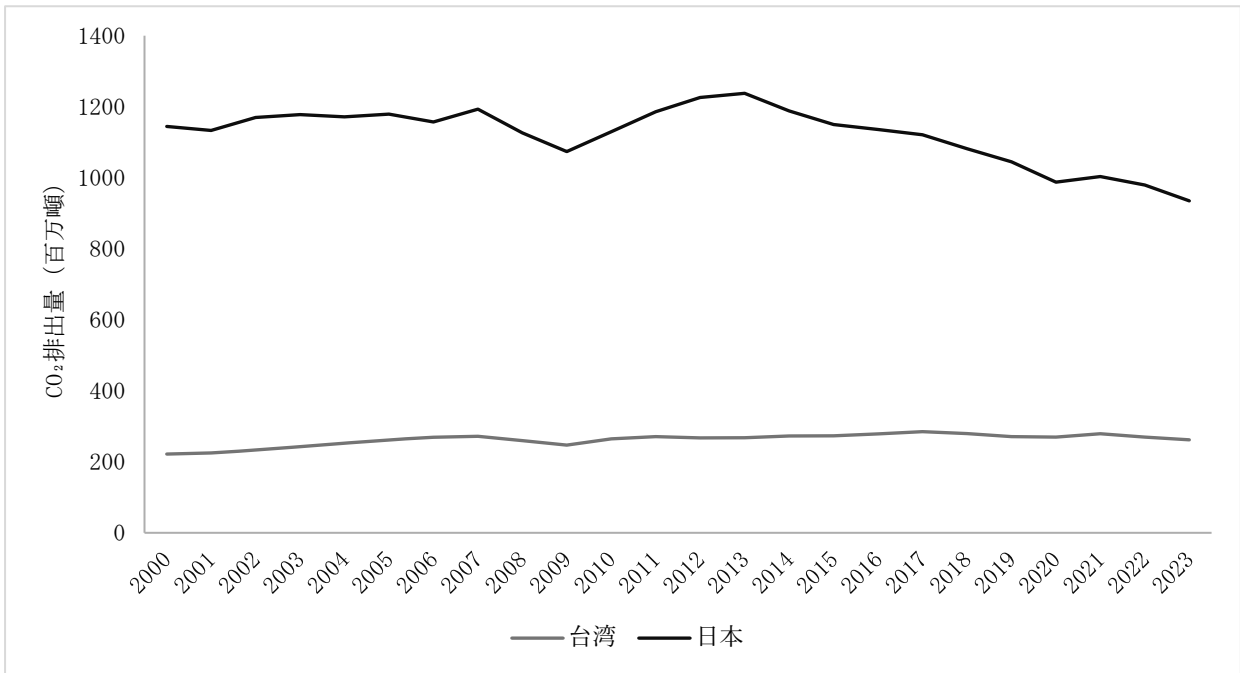
自由時報（2017）「又遭中國打壓 台灣參與聯合國氣候會議門口受阻」2017年11月13日

<https://news.ltn.com.tw/news/politics/breakingnews/2252457>（2026年5月12日アクセス）

中央通訊社（2023）「友邦發言挺台參與聯合國氣候大會 引中國抗議」2023年12月9日

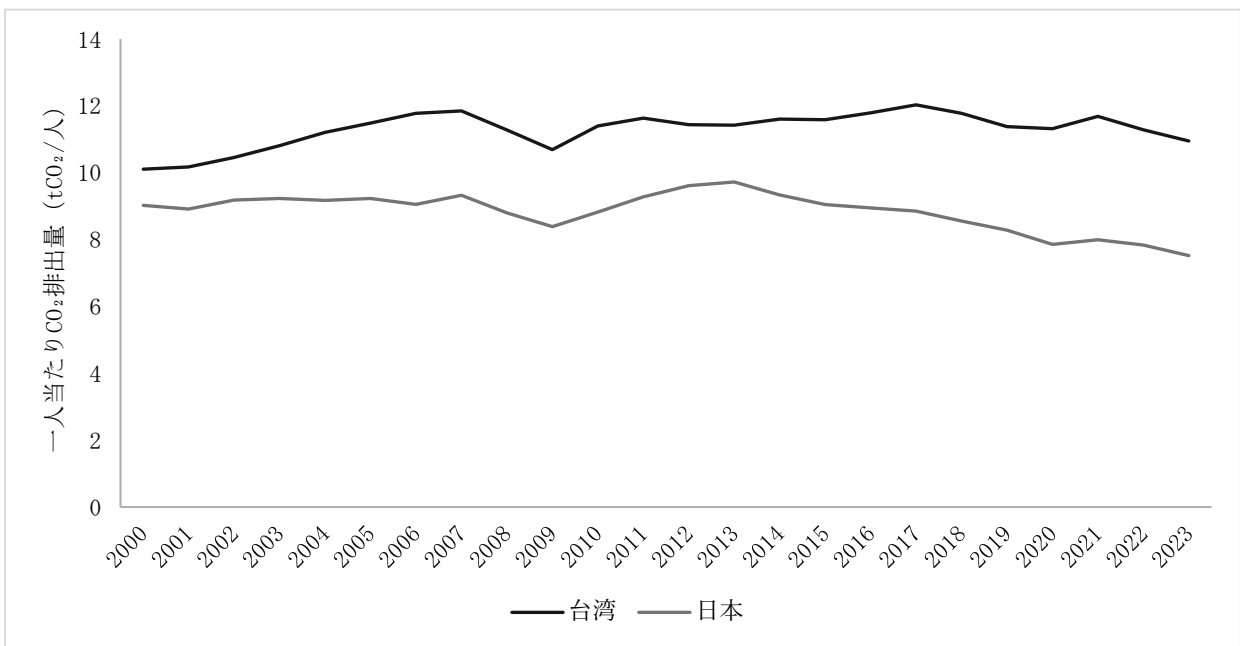
<https://www.cna.com.tw/news/aip/202312090215.aspx>（2026年5月12日アクセス）

図 1. 台湾の二酸化炭素排出量



(出典) IEA(2026)に基づき著者作成。

図 2. 台湾の一人当たり二酸化炭素排出量



(出典) IEA(2026)に基づき著者作成。

表 1. 関連年表

国連気候変動枠組条約が作られた期間 1985年～1994年				
国際動向	台湾動向	環境・気候変動	エネルギー	持続可能な開発
1979年2月 WMO 主催世界気候 会議（ジュネーブ）	1978年5月 蔣経国総統就任 （国民党）	1979年4月 台湾地区環境保護方 案を制定	1973年 台湾地区エネルギー 政策の制定	
	1979年12月 美麗島事件	1982年1月 行政院衛生署に環境 保護局を設置	1979年11月 経済エネルギー委員 会の設立	
1985年10月 UNEP 主催「気候に 関する国際会議」（フ ィラッハ）	1987年7月 戒厳令の解除	1987年8月 行政院環境保護署の 設立	1984年9月 台湾地区エネルギー 政策の第二次改正	

<p>1988年11月 IPCCの発足</p>	<p>1988年1月 李登輝總統就任 (国民党)</p>	<p>1988年 環境保護基本法草案 の提出(不成立、1996 年に撤回)</p>		
<p>1990年10月～11月 WMO主催第2回 世界気候会議(ジュ ネーブ)</p>			<p>1990年12月 台湾地区エネルギー 政策の第三次改正</p>	
	<p>1991年4月 「動員戡亂時期臨時 條款」を廃止</p>			
<p>1992年6月 国連環境開発会議の 開催(リオデジャネ イロ)、UNFCCCの 署名開放</p>		<p>1992年5月 行政院「地球環境変 動作業グループ」の 設置</p>		
	<p>1992年12月 立法院全面改選</p>			
<p>1994年3月 UNFCCC発効</p>				
		<p>1994年8月 行政院「地球環境変 動政策指導グルー プ」の設置</p>		

京都議定書が作られた期間 1995年～2001年				
国際動向	台湾動向	環境・気候変動	エネルギー	持続可能な開発
1995年3月～4月 COP1 ベルリン・マンデー トの採択	1996年5月 李登輝総統就任 (民選。国民党)			1997年8月 行政院「国家永續發 展委員会」の設置
1997年12月 COP3 京都議定書の採択			1998年5月 第1回全国エネルギー 会議の開催	1998年5月 立法院「永續發展促 進会」の設立
		1999年 環境基本法草案の再 提出(2002年に成 立)		
	2000年5月 陳水扁総統就任 (民進党)			2000年5月 「21世紀アジェンダ ー中華民国永續發展 戰略綱領」の策定
2000年9月 国連ミレニアムサミ ット 国連ミレニアム宣言 を採択				

コペンハーゲン合意が作られた期間 2002年～2010年				
国際動向	台湾動向	環境・気候変動	エネルギー	持続可能な開発
<p>2002年9月 持続可能な開発に関する世界首脳会議（ヨハネスブルグサミット）の開催</p> <p>2002年10月～11月 COP8 「気候変動と持続可能な開発に関するデリー閣僚宣言」の採択</p>		<p>2002年11月 環境基本法の成立 (同年12月公布)</p>	<p>2004年7月 經濟部・能源局設立</p>	<p>2002年5月 行政院「国家永續發展委員会」の改組</p> <p>2002年12月 永續發展行動計画の策定</p> <p>2003年1月 台湾永續發展宣言の発表</p> <p>2003年1月 台湾永續發展指標体系の策定</p> <p>2004年11月 「台湾アジェンダ21—国家永續發展ビジョン及び戦略綱領」の策定</p>

<p>2005年2月 京都議定書の発効</p>	<p>2008年5月 馬英九總統就任 (国民党)</p>	<p>2006年 「温室効果ガス削減 法」草案の立法院提 出 (温室効果ガス削減 及び管理法の成立は 2015年)</p> <p>2008年1月 環境保護署内に温室 効果ガス管理室を設 置</p>	<p>2005年6月 第2回全国エネルギ ー会議の開催</p> <p>2008年6月 經濟部「永続エネル ギー政策要綱」の策 定</p> <p>2009年3月 エネルギー管理法の 改訂</p> <p>2009年4月 第3回全国エネルギ ー会議の開催</p> <p>2009年6月 再生可能エネルギー 発展条例の制定</p>	
-----------------------------	--------------------------------------	--	---	--

<p>2009年12月 COP15 コペンハーゲン合意</p>		<p>2009年12月 行政院「省エネルギー・温室効果ガス削減推進会」の設置</p>	<p>2009年12月 行政院「省エネルギー・温室効果ガス削減推進会」の設置</p>	<p>2009年9月 「持続発展政策綱領」の策定</p>
<p>2010年11月～12月 COP16 カンクン合意の採択</p>		<p>2010年5月 省エネルギー・温室効果ガス削減総合計画の策定</p> <p>2010年 NAMAsの公表</p>	<p>2010年5月 省エネルギー・温室効果ガス削減総合計画の策定</p>	<p>2009年12月 持続発展指標体系（第2版）の策定</p>

パリ協定が作られた期間（グラスゴー気候合意以前） 2011年～2020年				
国際動向	台湾動向	環境・気候変動	エネルギー	持続可能な開発
2012年11月～12月 COP18 ドーハ気候ゲートウェイの合意		2012年5月 国家気候変動適応行動計画の策定		
		2014年 行政院「グリーンエネルギー・低炭素推進会」の設置	2014年 行政院「グリーンエネルギー・低炭素推進会」の設置	
		2014年 グリーンエネルギー・低炭素総合計画の策定	2014年 グリーンエネルギー・低炭素総合計画の策定	
			2015年1月 第4回全国エネルギー会議	
		2015年7月 温室効果ガス削減及び管理法の制定		
2015年9月 国連持続可能な開発サミット 持続可能な開発のための2030アジェンダ（SDGs）を採択		2015年 INDCの作成		
2015年12月 COP21 パリ協定の採択				2016年3月 永続発展政策綱領の改定

	<p>2016年5月 蔡英文総統就任 (民進党)</p>	<p>2017年2月 国家気候変動対応行動綱領の策定</p> <p>2018年3月 温室効果ガス削減推進計画の策定</p>	<p>2017年4月 エネルギー発展綱領の策定</p> <p>2020年11月 エネルギー転換白書の承認</p>	<p>2019年7月 台湾永續發展目標の策定</p>
--	--------------------------------------	---	--	--------------------------------

パリ協定が作られた期間（グラスゴー気候合意以降） 2021年～現在				
国際動向	台湾動向	環境・気候変動	エネルギー	持続可能な開発
2021年10月～11月 COP26 グラスゴー気候合意の採択		2021年4月 2050 ネットゼロ宣言の発表		
		2022年3月 2050 ネットゼロ排出ロードマップの制定		
		2022年 NDC2.0の公表		2022年12月 「台湾永續發展目標（修正版）」の策定
		2023年2月 気候変動対応法の制定		
		2023年8月 環境部の設立	2023年9月 經濟部・能源署設立	
		2023年11月 国家気候変動対応行動綱領（第2版）の策定		
	2024年5月 頼清徳総統就任（民進党）	2024年5月 気候変動対策委員会の設置		
	2025年9月 NDC3.0の公表			

（出典）各種資料を参考に著者作成。

表 2. 地球環境変動政策指導グループ（1994 年 8 月）の主な任務

1. 世界的な環境保護の趨勢に合わせて、国内環境保護事務の全体的な戦略を策定し推進すること。
 2. 関連する国際環境保護条約及び協定の締結、加入及び遵守に関する戦略を策定・推進し、また各種国際機関及び活動に積極的に参加すること。
 3. 地球環境保護関連事務の協調、統合、推進、監督及び評価を行うこと。
 4. 地球環境変動に関連する科学研究、技術開発及び教育宣伝を推進すること。
 5. 国内環境保護関連事務の協力戦略を策定し推進すること。
-

（出典）「第十四週全球環境變遷與台灣長期生態研究」を基に著者作成。

表 3. 国家永續發展委員會（1999 年 5 月時点）の主な任務

-
1. 国際環境保護の動向に対応し、永續發展および環境保護に関する総合的戦略を策定・推進すること。
 2. 永續發展および国際環境保護関連事務の調整・統合・監督・評価を行うこと。
 3. 関連する研究、技術開発、支援、教育・啓発を企画すること。
 4. 永續發展および国際環境保護に関する重要課題を審議すること。
 5. 国際的・地域的な永續發展および環境保護に関する協力戦略を策定・推進すること。
 6. 国際環境条約・協定、国際機関および関連活動への参加戦略を策定・推進すること。

（出典）行政院國家永續發展委員會(1999) 『88 年國家永續發展年報』を基に著者作成。

表 4. 国家永續發展委員會（1999 年 5 月時点）の作業グループ一覧表

作業グループ	所管機関	業務内容
大気保護とエネルギー	環境保護署	モントリオール議定書、UNFCCC およびエネルギーに関する事項の推進
廃棄物管理と資源化	環境保護署	バーゼル条約、廃棄物の資源化、工業廃棄物の削減および放射性廃棄物の管理等に関する事項の推進
海洋と水・土地資源管理	經濟部	海洋資源、水資源および土地資源の管理等に 関する事項の推進
生態保護と永續農業	農業委員会	ワシントン条約、生物多様性条約および農業・林業分野に関する事項の推進。
環境政策と永續發展	環境保護署	環境および持続可能な發展に関する課題を政策意思決定過程に組み込み、21 世紀アジェンダの取りまとめおよび推進成果の整理、グリーン・コンシューマリズムの推進、永續發展に関する教育・普及等に係る事項の推進
貿易と環境	經濟部	世界貿易機関（WTO）における貿易と環境に関する討議事項の推進
永續産業	經濟部	ISO-14000、環境保護産業の發展、クリーン生産および ISO-9000 等に関する事項の推進
永續都市・農村發展 (元「社会發展」)	内政部	持続可能都市、社会發展、下水道整備および緑地・公園等に関する事項の推進
科学技術發展・コンサルディング (新設)	国家科学委員会	永續な科学技術の推進、科学技術移転、永續發展に関する研究・情報基盤整備および戦略策定等の推進
国民保健・社会福祉 (元「社会發展」)	衛生署・ 内政部 (共同所管)	国民健康の維持、持続可能な健康保険制度および国民年金制度の策定と推進、貧困対策等に関する事項の推進
グリーン国民所得勘定 (新設)	經濟建設委員会 主計処 (共同所管)	グリーン国民所得勘定編製および企画を担当する。

(出典) 行政院國家永續發展委員會(1999) 『88 年國家永續發展年報』を基に著者作成。

表 5. 第 1 回全国エネルギー会議（1998 年 5 月）における主要な結論

気候変動枠組条約への対応戦略

1. 新興工業国としての位置づけを確保し、条約の四原則に基づき、各国の温室効果ガス削減コストと均衡する合理的な責任を負担する。
2. 温室効果ガス排出の基線データおよび推計シナリオは、経済・環境・エネルギーの関係性を十分考慮し、経済成長と削減コスト分析モデルを構築する。
3. 精確かつ信頼性の高い算定に基づき、将来の対外交渉における下限目標を設定する。
4. 全国エネルギー会議で設定された排出量参考値を、排出特性および削減コスト等の原則に基づき各部門へ配分し、各部門主管機関は配分枠に応じて具体的な削減スケジュールおよび即時措置を策定し推進する。
5. 大規模開発案件については、CO₂ 排出増加量を環境影響評価に組み込む。ただし、温室効果ガス排出権取引制度の構築と併せて進めることとする。

エネルギー政策およびエネルギー構造の調整

1. エネルギー政策：エネルギー政策白書を編纂し、エネルギー事業の自由化・民営化を加速する。
2. エネルギー構造の調整：全方位・多元化の原則に基づき、将来のエネルギー構造調整を策定する。

産業政策および産業構造の調整

1. 産業政策

- 政府は「産業政策白書」を基礎として、高付加価値・低エネルギー消費の新興産業を推進し、既存産業についてもエネルギー効率向上、設備更新、廃棄物削減および資源循環を支援する。
- 将来の産業奨励・補助制度にはエネルギー効率を審査基準として組み込み、WTO 規範との整合性を確保しつつ政策効果と国際競争力を高める。

2. 産業構造調整および CO₂ 削減措置

- 政策金融、研究開発補助、租税インセンティブを通じて設備更新、省エネプロセス導入および低炭素技術開発を支援する。
- 人材育成と技術の本土化により産業高度化を促進し、また国際的な削減協力へ参加することで技術移転を推進する。
- 産業団体は自発的削減プログラムを担当し、省エネ支援を提供するとともにエネルギー効率データベースを構築し、産業全体の省エネ管理と排出削減能力を強化する。

エネルギー効率向上およびエネルギー技術の発展

1. エネルギー効率向上の具体計画を策定し、各部門で段階的に推進する。

2. エネルギー技術の開発を強化する。

エネルギー政策手段

1. エネルギー価格および税・料金制度
2. エネルギー関連法規
3. エネルギー教育と広報

推進を予定すべき事項

政策の検討 エネルギー政策白書の編纂、産業政策白書の編纂

直ちに推進すべき計画

- 経済成長と温室効果ガス削減コスト分析モデルの構築
- 全面節エネおよびエネルギー効率向上推進計画
- 産業界の自主的省エネ行動計画
- 新エネルギー・クリーンエネルギー研究開発推進チームの設置
- エネルギー技術長期発展計画の策定
- 天然ガス利用拡大計画
- 原子力安全規制強化計画
- エネルギー事業の民営化・自由化の加速
- 国際共同削減プロジェクトの推進と技術協力・移転の拡大
- エネルギー教育および広報計画の強化
- 全国的植樹計画の推進

研究または制度の検討

- 台湾の温室効果ガス削減基準および部門別配分
- 温室効果ガス排出権取引制度
- 炭素税（料金）またはエネルギー税の実施方法・実施時期
- 台湾のエネルギー価格制度の検討

法令の改正

- 電業法改正および石油管理法の立法作業の加速
- 温室効果ガス排出管制法の制定

（出典）中央研究院（1999）「八十七年全國能源會議結論（87年5月26~27日）因應策略與減量措施」に基づき著者作成。

表 6. 国家永續發展委員會の主な任務（2002 年時点）

-
1. 国家永續發展のビジョンと戦略の策定および関連する重要案件の審議。
 2. 水・土地資源の持続的利用、永續都市・農村建設、グリーンライフ推進の調整・推進。
 3. 生物多様性保全および健康リスク管理の推進による国民の健康と生態系の均衡確保。
 4. グリーンテクノロジーおよび永續産業の推進により高い環境品質と永續發展の両立を図る。
 5. 永續發展教育・広報の推進、政府と民間・地域社会とのパートナーシップ強化。
 6. 国際協力の推進および国際環境・永續發展事務への積極的参画を通じ、地球社会の一員としての責務を果たす。
-

（出典）行政院國家永續發展委員會(2002)『91 年國家永續發展年報』に基づき著者作成。

表 7. 持続発展行動計画（2002 年 12 月）における作業グループの任務

持続ビジョン作業グループ

- 持続発展ビジョンの策定
- 持続発展推進メカニズムの強化

国土資源作業グループ

- 国土の持続的な利用計画の推進
- 水資源の保全および持続的利用の推進
- グリーンな都市・農村計画と建設の推進

資源・産業作業グループ

- エネルギー・資源効率の向上およびクリーンエネルギーの開発
- グリーン技術とグリーン産業の発展

生物多様性作業グループ

- 生物多様性の研究・管理・保全・利用および公正な利益配分の推進
- 生物多様性保全に関する国民意識・知識の向上
- 地域・国際レベルでの生物多様性保全協力への参画

生活・生産作業グループ

- グリーンな生産と消費の推進、循環型社会の構築
- 生産・生活・生態を統合したグリーン建設の推進

国際環境保全作業グループ

- 国際環境条約関連の活動および持続発展事務への積極的参加
- 持続発展に係る国際環境協力の推進、パートナーシップの構築
- 国際環境条約に対応する法制度の整備

健康リスク作業グループ

- 健康リスク評価メカニズムの推進
- 健康リスク管理制度の整備

持続教育作業グループ

- 持続発展理念の国民生活および学校教育への統合
- 政府・民間・企業・学校資源を統合した持続教育の推進
- 持続発展教育に関する研究および国際協力の推進

（出典）行政院國家永續發展委員會(2002)『91 年國家永續發展年報』に基づき著者作成。

表 8. 第 2 回全国エネルギー会議（2005 年）の議題

1. 京都議定書発効後の全体的な戦略方向
2. エネルギー政策およびエネルギー構造の発展方向
3. グリーンエネルギーの発展とエネルギー利用効率の向上
4. 京都議定書発効後の産業部門における対応戦略
5. 京都議定書発効後の運輸部門における対応方策
6. 京都議定書発効後の住宅・商業部門における対応戦略

（出典）方明山(2005)「全国エネルギー会議之結論」を基に著者作成。

表 9. 永續發展政策綱領（2009 年 9 月）の構成

<p>第一章 序文</p> <p>第二章 ビジョン</p> <p>第三章 基本原則</p> <p>第四章 理念と方向性</p> <p>第五章 政策の概要</p>	<p>第六章 重点政策</p> <p>一 「持続可能な環境」の側面</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 観点一：大気 ● 観点二：水環境 ● 観点三：土地 ● 観点四：海洋 ● 観点五：生物多様性 ● 観点六：環境マネジメント <p>二 「持続可能な社会」の側面</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 観点一：人口と健康 ● 観点二：居住環境 ● 観点三：社会福祉 ● 観点四：文化的多様性 ● 観点五：防災・減災 <p>三 「持続可能な経済」の側面</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 観点一：経済発展 ● 観点二：産業振興 ● 観点三：交通・運輸の発展 ● 観点四：持続可能なエネルギー ● 観点五：資源循環・再利用 <p>四 「実施体制」の側面</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 観点一：教育 ● 観点二：科学技術研究開発 ● 観点三：情報化社会 ● 観点四：市民参加 ● 観点五：政府改革 ● 観点六：国際協力
--	---

（出典）行政院國家永續發展委員會（2009）「永續發展政策綱領」に基づき著者作成。

表 10. 永続発展政策綱領（2009 年 9 月）における 10 の原則

-
1. 世代間公平の原則：現世代の国民は、将来世代の子孫が享受できるように、十分な資源を維持・確保する責任を有し、世代を超えて永続的な発展を図る。
 2. 均衡的配慮の原則：環境保護、経済発展および社会正義は、均衡的に考慮されるべきである。
 3. 環境容量の原則：社会および経済の発展は、環境の許容量を超えてはならない。
 4. 予防優先の原則：環境影響評価などの予防措置を推進し、開発行為による環境破壊を減少させる。
 5. 社会的正義の原則：環境資源、社会および経済の配分は、公平かつ正義の原則に適合すべきである。
 6. 健康維持の原則：経済および社会の発展は、国民の健康を害してはならない。
 7. 公開参加の原則：永続発展に関する意思決定は、社会各層の期待と意見を集約し、十分なコミュニケーションを経て透明性の原則の下で知恵を結集し、共同で策定することが求められる。
 8. 科学技術革新の原則：科学的精神と方法を基礎とし、永続発展に関連する対策を策定するとともに政策リスクを評価する。科学技術革新を通じて、環境保護・経済発展・社会正義という三つの目標を同時に強化し、意思決定メカニズムを調整し、永続発展を実行する制度を構築する。
 9. 政策統合の原則：永続発展の計画を策定する際には、生態系の持続性を全体的に考慮する。永続発展政策の推進にあたり、政府と民間部門を統合し、それぞれが責任を果たし、最大の成果を上げる。
 10. 国際参加の原則：国連および国際条約の規範に従い、国際社会の一員としての責任を果たす。開発途上国への援助においては、永続発展を重点項目として位置づける。

（出典）行政院國家永續發展委員會（2009）「永續發展政策綱領」に基づき著者作成。

表 11. 永続発展政策綱領（2009 年 9 月）「実施体制」（国際協力）

議題一：国際組織への積極的参加

（1）目標

1. 短期：地域的または世界的な環境関連の政府間・非政府間国際組織やメカニズムに適切な方式で積極的に参加する。
2. 中期：国連傘下の環境関連国際組織およびメカニズムへの参加を推進する。
3. 長期：国連傘下の環境関連国際組織およびメカニズムへの加入を推進する。

（2）戦略

1. 民間団体が国際問題に参加することを支援し、国内の民間団体や個人が積極的に関連する国際組織に参加し申請できるよう奨励・支援する。
2. 他の地域的またはグローバルな国際組織への加盟・参加を目指し、既に加盟している国際組織との関係を強化して会籍の地位と権益を維持する。まだ加盟していない国際組織に対しては、実質的な連絡を強化し、積極的に活動に参加して加盟の機会を追求する。
3. 国連組織やその活動への参加を促進する。NGO が国連関連組織や活動に参加することを奨励し、各民間団体が専門性や活動能力を強化できるよう支援し、国際的なコミュニケーションのレベルを向上させ、継続的かつ定常的な連絡体制を構築する。

議題二：国際社会への貢献の拡大

国際的義務を果たすため、政府は台湾の経済・貿易力および発展経験を積極的に活用する。また、友好関係にある開発途上国の経済建設および環境保護を支援し、国際協力の範囲を拡大する。国際社会における台湾への支持を強化し、台湾が国際組織に参加する機会を創出する。

（1）目標

1. 国際的な義務を果たすため、政府は経済・貿易力および開発経験を積極的に活用する。
2. 友好関係にある開発途上国の経済建設や環境保護の取り組みを支援し、国際協力の範囲を拡大する。
3. 国際的な友好関係を強化し、台湾が国際組織に参加する機会を創出する。（原文：加強國際友我力量，創造台灣參與國際組織的契機。）

（2）戦略

1. 国民の海外投資を促進し、経済貿易協力を強化し、国際協力機能を向上させるなど、複数の計画を継続的に推進する。
2. 技術チームをアジア太平洋、アジア西部、ヨーロッパ、アフリカ、中南米およびカリブ海地域の国々に派遣し、我が国の友好国の経済発展と環境保護を支援し、現地の雇用機会や医療水準を向上させ、住民の生活を改善する。
3. 海外業務サービスチームや中小企業支援チームを派遣し、友好国で必要な支援を提供する。
4. 環境保護に関連する専門講習クラスを開設し、友好国から参加者を招いて研修を行い、環境品質を改善するとともに、環境保護人材の育成を支援する。

議題三：永続発展と国際協力

（1）目標

二国間・多国間協力を強化し、国際条約を遵守することで国際的な持続発展活動を積極的に推進し、持続発展協力を通じて、実務的で前向きな外交を実現することを目指す。

(2) 戦略

1. 環境保護が進んでいる国々との二国間計画の推進を強化し、協力分野を拡大するとともに、技術移転などを通じて、実質的な協力関係を積極的に構築する。
2. 現在も加盟している国際組織を通じて、多国間の環境協力を積極的に促進する。たとえば、世界貿易機関 (WTO)、アジア太平洋経済協力 (APEC)、アジア開発銀行 (ADB) など。
3. 国連気候変動枠組条約、生物多様性条約、モントリオール議定書、バーゼル条約などの締約国会議や関連会議に積極的に派遣員を参加させ、国際的な環境保護の動向を把握し、早期に対応策を検討して、地球村の一員としての責任を果たす。
4. 近年、台湾の多くの NGO が国際および地域組織に参加しており、今後はその積極的な外交活動参加を奨励し、支援すべきである。

議題四：两岸関係の段階的発展

(1) 目標

双方が互惠互助の原則に基づき、地球環境への共通の関心を持ち、持続発展、自然保育、環境産業、環境技術、学術研究などの面で双方に利益をもたらす新たな境地を切り開く。

(2) 戦略

1. 两岸の環境関連専門家の交流を拡大し、两岸の調和ある相互作用を促進する。
2. 两岸の持続可能な発展に関する情報交流を強化し、两岸の環境資源を共同で保護する。
3. 两岸関係の発展過程に応じて、共同協力事項の計画・推進を行う。

(出典) 行政院國家永續發展委員會 (2009) 「永續發展政策綱領」に基づき著者作成。

表 12. 国家気候変動対応行動綱領(2017 年 2 月)における基本原則

-
1. 「パリ協定」を遵守し、温室効果ガス排出削減を推進するとともに、「モントリオール議定書」キガリ改正に基づき、高温暖化係数を有する温室効果ガスであるハイドロフルオロカーボン（HFCs）の使用を凍結および削減する。
 2. 政策の策定および実施過程において透明性を確保し、各種環境課題の共通便益を考慮しつつ、最小コストの原則のもとで温室効果ガス削減および気候変動適応戦略を推進する。
 3. グリーンファイナンスおよび炭素価格付け制度を推進し、温室効果ガス総量規制・排出量取引制度ならびに関連税制を通じて、経済的インセンティブを強化・創出し、温室効果ガス削減、グリーン産業の発展支援および国家競争力の向上を図り、社会的公益を促進する。
 4. 非核家園の目標に基づき、気候変動への対応策として新たな原子力発電を導入しない。
 5. 政府の政策および個別開発行為においては、気候変動への適応および緩和戦略を環境影響評価の考慮事項に組み込む。
 6. 科学的基盤を強化し、包括的な早期警戒能力を構築するとともに、気候変動への適応対策およびレジリエントな発展を推進する。
 7. 資源およびエネルギー利用効率を向上させ、資源循環利用を促進し、国家のエネルギー安全保障および資源の持続可能な利用を確保する。
 8. 中央政府および地方政府のパートナーシップ、公私協力関係および対話プラットフォームを構築し、地域に根ざした適応および緩和施策を具体的に推進する。
 9. 国際協力および交流を促進し、相互利益の原則に基づき、有意義な参加および実質的貢献を推進するとともに、産業発展における国際競争力を維持する。
 10. 国民全体の気候変動に対する認識および技能を向上させ、民間団体による関連活動や取り組みを積極的に支援する。
-

(出典) 行政院環境保護署(2017)「國家因應氣候變遷行動綱領 (核定本)」を基に著者作成。

表 13. 国家気候変動対応行動綱領(2017年2月)に盛り込まれた政策

1. 気候変動への適応

- (一) 災害リスク評価およびガバナンスの強化
- (二) 基幹インフラのレジリエンス向上
- (三) 水資源の需給バランスおよび効率の確保
- (四) 国土安全の確保および統合的管理の強化
- (五) 沿岸災害の防止および持続可能な海洋資源の確保
- (六) エネルギー供給および産業の適応能力向上
- (七) 農業生産の確保および生物多様性の保全
- (八) 医療・衛生および防疫体制の強化、健康リスク管理の向上

2. 温室効果ガス排出の削減

- (一) エネルギー構造の調整および効率向上
- (二) グリーン・イノベーション企業への転換および持続可能な生産・消費行動の実施
- (三) グリーン交通の発展および輸送システムにおけるエネルギー効率の向上
- (四) 持続可能な建築および低炭素生活圏の構築
- (五) 持続可能な農業経営の促進
- (六) 環境負荷の軽減およびエネルギー・資源循環型社会の構築

3. 関連する政策措置

- (一) グリーンファイナンスを推進し、民間資金の活用を活性化させ、再生可能エネルギー産業の発展および低排出・レジリエントな社会構築を促進する。
- (二) 温室効果ガス排出に伴う外部コストの内部化を実施し、総量規制およびグリーン税制等の炭素価格付け制度を推進する。
- (三) 国民が気候変動に関する情報を容易に取得できる仕組みを整備し、奨励または補助措置を提供することで、行動変容を促し、低炭素型の地域実践を推進する。
- (四) 気候変動に関する環境教育を推進し、対応人材を育成するとともに、国民全体の認識および技能を高め、低炭素生活の実践力へと転換する。

(出典) 行政院環境保護署(2017)「國家因應氣候變遷行動綱領 (核定本)」を基に著者作成。

表 14. 台湾永續發展目標（2019 年 7 月）の中核目標

-
- 1 社会・経済面で弱い立場にある人々への安全で確かなケアとサービスを強化する
 - 2 食料安全を確保し、飢餓をなくし、持続的な農業を促進する
 - 3 すべての年齢層に対して健康的な生活と福祉を確保・促進する
 - 4 包括的で公平かつ質の高い教育を保障し、生涯学習を推進する
 - 5 ジェンダー平等を実現し、すべての女性のエンパワーメントを図る
 - 6 環境の品質を確保し、環境資源を持続的に管理する
 - 7 誰もが手頃で安定的、持続的かつ現代的なエネルギーを享受できるようにする
 - 8 包括的で持続可能な経済成長を促進し、労働生産性を高め、すべての人に質の高い雇用機会を確保する
 - 9 住民が負担可能で安全、環境にやさしく、レジリエンスと持続性を備えた交通を構築する
 - 10 国内および国家間の不平等を減らす
 - 11 包括的で安全、レジリエントかつ持続的な都市と農村を構築する
 - 12 グリーン経済を促進し、持続可能な消費と生産のモデルを確保する
 - 13 気候変動とその影響に対応するため、緩和および適応行動を強化する
 - 14 海洋生態系を保全・持続的に利用し、生物多様性を確保し、海洋環境の悪化を防止する
 - 15 陸域生態系を保全・持続的に利用し、生物多様性を確保し、土地劣化を防止する
 - 16 平和で多様性を尊重する社会を促進し、司法の平等を確保し、信頼性が高く市民の意見を広く取り入れる体制を構築する
 - 17 多様なパートナーシップを構築し、持続ビジョンの実現に向けて協力する
 - 18 環境基本法で定められた「非核家園」目標を段階的に達成する
-

（出典）行政院國家永續發展委員會（2019）「臺灣永續發展目標」を基に著者作成。

表 15. エネルギー転換白書（2020 年 11 月）の構成

章	計画
第一章 エネルギー転換の全民的推進 — 地方エネルギー・ガバナンスと市民参加の促進	地方エネルギー・ガバナンスへの全面的支援
	参加型エネルギー・ガバナンス制度の構築
	エネルギー転換責任計画の推進
第二章 エネルギー使用効率の向上 — 徹底した省エネルギー社会の実現	民生部門省エネルギー計画
	工業部門エネルギー効率向上計画
	建築部門省エネルギー計画
	運輸部門省エネルギー計画
	省エネルギー目標およびロードマップ策定
第三章 電力構造改革の推進 — 系統安定とクリーンな電力供給の確保を目標に	電力安定化方案
	電力事業改革の推進
	スマートグリッドの推進
	天然ガス供給拡大および安定化計画
	市民電力発電所推進方案
第四章 再生可能エネルギー導入の加速 — 持続可能エネルギーを目標として	太陽光発電推進方案
	風力発電推進方案
	地熱およびその他再生可能エネルギー推進方案
	新・再生可能エネルギー推進関連施策
第五章 グリーンエネルギー産業・技術発展の促進 — グリーン雇用創出と技術革新	再生可能エネルギー産業推進計画
	第二期エネルギー国家型科学技術計画
	沙崙スマートグリーンエネルギーサイエンスパーク共同研究センター

（出典）経済部（2020）「能源轉型白皮書」を基に著者作成。